

日本スポーツ社会学会第 13 回研究大会

発表抄録集

北海道教育大学旭川校 2004 年 3 月 26 日・27 日

日本スポーツ社会学会第13回大会プログラム

2004年3月26日(金)

11:00 - 12:00 理事会 N122 教室 (1F)

12:00 受付

13:00 一般発表 I

日本スポーツ社会学会第13回研究大会実行委員会

大会長	森田 寛	北海道教育大学教育学部旭川校 分校主事
実行委員長	前田 和司	北海道教育大学旭川校
実行委員	大沼 義彦	北海道大学
	小林 禎三	北海道教育大学旭川校
	杉山 喜一	北海道教育大学旭川校
	鈴木 文明	市立名寄短期大学
	速水 修	北海道教育大学旭川校
	古川 善夫	北海道教育大学旭川校
	三浦 裕	北海道教育大学旭川校
	村田 芳久	北海道教育大学旭川校

I-A N370 教室 (3F) 司会 高畑 幸 (大阪市立大学)

グローバル政治・経済とアジアのスポーツ産業 —ナイキの戦略を中心に—

深澤 宏 (秋田大学)

遊び時間と社会変容 —日本とタイの比較調査から—

安部 陽子 (岡山大学大学院)

I-B N170 教室 (1F) 司会 杉本 厚夫 (京都教育大学)

スポーツ観に関する研究 —日本・中国・韓国体育専攻学生の勝利志向比較から—

依田 充代 (日本体育大学女子短期大学)

スポーツマンシップ、フェアプレイ、フェアプレイ精神に関する研究 島田 佳奈 (日本体育大学)

I-C N171 教室 (1F) 司会 海老原 修 (横浜国立大学)

スポーツ選手のセカンドキャリアに関する研究 —ソフトボール選手の場合—

山本 恵弥里 (東海大学大学院)

スポーツ・トランスファーの個人史にみる困難の両義性

—元アメリカ杯日本代表クルーを事例として—

吉田 毅 (東北工業大学)

14:10 - 15:10 特別講演 N370 教室

講 師 Andrew Brookes (ラトロープ大学ベンディゴ校、豪)

講演題目 "Outdoor Activity in the Context of Nature and Society"

「自然と社会というコンテクストからみるアウトドア・アクティビティ」

15:20 - 17:20 公開シンポジウム N370 教室

テーマ: 新たな観光開発と地域社会 —北海道におけるアウトドア体験観光をみすえて—

コーディネーター 前田 和司 (北海道教育大学旭川校)

パネリスト 足立 重和 (愛知教育大学)

盆踊りと価値形成的な地域づくり

—岐阜県八幡町の郡上おどりの事例から—

進士 徹 (NPO 法人あぶくまエヌエスネット代表)

自然学校と地域連携の実践

17:30 - 18:30 総会 N370 教室

18:30 懇親会 福利厚生施設食堂

2004年3月27日(土)

9:00-10:30 一般発表Ⅱ

Ⅱ-A N370 教室 司会 森川 貞夫(日本体育大学)

組織文化論からみた地域スポーツクラブのシンボルの意味共有

—神戸レガッタ&アスレティッククラブのケーススタディー—

伊藤 克広(神戸大学大学院)

総合型地域スポーツクラブと地域活性化に関する研究

田島 良輝(早稲田大学)

総合型地域スポーツクラブ育成のプロセス評価 —理念と現実—

山口 泰雄(神戸大学)

Ⅱ-B N170 教室 司会 長屋 昭義(兵庫県立看護大学)

地域婦人会とスポーツ —群馬県桐生市の婦人会のスポーツ活動に関する一考察—

後藤 貴浩(群馬大学)

スポーツ少年団の地域的展開に関する事例研究

中島 信博(東北大学)

地域スポーツ集団の形成に関する研究 —「総合型地域スポーツクラブ育成モデル事業」指定終了

市町村への調査から—

伊藤 恵造(日本体育大学)

Ⅱ-C N171 教室 司会 松田 恵示(岡山大学)

感覚の人称性と上達 —武道を事例として—

倉島 哲(京都大学)

プロレスの現象学

小林 正幸(法政大学大学院)

スポーツ学が意味するもの —スポーツ科学からのパラダイムシフトの必要性—

海老島 均(びわこ成蹊スポーツ大学)

10:40-12:10 一般発表Ⅲ

Ⅲ-A N370 教室 司会 挾本 佳代(成蹊大学)

スポーツにおけるセクシュアル・ハラスメント研究の視点と課題

—海外の研究成果から—

熊安 貴美江(大阪女子大学)

女子学生による“スポーツの場”におけるセクシャル・ハラスメント認識の特徴

—“スポーツ以外の場”との比較を通じて—

高峰 修(中京大学体育研究所)

大相撲九州場所観戦者の調査 —大相撲におけるジェンダーの研究—

生沼 芳弘(東海大学)

Ⅲ-B N170 教室 司会 大沼 義彦(北海道大学)

「ここでやった大会」／「みんなのチーム」とは何か

—鹿嶋市S地区におけるW杯と鹿島アントラーズ—

橋本 政晴(日本女子大学)

「地域への貢献」という神話

—地元旅館業者からみたワールドカップと鹿島—

石岡 丈昇(筑波大学大学院)

2002FIFAワールドカップと在日コリアン

鈴木 文明(市立名寄短期大学)

Ⅲ-C N171 教室 司会 山本 教人(九州大学)

スポーツ研究における公共性論の批判的検討

—浦和レッズサポーターの事例から—

吉田 幸司(筑波大学大学院)

故郷の再生：近畿カーブ後援会と近畿広島県人会を対象にして(私設応援団のフィールドワーク3)

高橋 豪仁(奈良教育大学)

「障害者スポーツ」というカテゴリーの組替えに関する研究

—車椅子バスケットボールチームの実践から—

渡 正(筑波大学大学院)

12:10-13:10 休憩

13:10-14:10 一般発表Ⅳ

Ⅳ-A N170 教室 司会 佐川 哲也(金沢大学)

日本スポーツ仲裁機構設立の意味

小野寺 直樹(横浜国立大学)

主体的実践としての苦痛と怪我

—ボクシングジムへの入会プロセスを事例として—

池本 淳一(大阪大学大学院)

13:10-16:00 課題研究A N370 教室

コーディネーター リー・トンプソン(早稲田大学)

テーマ：ドキュメンタリー映画(アメリカPBS制作「Rocks With Wings」)を観る

14:20-16:20 課題研究B N171 教室

コーディネーター 松田 恵示(岡山大学)

テーマ：スポーツとことば (1) -言説化するスポーツ/言説からはみ出すスポーツ-

司会 黄 順姫(筑波大学 スポーツ社会学)

報告者

David Lehney (ウィスコンシン大学 政治学)

毛利 嘉孝 (九州大学 カルチュラルスタディーズ)

松田 恵示 (岡山大学 スポーツ社会学)

討論者

John Horne (エジンバラ大学 スポーツ社会学)

杉本 厚夫 (京都教育大学 スポーツ社会学)

34年3月28日(日) 9:00-14:00 エクスカーション「原生林歩くスキーツアー」美瑛町白金

一般発表 I

(3月26日 13:00～14:00)

I-A N370 教室 (3F) 司会 高畑 幸 (大阪市立大学)

グローバル政治・経済とアジアのスポーツ産業 ーナイキの戦略を中心にー	深澤 宏 (秋田大学)
遊び時間と社会変容 ー日本とタイの比較調査からー	安部 陽子 (岡山大学大学院)

I-B N170 教室 (1F) 司会 杉本 厚夫 (京都教育大学)

スポーツ観に関する研究 ～日本・中国・韓国体育専攻学生の勝利志向比較から～	依田 充代 (日本体育大学女子短期大学)
スポーツマンシップ、フェアプレイ、フェアプレイ精神に関する研究	島田 佳奈 (日本体育大学)

I-C N171 教室 (1F) 司会 海老原 修 (横浜国立大学)

スポーツ選手のセカンドキャリアに関する研究 ーソフトボール選手の場合ー	山本 恵弥里 (東海大学大学院)
スポーツ・トランスファーの個人史にみる困難の両義性 ー元アメリカ杯日本代表クルーを事例としてー	吉田 毅 (東北工業大学)

グローバル政治・経済とアジアのスポーツ産業-ナイキの戦略を中心に-

Asian Sporting Goods Corporations and the Global Politics and Economics

深澤 宏 秋田大学教育文化学部

Hiroshi Fukasawa, Akita University, Faculty of Education and Human Studies

はじめに:

マスメディアをとおして、オリンピック、ワールドカップサッカーなどに見られるように、世界的規模の情報がリアルタイムで流されている。このようなグローバルなスポーツは、単に選手、監督によるゲームの演出によってのみでなく、そこには、国を挙げての経済的、政治的力が働いていると考えられる。過去から、現代まで、スポーツは、このような要因が強く働いて今日の発展を見るようになった。しかし、今日ほど地球規模でスポーツが経済的、政治的要因によって、動いている状況はなかったのではないか。地球規模でのスポーツの消費、生産は、放映権料、スター選手の契約料等の高騰となって現れている。

本研究は、このような華やかなスポーツ現象を成り立たせるのにもっとも基本的な、スポーツ用具、用品がどのような政治、経済的要因によって生産されているかをアジアにおけるナイキスポーツ用品製造契約工場の現状を通して考察する。

研究の方法:

文献及び、インターネット、NHK テレビ番組等の分析、及び考察

主な引用参考文献等、・ George H.Sage, "Sporting Goods Production in the Global Political Economy", edited by Kimberly S.Schimmel and John Nauright. "The Global Political Economy of Sport", 2003, ・ NHK,スペシャル,BS '03, 5月4日,「巨大企業対 NGO」・ We are not machines: Indonesian Nike and Adidas workers-March 2002,Oxfam Community Aid Abroad, JUSTU STOP IT.

結果及び考察:

現在、生産を本国以外の低賃金国において行っている多国籍企業は6万社あり、45万の支部を持ち、全世界生産品の1/3を占め、販売額は11兆ドルと言われる。世界大企業100社の内66社は、多国籍企業であり、そのうち国内企業は34社である。トップ100社の57%は、アメリカ合衆国の所有である。

経済のグローバリゼーションの特質として、単に経済的要因だけでなく、政治と結びついたグローバル化が特徴である。すなわち、政治的装置と生産販売との結合である。

スポーツ用品製造産業も、以上のように他の産業が行ってきたグローバルな資本主義生産と同じやり方を行ってきた。それは、地球規模的販売と同時に、地球規模の生産方式である。

30年前までは、国内生産、国内販売方式が主流だった。巨大な多国籍企業の到来は、1960年代である。経済的グローバリゼーションは、資本と労働の分業であり、海外生産方式が特徴である。(Export Processing System) 生産のための調査、研究、発展計画は先進国で行われ、労働集約的な生産ラインは、第三世界に移されるのがこの方式である。最終的に生産物は、先進国に輸出される。

第三世界契約工場に於ける労働者の実態

1, 低賃金、2, 非人間的労働条件、3, 性的虐待、4, 社会との断絶、5, 社会福祉の欠如、6, 仕事中心の生活、7, 若い女性、子供の搾取(労働者の90%)、8, 労働組合の結成は鎮圧される、9, 第三世界の少数は、利益を得たが先進国との格差は広がりつつある(最富裕国と最貧国の所得格差が広がっている)

スポーツ用品製造輸出産業

かつて、家内工業的に行っていたスポーツ製造は、低賃金輸出産業に移行した。アメリカ合衆国のスポーツ用品は、90%が輸入されるようになった。

先進国のスポーツ用品、用具製造は、低賃金の労働力が無限に供給される第三世界に移動した。

アジアに於けるナイキ契約工場の実態

ナイキは、1964年、オレゴン州において Philip Knight & Bill Bowerman によって Blue Ribbon Sport という名前で設立された。1971年、Nike という名前に変わった。世界のトップスターを使ったマーケティング戦略と賃金の安い第三世界における生産工場との契約システムにより、世界のトップの地位を築いてきた。現在、スポーツ関係の靴や運動服を世界 55 カ国で製造、140 カ国で販売している多国籍大企業である。全世界の社員 22000 人、2002 年、売上高 118 億ドルは、世界一である。ナイキが行っている生産方式の特徴は、自分たち自身の生産工場を持たないで、稼出した収益の中から、デザインやマーケティングに力を入れている。契約工場を次々と労働賃金の安い国に移転させることで価格の競争力を保ってきた。1990 年代は、韓国が生産量の 50% 以上を占めていたが、1992 から 94 年頃から、生産拠点を中国、インドネシアへと移動し、現在、ベトナムへと移動している。各生産工場は独立採算であり、各工場における問題は、ナイキには責任はなく、それぞれの工場が解決するべきであるという立場をとっていた。55 カ国における 900 の契約工場には、700000 の労働者がいる。1993 年、インドネシアにおける契約工場での労働者賃金は、1 日、1.4 ドルであった。この賃金は、法律で決められている最低賃金より安かった。さらに労働者は、長時間労働を強いられた。会社を批判した労働者への暴力もあった。このような途上国の労働者問題に対し、NGO、マスメディアから激しい非難が起こった。労働者による「反搾取運動」も起こった。1998 年、ナイト社長も改革を承認せざるを得なくなった。このような課題解決のため、マリア・アイテル女史が副社長としてスカウトされた。アイテル副社長の採った戦略は、企業内 NGO の設立であった。ナイキ自身が作る NGO である。1999 年、1400 万ドルの資金で、ナイキ自身による NGO、Global Alliance が設立された。さらに NGO で労働問題などに関わったスタッフ 21 人が雇われた。グローバルアライアンスは、つぎのような改革を迫られた。1

①利益をあげるだけでなく、環境、人権などの企業としての社会的責任を果たす。

②NGO や労働者のストライキにどう対処するか。

現在、Global Alliance は、インド、タイ、中国、ベトナム、インドネシアで活動している。各生産工場における労働者の不満を聞き出し、改善することを試みている。タイにおける Global Alliance に従事している、クリチカ・ウォンコムさんは、タイにおける 90 の工場のうち、6 つの工場を担当している。その結果、次のような点が重点目標となった。

① ナイキ生産工場すべてに、「ナイキ運営規約 (Code of Conduct)」を張り出す。

②月に一度、管理者と労働者が話し合う。

③強制労働の禁止

④靴製造労働者は、18 歳以上の労働者でなければならない。

⑤アパレル製造労働者は、16 歳以上でなければならない。

⑦賃金は、法律の最低賃金または、現行賃金の高い方を基準とする。

このような新しい試みにもかかわらず、1993 年、スイスのダボス会議において、Nike に対する多くの労働者の抗議が行われた。インドネシア、Dason 社への発注停止に対する抗議であった。Dason 社は、インドネシアのナイキ靴工場の約 2 割を生産していたが、発注停止により、6800 人の労働者が失業した。2002 年、インドネシアの NGO、PBJ が把握している失業者の数は、170000 人であった。

結論：

インドネシアにおいては、雇用の空洞化が起こっている。多くの人々の抗議にもかかわらず、ナイキ契約工場、Dason 社移転は、変えられなかった。

アメリカ最大の年金基金カルパースは、社会的責任を果たしている企業にだけ、投資している。投資の基準は、労働者の人権、環境、社会的チャリティー活動、製品の品質である。このファンドが選んだ、400 の優良企業の中に、ナイキは入れられなかった。近年のグローバルな非政府組織の批判を避けるため新しい戦略を実行しつつある。ナイキのグローバルアライアンスは、あたかも労働条件改善を率先して行っているかのように装おうとする批判をかわすための新しい戦略と考えられる。

遊び時間と社会変容—日本とタイの比較調査から—

○安部陽子（岡山大学大学院）佐川哲也（金沢大学）松田恵示（岡山大学）

I. はじめに

子どもの外遊びの減少が嘆かれている。その原因として家の中での遊び、特にテレビゲームで遊ぶ時間に多くを費やしているため外遊びの時間が減少している、ということが語られる場合も多い。また、外遊びやスポーツに関する二極化や消極性についても大きな問題として取り上げられている。

ところで、これらのことが問題にされるとき、結果として指摘されることは「子どもの生活環境の変化」ということであろう。しかし、生活環境が変われば、なぜ、外遊びやスポーツ活動に対して消極的な子どもがでてくるのか、といったような問題について詳しく検討している研究は少ない。さらに、そもそも子どもたちが 24 時間の 1 日を、どのように活動をしているのかという現状をつかむ研究は、思われている程に多くないのが現状である。子どもに対する調査は、常に方法のレベルで一定の「難しさ」を含んでしまうからである。

そこで、本研究では実際に子どもたちの生活時間についての調査をおこない、一日という時間を子どもたちはどのように使っているのか詳しく検討することから問題関心を開いてみたい。それにより、普段見えにくい子どもの活動について、より詳細に明らかにすることを通して、「子どもの生活環境」と遊びの関係について、いくつかの新しい研究視点を提示すること目的としてみたい。

II. 研究方法

総務省のおこなっている「社会生活基本調査」の調査票を元に項目数の選別や、子ども用の項目を加えるなど検討し、調査用紙を作成した。

<調査対象>

日本	岡山（地方）	小学校 5、6 年——99 名 中学校全学年——486 名（中 2 157 名）
タイ	バンコク（都市部）	小学校 5、6 年——156 名 中学校 2 学年——185 名

<調査期間>

日本：小学校—2003 年 7 月 16 日（水）天気：晴れ
中学校—2003 年 7 月 15 日（火）天気：晴れ
タイ：小学校、中学校—2003 年 9 月 3 日（水）天気：晴れ

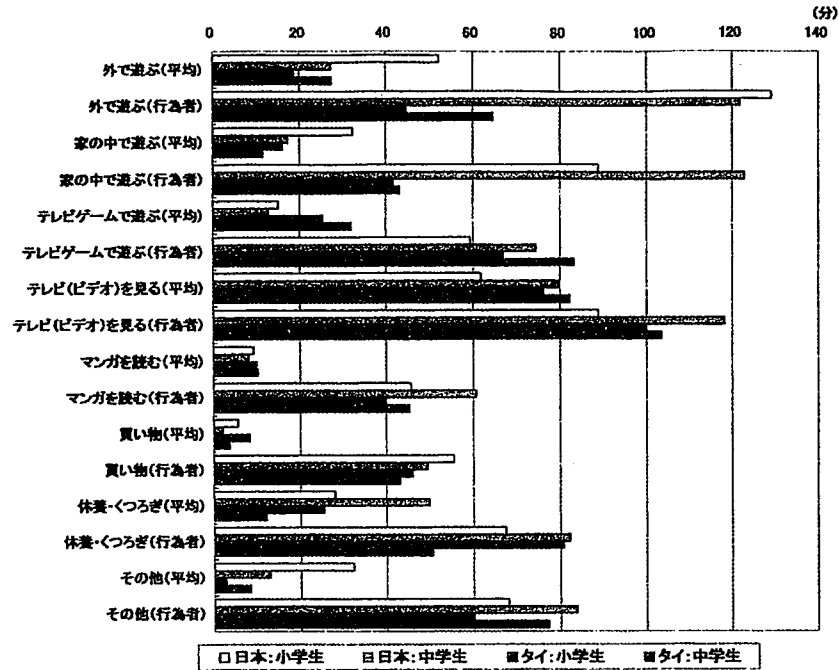
<調査項目>

就寝、食事、身の回りの用事、通学・帰宅、塾、習い事、手伝い、家庭学習、読書、外で遊ぶ、家の中で遊ぶ、テレビゲームで遊ぶ、テレビ（ビデオ）を見る、マンガを読む、買い物、休養・くつろぎ（音楽を聴く、ボーっとするのはこの項目に含まれる）、その他 の計 18 項目である。

<調査方法>

「生活基本調査」では、24 時間の生活の流れを、そのときに何をしていたかを振り返ることで、1 本の線として記入し把握する。対象者の児童にとっては難しい作業でもあるので、調査者が現場にて説明しながら調査補助者の援助とともに調査を行なった。

III. 結果と考察 (一部)



図で示されているように、日本の子どもはタイの子どもに比べ、ほとんどの項目において平均時間は短い、行為平均時間については長くなっている。また、行為率に関しては「休養・くつろぎ」、「その他」、小学校における「家庭学習」以外の項目においてタイの方が高かった。以上より、日本においては前述の項目以外は行為者と非行為者との差が激しくなっていることが確認された。つまり、行動の二極化は外遊びやスポーツだけではなく、生活行動全般についてであるということが言える。

また、「休養・くつろぎ」「その他」の項目に関しては、平均時間においても行為平均時間においても、日本はタイに比べ多い。また、行為率についてもタイより高い値を示した。つまり、日本はタイに比べ、休養や主な項目に分類しきれない時間が多いということが言える。さらに、「家庭学習」と遊びの相関を検討したところ、有意差が確認されたものは少なかった。

以上のことから、日本の子どもたちには「第三の時間」と言ってもよいと思われる、新しい性格を持った時間が出現している。つまり、子どもの生活時間構造は、「遊び」と「勉強」、という2項図式から、「遊び」「勉強」「第三の時間」という3項図式に変化しているということである。子どもの生活の二極化とは、この「第三の時間」の程度の差に他ならない。しかし、この「第三の時間」とは、どのような社会環境から由来するものなのだろうか。また、こうした時間の出現は、子どもたちの遊びにとって、どのような影響をもたらすことになるのだろうか。

スポーツ観に関する研究

～日本・中国・韓国体育専攻学生の勝利志向比較から～

A study on attitude toward sports: an investigation of intentions of winning found among Japanese, Chinese, and Korean students with the major in physical education.

依田 充代 (日本体育大学女子短期大学)

Mitsuyo Yoda (Nippon Sport Science University Women's Junior College)

キーワード: スポーツ精神、スポーツ根性論、勝利至上主義、体罰・暴力、
厳しい上下関係、しごき、スポーツ観、社会・国家、メディア、ドーピング、

1. 緒言

日本では古くから「スポーツ精神」とか「スポーツ根性論」という言葉が使われてきた。また、「勝利至上主義」や「体罰・暴力」などの問題も、部活動の場面やスポーツ少年団などでいまだ報告されている。体育系大学の運動部には「厳しい上下関係」や「しごき」が必要だと認識している学生も存在している。こうしたスポーツ観は日本でのスポーツ発展過程の歴史の中で形成されていったものであるが、日本的だと思われるこのようなスポーツ観は他のアジアの国とはどのような差が見られるのだろうか。そこで本研究は日本、韓国、中国体育専攻学生のスポーツ観を調査し、中国・韓国と日本を比較することで、日本のスポーツ界で問題とされてきた勝利志向は他国とどのような差があり、またどのような項目と近く、どのような項目と関連して認識されているのかを明らかにすることを目的とする。

2. 研究方法

調査対象者は日本(日本体育大学学生)331名、中国(中国上海体育学院学生)303名、韓国(成均館大 学校学生)206名で、調査期間は2000年10月1日～10月30日、各国それぞれ集合調査法にて調査を行った。調査項目は「スポーツに関する意識」として「ルール・フェアプレイ・モラルに関する項目」、「精神力、体罰・暴力、上下関係に関する項目」、「社会・国家、文化に関する項目」、「スポーツ障害、医学的知識に関する項目」、「勝利に関する項目」、「メディア、商業主義、物理的利益に関する項目」、「ドーピングに関する項目」の45設問に対し5段階のSD法を用いて調査を行った。分析は「おおいにあらはまる」5点、「ややあらはまる」4点、「どちらともいえない」3点、「あまりあらはまらない」2点、「まったくあらはまらない」1点とし、日本、中国、韓国の比較を行うため、平均値の差の有意差を算出するT検定を用いた。また、それぞれの国の体育大学生がスポーツに関する意識にどのようなまとまりを感じているのかを検討するために、因子分析を行いその結果を比較検討した。比較分析にはSPSS11.5によりT検定を用い、5%水準をもって有意とした。因子分析においてもSPSS11.5を用い因子抽出を行った。

3. 結果

(1) 日本の特徴

日本が中国や韓国に比べて高い値を示した項目は「スポーツを行っている限りケガをしても仕方がないと思う」、「メディアに注目される事がスポーツ選手の将来を左右すると思う」の2項目であった。また、中国と韓国間には差は見られなかったが日本と両国との間に差が見られたのは「スポーツは競技成績がすべてである」、「試合に勝つためには人体の人工的加工は必要であると思う」、「スポーツ選手には根性が必要である」、「優れたスポーツ選手がドーピングを行うのは仕方がないと思う」、「スポーツで勝つためには長時間の練習が必要であると思う」の5項目でいずれも日本が低い値を示した。

(2) 中国の特徴

中国が日本や韓国に比べて高い値を示した項目は「スポーツは平和運動に貢献していると思う」、「優れた選手をつくり出すためには遺伝子操作も必要であると思う」、「オリンピック選手になることはスポーツマンの榮譽であると思う」、「スポーツは社会に役立っていると思う」、「スポーツマンは医学的知識が必要であると思う」、「オリンピックでメダルを獲得することは国の利益であると思う」、「スポーツは社会から期待されていると思う」、「スポーツは文化だと思う」、「ドーピングが発覚して出場停止等になるのは当然

だと思う」、「オリンピックでの国威発揚・国家斉唱は大切なことであると思う」、「スポーツで勝つことは物理的利益を生むと思う」、「スポーツで勝つことは人生を勝つことだと思う」、「スポーツで勝つためには厳しいしごきが必要であると思う」の13項目であった。また日本と韓国間には差は見られなかったが中国と両国との間に差が見られたのは「スポーツはエンターテインメントショーであると思う」、「スポーツが繁栄するのはマスメディアのおかげだと思う」、「ドーピングが発覚して失格になるのはおかしいと思う」の3項目でいずれも中国が低い値を示した。

(3) 韓国の特徴

韓国が日本や中国に比べて高い値を示した項目は「スポーツのルールは絶対に守らなければならない」、「健全な身体には健全な精神がやどると思う」、「スポーツにおける上下関係は必要であると思う」、「スポーツ指導者の言うことは絶対にまもらなければならないと思う」、「スポーツはお金を稼ぐ手段だと思う」、「強い選手を育てるためには体罰・暴力は必要であると思う」、「スポーツは勝つことが大切で勝たなければ意味がないと思う」、「スポーツ選手には合宿所生活などの共同生活が必要だと思う」、「有名選手の行為はそれが倫理的問題であっても認められると思う」、「試合に勝つためには人体の人工的加工は必要であると思う」、「試合に勝つためにはどんなことを行ってもかまわないと思う」の11項目であった。また日本と中国間には差は見られなかったが韓国と両国との間に差が見られたのは「スポーツはすべての人たちに与えて基本的権利である」、「有名選手はその行動が社会的に影響を与えていると思う」、「スポーツを通じて人格形成をはかることができると思う」の3項目でいずれも韓国が低い値を示した。また、中国とは差が見られなかったが日本との間に差が見られたのは「身体に害がなければドーピングを行ってもよいと思う」の項目で韓国は高い値を示した。

(4) 因子分析結果

日本・中国・韓国全体の因子分析では10因子が抽出された。第一因子は「スポーツで勝つためには厳しいしごきが必要であると思う」、「スポーツで勝つためには長時間の練習が必要であると思う」、「スポーツで勝つことは人生を勝つことだと思う」、「オリンピックでメダルを獲得することは自分の国の利益であると思う」、「オリンピックでの国旗掲揚・国家斉唱は大切なことであると思う」、「スポーツ選手には合宿所生活などの共同生活が必要だと思う」の6項目で『勝利・国家利益要因』とした。第二因子は「身体に害がなければドーピングを行ってもよいと思う」、「優れたスポーツ選手がドーピングを行うのは仕方がないと思う」、「ドーピング（薬物使用）が発覚して失格になるのはおかしいと思う」、「試合に勝つためにはどんなことを行ってもかまわないと思う」の4項目で『ドーピング肯定要因』とした。第三因子は「スポーツは全ての人たちに基本的権利であると思う」、「スポーツは文化だと思う」、「スポーツを通して人格形成をはかることができると思う」の3項目で『社会文化要因』とした。第四因子は「メディアに注目される事がスポーツ選手の将来を左右すると思う」、「スポーツで勝つことは社会的名声を得ることだと思う」の2項目で『メディア・社会的名声要因』とした。第五因子は「健全な身体には健全な精神が宿ると思う」、「スポーツ指導者の言うことは絶対に守らなくてはならないと思う」、「スポーツにおける上下関係は必要であると思う」、「スポーツのルールは絶対に守らなければならないと思う」の4項目で『精神・ルール要因』とした。第六因子は「スポーツはお金を稼ぐ手段であると思う」、「スポーツはエンターテインメントショーであると思う」の2項目で『商業主義要因』とした。第七因子は「試合に勝つためには人体の人工的加工は必要であると思う」、「優れたスポーツ選手をつくり出すためには遺伝子操作も必要であると思う」の2項目で『人体加工・遺伝子操作要因』とした。第八因子は「スポーツは勝つことが大切で勝たなければ意味がないと思う」の1項目で『勝利至上主義要因』とした。第九因子は「スポーツは競技成績などの結果ではなく努力するその過程が大事だと思う」の1項目で『勝利至上主義否定要因』とした。第十因子は「ドーピング（薬物使用）はモラルに反すると思う」、「ドーピング（薬物使用）が発覚して出場停止等になるのは当然だと思う」の2項目で『ドーピング禁止要因』とした。

また、3カ国それぞれの因子分析結果の中から、「精神力、体罰・暴力、上下関係に関する項目」、「勝利に関する項目」に注目し3カ国それぞれの勝利志向が他のどの項目と相関があるのかを検討し、日本の勝利志向について分析を行う。

スポーツマンシップ、フェアプレイ、フェアプレイ精神に関する研究

A study on sportsmanship, fair play, and the spirit of fair play

島田 佳奈 (日本体育大学) 依田 充代 (日本体育大学女子短期大学)

Kana Shimada (Nippon Sport Science University)

Mitsuyo Yoda (Nippon Sport Science University Women's Junior College)

1. 目的

スポーツマンシップ、フェアプレイとは広辞苑によると前者が「正々堂々と公明に勝負を争う運動家精神、スポーツマンにふさわしい態度」、後者は「運動競技などで、正々堂々たるふるまい」とある。スポーツマンシップという言葉は誰もが一度は耳にしたことがあるだろう。運動会、競技会の開会式には必ずといっていいほど「我々は、スポーツマンシップのとりこ」というフレーズを選手宣誓のなかで聞くことができる。選手の中でこの意味を理解して競技に参加している者は果たして何人いるだろうか。

かつてイギリス、ラグビー校のアーノルド校長は「スポーツは紳士 (gentleman) を育てる場」と考え、教育の場にスポーツを取り入れたことは周知の事実である。この考えは広くひろまり、近代スポーツのルールやフェアプレイの基本的な考え方となっている。しかし現在では、勝利至上主義、いじめ、セクシャルハラスメントや過度な商業主義によってスポーツは歪められつつある。このような背景のなかでスポーツは今後どのように発展していくのだろうか。そこで改めてスポーツマンシップ、フェアプレイに関しての認識をまとめることは今後のスポーツ活動、教育現場におけるスポーツ、体育に大変重要なものと考えられる。スポーツを行う年齢層は様々であり、競技者、指導者、子ども、親などといった認識の違いもでてくるものと思われる。

そこで今回スポーツをより身近に学習している体育専攻学生を対象にスポーツマンシップに関する認識調査を行った。各項目に対して認識の違いから比較検討を加えていきたい。本研究は体育専攻学生のスポーツマンシップ、フェアプレイ、フェアプレイ精神に関する認識を明らかにし、さらにそれらを整理することを目的とする。

II. 方法

調査は日本体育大学体育学科3年生310名を対象に、2003年12月18日～12月19日、質問紙調査法により実施した。回収率は99.0% (307名) であった。

調査内容は「ルールに関する項目」(13設問)、「フェアプレイに関する項目」(10設問)、「スポーツ・スポーツマンシップに関する項目」(18設問)、「スポーツマンに関する項目」(9設問)、「属性と競技に関する項目」(6設問)の合計56設問である。

分析方法として男子学生と女子学生、団体種目と個人種目による属性からの比較と、上下関係、フェアプレイ精神の重要性、暴力の有無からの比較、および因子分析を行った。比較分析にはSPSS11.5によりt検定を用い、5%水準をもって有意とした。因子分析においてもSPSS11.5を用い因子抽出を行った。

III. 結果

1. 項目別結果

(1) ルールに関する項目

「スポーツにルールは必要だと思う」「スポーツのルールは守らなければならないと思う」「ルールを守ることはスポーツマンとして当たり前だと思う」の3項目は80%以上があてはまると回答している。また「審判に見つからなければルールを無視してもかまわないと思う」「ルールを無視しても勝ちたいと思う」の2項目は50%以上があてはまらなと回答している。

(2) フェアプレイに関する項目

「フェアプレイ精神はスポーツマンにあると思う」の1項目は80%以上があてはまると回答している。また「フェアプレイでなくても勝てればよいと思う」「プロ選手にフェアプレイは必要ないと思う」の2項目は50%以上があてはまらなと回答している。

(3) スポーツ・スポーツマンシップに関する項目

「スポーツは楽しいものだと思う」「スポーツは文化だと思う」の2項目は80%以上、「スポーツをすればあいさつができるようになると思う」「スポーツをすれば礼儀正しくなると思う」「スポーツをするなかで勝つことが重要だと思う」「スポーツは道徳的教育だと思う」「スポーツをすれば社会性が身につくと思う」「スポーツマンシップとはフェアプレイ精神だと思う」の6項目は50%以上が当てはまると回答している。また「スポーツができれば優れた人物になると思う」「スポーツで勝つためには体罰や暴力は必要なことだと思う」の2項目は50%以上が当てはまらないと回答している。

(4) スポーツマンに関する項目

「スポーツマンは精神的に強い人物だと思う」「スポーツマンは肉体的に強い人物だと思う」「スポーツマンにとって勝つことが喜びだと思う」の3項目は50%以上が当てはまると回答した。また「スポーツマンは勝つことで価値が決まると思う」「スポーツマンは社会的地位が高いと思う」の2項目は40%以上が当てはまらないと回答している。

2. 比較分析結果

(1) 男女による比較において顕著に有意差がみられたのは、「スポーツマンは勝つことで価値が決まると思う」「フェアプレイでなくても勝てばよいと思う」「審判に見つからなければルールを無視してもかまわないと思う」「ルールを無視しても勝ちたいと思う」の4項目でいずれも男子が高い値を示した。

(2) 団体種目、個人種目による比較において顕著に有意差がみられたのは、「スポーツマンは肉体的に強い人物だと思う」「フェアプレイ精神はスポーツをすることで身につくと思う」「スポーツマンは人気者だと思う」の3項目でいずれも団体種目が高い値を示した。

(3) 上下関係の有無による比較において顕著な有意差がみられたのは、「スポーツをすれば平等な精神が身につくと思う」「スポーツマンは人格に優れていると思う」「スポーツをすれば礼儀正しくなると思う」「スポーツの世界に体罰や暴力があるのは仕方ないことだと思う」「スポーツをすれば優れた人格が形成されると思う」「スポーツマンは社会的地位が高いと思う」「フェアプレイ精神はスポーツをすることで身につくと思う」「スポーツマンは人気者だと思う」「スポーツをすれば道徳が身につくと思う」「ルールを守ることがフェアプレイだと思う」の10項目で、いずれもスポーツの世界に上下関係は必要だと回答したほうが高い値を示した。

(4) フェアプレイ精神の重要性の比較において顕著な有意差がみられたのは、「フェアプレイ精神はスポーツマンにあると思う」「スポーツマンは肉体的に強い人物だと思う」「ルールを守ることがスポーツマンシップだと思う」「スポーツマンシップとはフェアプレイ精神だと思う」「スポーツの場ではフェアプレイに徹しなければならないと思う」「ルールを守るとはスポーツマンとして当たり前だと思う」「ルールの変更は社会的、歴史的変化と共に行われていると思う」「フェアプレイ精神はスポーツをすることで身につくと思う」「相手を尊重することがフェアプレイ精神だと思う」「スポーツの主な価値はスポーツマンシップだと思う」「スポーツは文化だと思う」「ルールを守るとはフェアプレイだと思う」の12項目で、いずれもフェアプレイ精神はスポーツを楽しむ上で重要だと回答したほうが高い値を示した。

(5) 暴力の有無からの比較において顕著な有意差がみられたのは、「スポーツマンは勝つことで価値が決まると思う」「スポーツの世界に体罰や暴力があるのは仕方ないことだと思う」の2項目でいずれもスポーツに勝つための暴力に肯定的な回答をしたほうが高い値を示した。

3. 因子分析結果

スポーツマンシップの認識に関する因子分析においては11因子が抽出された。第1因子は9項目で「人格形成要因」、第2因子は6項目で「フェアプレイ要因」、第3因子は2項目で「アンフェアプレイ要因」、第4因子は3項目で「勝利至上主義要因」、第5因子は3項目で「スポーツルール要因」、第6因子は3項目で「スポーツ優位要因」、第7因子は3項目で「スポーツ文化的要因」、第8因子は2項目で「体罰・暴力要因」、第9因子は「スポーツ娯楽要因」、第10因子は「道徳的要因」、第11因子は「人格要因」とした。

以上のような結果からスポーツマンシップに関する認識の違いを考察していく。

スポーツ選手のセカンドキャリアに関する研究 —ソフトボール選手の場合—

A Study on The Second Career of Athletes —A Case of Softball Players—

○ 山本 恵弥里 (東海大学大学院) Emiri Yamamoto (Ibikai Univ.)

生沼 芳弘 (東海大学) Yoshihiro Oinuma (Ibikai Univ.)

1. はじめに

アスリートの誰もが引退を避けて通ることができない。現在、メディアの発達に伴い、多くのスポーツ種目を観ることができるようになったが、脚光を浴びることなく引退するアスリートも毎年数多くいる。引退後は競技を行っていた期間よりも長いセカンドキャリア (第二の人生) が始まる。しかし今までセカンドキャリアは重要視されない傾向にあった。

そうしたなかで、アメリカ、オーストラリア、カナダ、イギリスではアマチュア競技者や女性競技者のためのキャリア支援プログラムが設置され、「就職へ向けての技術指導」「サポートカウンセリング」「学習指導」など、競技引退後の社会生活の適応を図るレベルで支援している。日本では、プロサッカーリーグ (Jリーグ) において現役選手、引退した選手に対して「Jリーグキャリアサポートセンター」を独自につくりサポートしている。しかしながら、他の競技に関しては皆無に等しいといえる。

セカンドキャリアに関連する研究としてK.Jyodaiらの「Career Transition of Professional Football Players in Japan」(2003)、中込らの「スポーツ選手の競技引退に関する心理社会学的研究」(2000) などがある。しかし、ソフトボール選手のセカンドキャリアに関しては現在明らかでない。

そこで本研究では、ソフトボール選手の引退やセカンドキャリアに対する意識を明らかにするものである。

2. ソフトボール選手の引退

1) 引退・移籍の実態

日本女子ソフトボールリーグ1部リーグ (12チーム) の過去5年間 (1998-2002シーズン) の引退者・移籍者数を図1に示す。1998年は49名の引退者と2名の移籍者が、1999年は48名の引退者と5名の移籍者が、2000年は35名の引退者と8名の移籍者が、2001年は44名の引退者と6名の移籍者が、2002年は35名の引退者と8名の移籍者が確認された。また、5年間を通して各チームの引退と移籍について平均を図2に示した。引退者数は42名、移籍者数は6名であった。引退していった選手の平均継続年数は3.9年である。

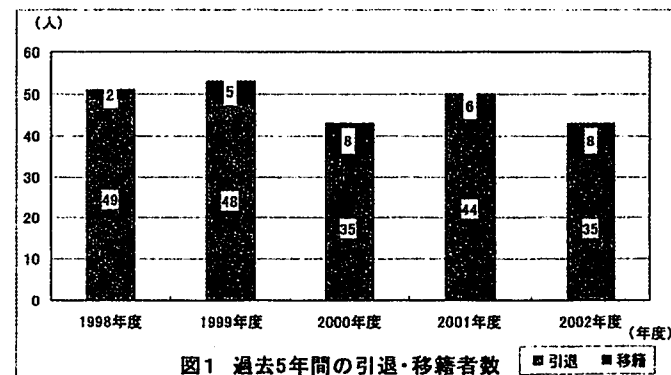


図1 過去5年間の引退・移籍者数

(日本ソフトボール協会 プログラムより作成)

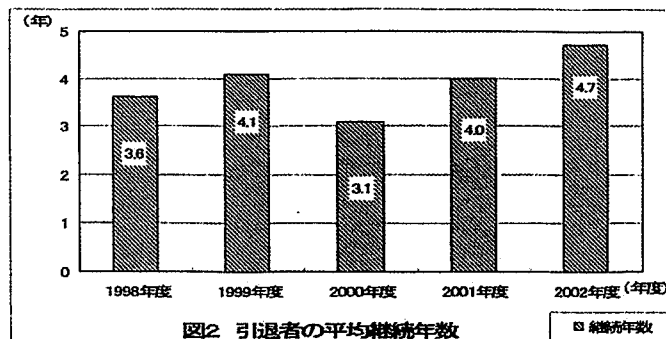


図2 引退者の平均継続年数

(日本ソフトボール協会 プログラムより作成)

2) チーム数の変移

日本ソフトボール協会に登録している実業団のチーム数(2001-2002)は、2001年は429チーム(男:386、女:43)、2002年は355チーム(男:320、女:35)である。

3. 調査方法

本調査では、ソフトボール選手が引退やセカンドキャリアについてどのように考えているのかというデータを得るために、2003年11月27日から12月20日に日本女子ソフトボールリーグに所属する選手を対象に質問紙調査を実施した。また、実例としてのデータを得るために2004年1月3日、日本ソフトボールリーグに所属する選手(1名)を対象にインタビュー調査を行った。

質問紙調査は各チームへ委託し、代表者へ郵送にて届け、代表者の責任において配布・回収されたものを再び郵送にて回収した。質問紙の配布総数は80部であり、回答が得られたのは41部、したがって回収率は51.3%であった。

質問紙の内容は、「競技引退とセカンドキャリアに関する意識」について尋ねたものである。「競技以外のサポートの有無」、「資格」、「引退」、「セカンドキャリア」について五段階評価と複数回答形式、自由回答法を用いた調査を行った。また、インタビュー調査は引退とセカンドキャリアに関連したエピソードを中心にそれぞれの感情や捉え方、現状などについて詳しく尋ねている。

質問紙の分析方法については単純集計を行った後、継続年数を2グループ(回答者の平均継続年数が4.8年であることから、5年未満(若手)と5年以上(ベテラン))に分けてクロス集計を行い、2グループの回答内容の比較をした。引退とセカンドキャリアに関する17項目、引退とセカンドキャリアに関する意識についての20項目どちらに関しても五段階評価を得点化し、グループ間の差をt検定を用いて検討した。

分析にあたっては統計処理ソフト SPSS for Windows 11.0を用いた。

4. 調査結果

調査から得られた資料について、1.回答者の概要、2.サポート、3.引退、4.セカンドキャリア、5.引退とセカンドキャリアに関する意識(現在:6項目、引退:5項目、セカンドキャリア:9項目)の5点から整理・集計をした。その後、継続年数を5年未満(若手)と5年以上(ベテラン)の2グループに分け集計・分析を行った。また、6.資格、7.ライフプラン、8.回答者が各年代で出場した最も規模の大きな大会とその成績の集計を行った。

調査結果の詳細は紙面の関係上当日の発表会場で明らかにします。

スポーツ・トランスファーの個人史にみる困難の両義性

—元アメリカ杯日本代表クルーを事例として—

Ambiguity of Troubles in the Life-history of Sport Transfer

-In the Case of the Crews of the Nippon Challenge '92-

吉田 毅(東北工業大学)

Takeshi Yoshida (Tohoku Institute of Technology)

1. はじめに

今日、スポーツは益々高度化、専門化の一途を辿っており、競技スポーツ界では競争が更に激化している。そのため、この世界で競技者として生き残っていくには、かなり多くの時間と身体的・精神的労力を競技活動に注ぐことが必要となっている。もとよりそれ自体が容易なことではないが、競技生活というのは種々の困難を伴うのが常といえる。さしずめ競技者が直面する困難としては、競技力の不振(壁)や怪我といった、競技者生命に直接に関わってくるものが挙げられる。また、組織的スポーツからのドロップアウトの要因として、練習や緊張感の辛さ、勉強との両立、それに人間関係の軋轢といった困難も報告されている(McPherson et al. 1980;海老原, 1988;青木, 1989)。更に、前述した状況では、競技者はドロップアウト(引退を含め)した後の準備をする余裕がなかったり、中々その気にはなれないのが現実といえよう。その意味で、競技者にとっては不可避といえるドロップアウトの後の困難も看過することはできない。

いずれにしても、競技者はその都度困難を克服していかなければ、競技生活あるいはその後の生活を先に進めていくのに支障を来すことになる。メンタルヘルスの面で深刻な事態が生じることもある。実際に困難を克服できず(克服しようとせず)、道半ばでドロップアウトする競技者は少なくない。そればかりか、バーンアウトに至った競技者や自殺した競技者さえいたことは既に周知であろう。その一方で、ドロップアウト後に困難に直面し、それを克服できず途方に暮れる者もいる。

こうした意味で、競技者の困難克服の道筋(要因)について検討していくことは重要と考えられるが、従来これは社会学的研究の主題とされることはなかった。本研究はその一環として、元アメリカ杯日本代表クルー2名の困難から再生・復活していく様相に着目し、各々の比較を交えつつ、競技者の困難克服の道筋および困難それ自体の意味に関する新なる知見を得てみたい。筆者は従来、この課題について基本的には主体的社会化論の枠組を手がかりとして考察を加えてみたが、そうした理論の限界を踏まえるべきことも示唆された(拙稿, 2001)。そのためここでは、この枠組を相対化する立場をとりたいと思う。なお、彼らは後述のように、ヨット以前に専心していた種目で大学期に克服し難い競技力の壁に直面し、各々なりに一定期間を経てヨットに転身し活躍するに至った。その意味で、ある種目から別の種目あるいは同じ種目の異なるレベルへの転身(移動)ないしは転身者を表すスポーツ・トランスファーとみてよいだろう(Klint and Weiss, 1986)。

2. 事例の略歴

2名の事例は、1992年に日本がアメリカ杯に初挑戦した際のシンジケート「日本チャレンジ92」のクルーである。彼らがヨットを始めたのは大卒後であり、それまで事例Aはサッカーを事例Bはラグビーを専門としていた。1987年夏、5年後へ向けクルーの募集が開始された。事例Aはそれに応募し、事例Bは半年後の募集に応募した。両者とも一発でテストに合格しキャンプ生活に入った。その後、日本代表かつプロのセイラーとして特訓を重ねつつ世界を転戦し、数々の華々しい国際大会で活躍した。日本は結果として挑戦艇シリーズで敗退し、本戦出場はならなかったが、両者ともこの過程で充実感とプライドを得ると同時に、従来よりも視野が広がったという。現在、事例Aは引き続きプロセイラーとして活躍している。事例Bは家業を継いだ「ヨットは段取りの種目。神経質な自分の性にあってた」という。次に、ヨットに転身するまでの彼らの略歴をみていこう。

事例Aは1963年、東北のR市に生まれた。幼少期から大柄で運動能力が高かった。小2で剣道を始めたが、小4でサッカーに移った。以後、有名選手のプレーに憧れサッカーに没頭した。中学までは「弱小

チームのお山の大将」に過ぎなかったが、中3で地区選抜に選ばれ初の県大会出場。よい結果が出せたことで欲が湧き、全国レベルの強豪校への進学を望んだが、条件が整わず地元の高校に進んだ。彼の躍進はここからである。1年の新人戦で大活躍し、2年で県選抜に選ばれ国体出場。その活躍が認められ日本ユース代表候補となる。「最終的に選ばれるわけではないと思った」が有望視され、一躍日の丸を背負うことになった。その満足感から「サッカーは高校まででいい」と思い受験の準備を始めた頃、2つの大学と日本リーグのYから誘いを受けた。考えた結果、強豪T大へ進学したが、ここから彼のサッカー人生は暗転。やがて挫折の日々となる。入学後は評価を得られず最後まで一軍に入れなかった。悶々とする中で憂さ晴らしに走ることもあった。「一度もチャンスを与えてもらえなかった」「辛かった」という。ほぼサッカーの道が絶たれた状態で、卒業後は他にやりたいこともなくアルバイト生活を送った。クラブチームでサッカーをする機会もあったが、「挫折感、喪失感、解放感」に浸りつつ酒に溺れる日々が続き、お金が底を突くこともあった。そこから抜け出したいと思うが、そのあてもなく「不安だった」。バイト先に似た身の上の先輩がいたことが支えであった。そんな生活を送って1年半が過ぎる頃、偶々会ったバイト先の知人からアメリカ杯クルー募集の話聞き、「この生活から抜け出せるかもと思った」。前途に光明、再び日の丸を背負う身となった。

事例Bは1965年1月、関西のK市に生まれた。幼少期から身長は高かったが運動能力は高くなかった。小さい頃から繊細で感受性が強く、人情のだったという。小学の頃は水泳やボーイスカウトを経験し、中学ではワングル部に入ったが、1年時は水泳部へサッカー部へと転部を繰り返す。その後は担任の先生との約束もあり、「練習はきつかった」がサッカーを続けた。高校はラグビーの強豪F工業高校に進んだ。ラグビーがお目当てだったわけではなく、家業が工務店だったからである。サッカー部に入ろうと思ったが、地元で著名なラグビー部監督Y先生に大柄だったことで目をつけられ、その気になりラグビー部に入った。練習がきつ、「毎日やめたい」と思ったが、先生が恐く顔色を伺いながら続けた。2年でレギュラーとなり初の全国大会出場。初戦で優勝候補に負けたが、ラグビー経験の中でこの試合が最も頑張れたという。3年では全国大会準決勝まで進んだ。これでラグビーは終わりと思い、地元の工科大学を受験したが不合格。進路を考えていた所、強豪M大の推薦の話を受けた。都会で1人暮らしになる不安と親への金銭的迷惑が気になったが、母親に奨められ、先輩もいたので入学。以後ラグビー部の寮生活が始まる。1年時は「寮では奴隷の身分でこき使われた」。練習より雑用に追われた。2年からは1軍半と3軍の間を行き来する状況が続く中で、一度レギュラーの怪我により大事な公式戦に出場する機会もあったが、徐々に競技力の限界を感じとっていったという。卒業後はラグビーで就職するチャンスもあったが、先輩から後々苦労すると聞き、関心のあった不動産関係の会社を自ら探して就職。ラグビーはクラブチームで軽く続けるに留めた。会社の研修でアメリカ杯のビデオ鑑賞があり、それには感動したというが、仕事内容が期待外れで幻滅。挫折感や敗北感さえ生じた。その頃、建設会社の専務であるM大ラグビー部の先輩に町中で偶然会った。それが切っ掛けで6月にその会社へ転職。以後は上司にも恵まれ充実の日々を送れたという。そんな中、取引先の社長にヨットにのせてもらう機会があり、更にアメリカ杯クルー募集の話聞いた。非常に悩んだがアメリカ杯への憧れが勝った。

3. 考察

彼らは大学期に、競技力の壁といった克服し難い困難に直面した。それにより、事例Aは挫折し、中々そうした状況を抜け出せなかった。他方、事例Bはそれを限界と受けとめ、速やかにラグビーに見切りをつけ一般の会社に就職した。まずこの違いは、主に過去の栄光と現実とのギャップおよび各々の種目への固執の程度差、それに主体性によると考えられるが、いずれにしても彼らは、こうした困難により各々の種目の道が絶たれた反面、それを端緒として、ヨットといった従来よりも自らを生かせる場、飛躍できる場を獲得するに至った。この意味で、困難は必ずしも否定視すべきものではなく、その克服が条件とはなるものの、肯定視、積極視することも必要といえよう。なお、困難克服の道筋等に関する考察の詳細は発表時に述べさせて頂きたい。

一般発表Ⅱ

(3月27日 9:00~10:30)

Ⅱ-A N370 教室 (3F) 司会 森川 貞夫 (日本体育大学)

組織文化論からみた地域スポーツクラブのシンボルの意味共有 —神戸レガッタ&アスレティッククラブのケーススタディ—	伊藤 克広 (神戸大学大学院)
総合型地域スポーツクラブと地域活性化に関する研究	田島 良輝 (早稲田大学)
総合型地域スポーツクラブ育成のプロセス評価 —理念と現実—	山口 泰雄 (神戸大学)

Ⅱ-B N170 教室 (1F) 司会 長屋 昭義 (兵庫県立看護大学)

地域婦人会とスポーツ ～群馬県桐生市の婦人会のスポーツ活動に関する一考察～	後藤 貴浩 (群馬大学)
スポーツ少年団の地域的展開に関する事例研究	中島 信博 (東北大学)
地域スポーツ集団の形成に関する研究 —「総合型地域スポーツクラブ育成モデル事業」 指定終了市町村への調査から—	伊藤 恵造 (日本体育大学)

Ⅱ-C N171 教室 (1F) 司会 松田 恵示 (岡山大学)

感覚の人称性と上達 —武道を事例として—	倉島 哲 (京都大学)
プロレスの現象学	小林 正幸 (法政大学大学院)
スポーツ学が意味するもの —スポーツ科学からのパラダイムシフトの必要性—	海老島 均 (びわこ成蹊スポーツ大学)

組織文化論からみた地域スポーツクラブのシンボルの意味共有

—神戸レガッタ & アスレティッククラブのケーススタディー—

A Study on the Shared Meanings of Symbols of Community Sport Club in Japan

—A Case Study of Kobe Regatta & Athletic Club—

伊藤克広 (神戸大学大学院総合人間科学研究科), 山口泰雄 (神戸大学)

Katsuhiko Ito (Graduate School, Kobe University), Yasuo Yamaguchi (Kobe University)

はじめに

近年、総合型地域スポーツクラブ (以下「総合型クラブ」) を含めた地域におけるスポーツクラブ (以下「地域クラブ」) に対する関心が高まってきており、総合型クラブ、地域クラブに関する研究、調査が行われている (伊藤・山口, 2001; 伊藤ら, 2002a, 2002b; 黒須, 1998, 1999; 間野, 1999; 松永, 1999; 三菱総合研究所, 1996; 水上, 1999, 2000; 長瀬ら, 1998; SSF 笹川スポーツ財団, 1999; 山口, 1998). これら先行研究、調査の知見をまとめるとすれば、「地域クラブの展望」、「スポーツクラブと地域活性化」、「総合型クラブの組織構造」、「総合型クラブ、地域クラブ設立のメリット」、「総合型クラブのマネジメント課題」となるであろう。しかしながら、社会学や経営学の理論的枠組みに基づいた地域クラブに関する研究はほとんど行われておらず、理念論や単なる記述に留まっている。

本研究では、理論的枠組みとして「組織文化論」に着目した。組織文化論に基づいたスポーツ組織に関する研究には、組織文化の視点からのスポーツ組織に関する研究の有用性を説いたもの (Slack, 1997), 組織文化とリーダーシップとの関連を述べた研究 (Wallace, M. & Weese, W. J., 1995; Weese, W. J., 1995; Weese, W. J., 1996), 台湾におけるスポーツ組織の組織文化に言及した研究 (Chen Chin-Ying, 2002) がみられる。日本においては、新聞で2002年に日本プロ野球セントラル・リーグの阪神タイガースの監督に星野仙一が就任すると、4年連続最下位であった同チームが快進撃を見せたという現象に関して、坂下は同チームの組織文化が変化したと述べ、組織文化の変化とシンボリック・マネジャーの役割を指摘している程度である (神戸新聞, 2002年5月6日)。

以上みてきたように、組織文化論の視点からのスポーツ組織やスポーツクラブに関する研究は少なく、まだ緒についたばかりである。しかしながら、Slackの主張や坂下の指摘に従えば、組織文化論に基づきわが国の地域クラブに関する研究を行うことは、これまでの地域クラブ研究にはない視点を提供することができると思われる。そこで、本研究は地域スポーツクラブにおけるシンボルを明らかにし、そのシンボルの意味がクラブ員にどのように共有されているのかを検証することを目的とする。

研究方法

組織文化は「組織構成員に共有された、価値、信念、規範のセット」(加護野, 1997) と定義される。組織シンボリズム論では、この価値、信念、規範といったものを「シンボル」とし、さらに「言語的」、「行動的」、「物理的」の3つに分類する。そして、組織のメンバーはこれらシンボルに意味を付与し、他者へと伝える。こういったシンボルの使用・行使・表現である「シンボリズム」を通じてシンボルに付与された意味が組織のメンバーに共有されていくのである。したがって、「シンボリズムを通じてシンボルの意味が共有されるとき、その共有された意味体系及びその媒体であるシンボル体系が『組織文化』だということになる」(坂下, 2002) のである。

以上のことから、地域クラブにおいてどのようなシンボルが存在し、そのシンボルがどのような機能を果たし、クラブメンバーはシンボルの意味を共有しているのかを研究課題として設定した。本研究は1870年に設立されたKobe Regatta & Athletic Club (以下「KR&AC」とする) を対象とした。まず、KR&ACの歴史について書かれた文献の内容分析を行った。調査は、2003年9月19日、さらに2004年2月12日にKR&ACを訪れ、統括マネジャー (前支配人) のO氏にインタビューを行うとともに定款、会報等の資料を収集した。

結果および考察

「言語的シンボル」は、言葉、名前やニックネーム、伝説や物語などである。KR&ACを語る上で必ず登場するのは、創設者であるA.C. Simである。O氏によれば「確かにSimはKR&ACのシンボリック・リーダーといえるかもしれないですけど、彼の発言、行動が現在のクラブ・マネジメントに影響を与えているということはないですね。メンバーにももちろんSimのことを知らない人はいますし」ということであった。つまり、Simという言語的シンボルの重要性は認めつつも、その意味共有はなされているとはいえないことがうかがえる。そして、KR&ACにはメンバーの行動を統制する「暗黙のルール」が存在する。KR&ACはインターナショナルクラブという性格上、国同士が対立しているメンバーがいる。彼らがそのような政治的理由からクラブ内で対立することは許されないという。O氏はこの暗黙のルールについて「文書化はされていないですけど、メンバーはみんなそのルールのことは知ってて、守ってますよ」と述べ、その意味が共有されていることが推察できる。また、メンバー募集のパンフレットには「A BRIEF HISTORY」として、「1888年に横浜カントリー&アスレティッククラブ(YC&AC)との間で日本で最初のサッカーの試合が行われた」という物語が記されている。O氏は、この物語が文書化されていることについて「新しいメンバーにはKR&ACの歴史を知ってもらいたいし、知ることでKR&ACに対するアイデンティティが高まりますね」と語っている。従って、物語はメンバーに共有されているといえ、またメンバーに対してKR&ACの歴史を共有させ、KR&ACに対するアイデンティティを高める機能を果たしていると考えられる。

「行動的シンボル」は、行為、行動、通過儀礼や儀式、慣習などである。KR&ACへの入会は、推薦人が必要となっている。そして、年4回入会式が行われ、そこで会員証が配布される。この儀式はKR&AC設立当初より行われている。O氏は「入会式は、そのやり方はちょっとずつ変わりながらずっと続いていますね。やっぱりこれはクラブに対するアイデンティティを高めるには必要です」とその重要性和機能を説明している。さらに、KR&ACは恒例行事として3月と10月にYC&ACとの間でインターボートマッチを行っている。この行動的シンボルによって、クラブメンバーは「1888年に日本で最初のサッカーの試合がYC&ACとの間で行われた」という歴史的事実を改めて確認することが可能となっている。O氏によれば「やっぱりうちは基本的にクロズド・クラブですから、神戸市内でもまだまだ知られていないですね」とその社会的認知度の低さを指摘している。そこで、日韓ワールドカップ開催時には「Fun Village」としてクラブハウスにおいてパブリック・ビューイングを開催したり、また昨年のラグビーワールドカップの際にもクラブハウスにおいてパブリック・ビューイングを開催したりと、メンバー以外の人も対象としたイベントを展開している。こういった行動的シンボルによって「こんなとこにクラブがあったんやと気づいてくれる人が増えたんですよ。まずは気づいてもらうことが重要ですから」とO氏はその役割を認めており、クラブの社会的認知度を高める機能を果たしているといえる。

物理的シンボルは、ロゴマーク、旗、建物や装飾、服装などである。まずKR&ACにおける物理的シンボルとしてクラブハウスがあげられる。O氏によれば、クラブハウスは社会に対して「ここがKR&ACだ」というメッセージを常に発信するものであり、メンバーのクラブへのアイデンティティを高めるためにも必要不可欠なものだという。そして、KR&ACは定款1条の中で「クラブの色」を「緋色(scarlet)と白」に決めている。この色は、ロゴマーク、ユニフォーム、旗などKR&ACを表す全てのものに使用されており、「この緋色と白がKR&ACだ」という意味共有が起こっていると推察される。

KR&ACのロゴマークは、クラブハウス正面、会報、名刺、パンフレット、コースター等に描かれており、クラブハウスと同様にメンバーのクラブへのアイデンティティを高める機能を果たしているといえる。また、クラブハウス内にはトロフィー、カップ、ペナント、写真などが飾られており、O氏は「これらはクラブの財産なんです。若い人にいつも言うんですけど、君らはクラブの歴史作りの一員なんだって。写真なんかは君らがここにいた存在証明になるって」と述べ、これら物理的シンボルがメンバーのクラブへのアイデンティティを高める機能を果たしていることが認められる。

総合型地域スポーツクラブと地域の活性化に関する研究

Research of the local activation by installation of a multi-sports club

田島 良輝 (Yoshiteru Tajima)

早稲田大学スポーツ科学部(School of Sports Sciences, Waseda University)

1. 研究の動機・目的

何らかのスポーツ振興施策を実施するとき、そこには“地域の活性化のため”という言葉が並ぶことが多い。しかし、この地域の活性化とは何をして活性化というのだろうか、その評価基準はあいまいだ。

そこで、本研究では地域活性化の概念を明確にした上で、調査の枠組みを設定し、総合型地域スポーツクラブが地域にどのような変化をもたらしつつあるのか、所沢市西地区総合型地域スポーツクラブ・太極拳クラブを事例に調査分析を行った。

2. 先行研究の検討

2.1 スポーツと地域研究の概観 ～地域住民の視点の必要性～

これまで地域とスポーツに関心を払った研究は数多い。それらの研究を年代ごとに整理すると、各年代によって、地域スポーツという対象へのアプローチが、変遷していることが分かる。松村(1993)は、それを70年代以前の社会体育論、70年代のコミュニティ・スポーツ論、80年代後半の地域開発論と整理し、それぞれ研究の成果や課題をまとめている。そこでは、これまでの研究が地域スポーツにとって最も問題とされるべき対象、地域住民からの視点が欠如していることを指摘している。

2.2 スポーツと地域づくり、地域活性化研究の検討 ～概念と現象の整理の必要性～

地域づくりや地域活性化とスポーツを結びつけた研究は、80年代後半頃から増加してくる。これらの研究はプロサッカーリーグの設置や国際スポーツイベントの開催が地域の形成や活性化にどのような影響を与えるのかを明らかにしようとするもので、それゆえ地域や地域住民の生活が対象化されるようになってきた。しかし、地域の活性化を調査分析するにあたっては、その概念や現象の整理が必要であり、それを確かめるための手法も明確にされなければならない。

大鑑は茨城県鹿嶋町(当時)を事例に、『Jリーグクラブチームの設置による地域活性化』(1998)を調査分析した。この研究では上記の問題意識を視野に入れて、地域活性化の概念を明確にした上で論を展開している。ここでは地域の活性化を「日常的な行動によってもはや付加価値が獲得できない状況から、非日常的行動(地域活性化運動)によって、より高い付加価値を獲得する行動である」(河村; 1994; 23)と定義する。さらに、地域活力の減退という現象を、若年層の都市への流出と高齢化、主要産業の衰退による経済基盤の弱体化、財政の硬直化による都市基盤整備の遅れ、地域文化や教育などの衰退、医療施設や福祉施設の未整備などの問題と特定し、地域産業の振興(所得の向上)、地域活動の創出(住民の自己能力発揮機会の創出)、アイデンティティの確立(自信の確立と地域への愛着)、生活の充実(楽しみとコミュニケーションの)、社会基盤の整備(交通体系と公共施設の整備)の5つの視点を活性化を確かめるための基準として採用した。

また、『国際スポーツイベントによる地域づくりに関する調査研究』(財団法人地域活性化センター; 1998)では、イベントの開催による果実をいかにして有効に引き出し、地域社会に根付かせていくかという、地域づくりを成果とする視点から“国際スポーツイベントによる地域づくりの視点”(狙いや課題)を体系化した調査を行っている。その枠組みは国際スポーツイベントを用いた地域づくりを大項目、中項目、小項目に分け、大項目には①地域づくりの理念や目標像の理解促進とその地域が有する優れた魅力の発信②ゆとりや豊かさを実感出来る地

域社会の創造③新しい時代にふさわしい社会システムの構築の3点を設定、それぞれ①の下位次元には地域アイデンティティの確立、地域からの情報発信・地域イメージの向上という2つの中項目を、②の下位次元には地域経済・地域産業の活性化、文化・生活環境の整備拡充、地域スポーツの振興、地域の国際交流の推進という4つの中項目を、③の下位次元には交通通信基盤の整備、住民参加の促進、ボランティア・NPOとの協働、環境保全、セキュリティ・ホスピタリティの向上という4つの中項目を作成した。

2.3 理論的陥穽と新たな視点の提示

以上のような先行研究を踏まえ、本研究では調査の枠組みを作成するにあたり次の2点のことに留意したいと考えている。ひとつは地域住民の生活という視点を考慮に入れること、簡潔に言えば、クラブに参加することで、参加者の生活がどのように変化したのかのことと考えてよい。もう1点は、地域活性化の概念と現象を整理し、総合型地域スポーツクラブの特性にあった調査、分析枠組みを作成することである。地域活性化とは非常に多様で広範な意味を持つ概念であり、一口に地域活性化と言っても、それは当該地域の持つ諸課題を踏まえた目標によって異ってくるし、W杯のような単発のイベントなのか、プロサッカーチームのようにある程度恒常的な興行なのか、それとも本研究のように日常的なスポーツ活動の場としての総合型地域スポーツクラブなのか、それぞれ対象の構造によっても異なってくる。

渡辺は地域活性化の効果を地域の内側に向けた活性化と地域の外側に向けた活性化とに分けて考えること、基本的に活性化の効果は、内に向けた活性化から外に向けた活性化へと順次展開していくだろうことを指摘している。(渡辺; 1996) この2点をヒントに次節では、総合型地域スポーツクラブにおける地域活性化調査の分析枠組みの構築を試みた。

2.4 分析枠組みの提示

地域活性化と呼ばれる現象としては、主に地域アイデンティティの形成、文化・生活環境の整備、当該地域のイメージアップ、経済波及効果、生活の充実や地域スポーツの振興などが挙げられる。これらの地域活性化現象を地域の内に向けて効果があるものなのか、それとも外に向けて効果があるものなのかという基準で分類することで、地域アイデンティティの形成、生活の充実、生活環境の整備、当該地域のスポーツ振興は内に向けた活性化効果、それに対して経済波及効果、地域の知名度やイメージの向上は外に向けた活性化効果とまとめることができよう。ここでのいう内に向けた活性化とは地域住民の心と体や地域社会の意識に影響を与えるものであり、外に向けた活性化とは地域イメージの向上などスポーツがメディアとして作用することなども含まれてくる。そう考えると、総合型地域スポーツクラブという対象の構造は、それが地域住民の日常的なスポーツ活動やクラブライフに関係するという特性上、内に向けた活性化に機能する対象として捉えるべきだと考えられる。

所沢市西地区総合型地域スポーツクラブ・太極拳会員を対象に実施した『スポーツクラブと地域活性化に関する調査研究』では、上記の枠組みにいくつかの考察を加えた調査項目を設定し、アンケート調査を行った。当日はこの調査結果の分析を中心にした発表を予定している。

文献

- ・河村能夫, 1994, 『地域活性化と計画』, 明文書房
- ・松村和則, 1993, 『地域づくりとスポーツの社会学』, 道と書院
- ・佐伯年詩雄, 2000, 「スポーツイベントと地域形成」, 『スポーツイベントの展開と地域社会形成』, 不味堂出版
- ・作野誠一, 2000, 「コミュニティ型クラブの組織形成過程に関する研究—社会運動論からみたクラブ組織化の比較分析—」, 『体育学研究』, 日本体育学会
- ・渡辺貴介ほか, 1996, 『躍動 スポーツと町おこし; シリーズ地域の活力と魅力』, ぎょうせい

総合型地域スポーツクラブ育成のプロセス評価

—理念と現実—

A Process Evaluation of the Sport Policy on the Promotion of Community Sport Clubs: Policy and Reality

山口 泰雄 (神戸大学) 伊藤 克広 (神戸大学大学院総合人間科学研究科)

Yasuo Yamaguchi (Kobe Univ.), Katsuhiko Itoh (Graduate School, Kobe Univ.)

はじめに

わが国のスポーツ振興のマスタープランである「スポーツ振興基本計画」(2000)において、総合型地域スポーツクラブ(以下、総合型クラブ)の育成が明記されてから、全国各地で総合型SCブームともいえる社会現象がみられるようになった。しかし、総合型SCの育成の現状は、決して順調ではなく、筆者らの全国調査では、会費を徴収している総合型SCはわずか4分の1でしかなかった(山口, 2000)。また、国庫補助を受けていながら、3年間の補助事業が終わった後、既に総合型クラブが消滅している自治体も存在する(松永, 2001)。さらに、平成7年度から始まった文科省による総合型クラブ補助事業は、平成15年度で終了した。平成16年度からは、文科省の交付金が日体協・地方体協による総合型クラブ育成事業へと政策転換が始まり、その手法と効果に関する注目が集まっている。

これまで、政府や地方自治体により、スポーツ振興に関する多様な事業が行われてきたが、わが国ではスポーツの政策評価に関する研究はほとんど行われてこなかった。スポーツ振興基本計画(2000)が策定され、スポーツ振興くじ(toto)の収益配分が2002年度から始まり、スポーツ政策に関する政策評価の必要性が高まっている。政策評価とは、「ある社会状況を改善するために、ひとつまたは複数の目的に向けた組織化された諸資源および行動」(Wholey, Hatry, & Newcomer, 1994)を意味している。政策評価の目的は、1)政策に関する意思決定の改善、2)資源配分の最適化と効率化、そして3)納税者への説明責任である(OECD, 1999)。また、政策評価には、理論に関するセオリー評価、実施過程に関するプロセス評価、改善効果に関するインパクト評価、効率性に関するコスト・パフォーマンス評価があげられる(Panther & Weshues, 1989)総合型クラブの育成は、文科省という国レベルで政策が決定され、地方自治体においても地域スポーツ政策として育成事業が始まっている。今後は、地域レベルにおいて、「何故、総合型SCの育成が必要であるのか」を納税者にわかりやすく説明し、最適レベルの事業費を効率的に配分することが求められている。

今後、地域のスポーツ環境の改善に関しては、期待されるのは地方自治体による、地域の特性やスポーツ環境を考慮した総合型クラブの育成政策である。既に、多くの地方自治体による総合型SC育成事業が始まっているが、その政策の成果や評価に関する研究は少ない。本研究の目的は、兵庫県が実施している「スポーツクラブ21ひょうご」政策のプロセス評価を行い、その理念と現実を明らかにし、問題点に関する政策課題を提言することにある。

研究方法

本研究の対象は、兵庫県が2000年度から始めた「スポーツクラブ21ひょうご」事業である。同事業は、法人県民税の超過課税(108億円)を財源としたCSR(文化・スポーツ・レクリエーション)事業の一環で、県内の834小学校区すべてに、1校区あたり1300万円の補助金(基金方式)を支援し、総合型地域スポーツクラブを設立しようとするものである。事業4年目の2003年度の終わり(2004年2月)には、561の総合型クラブが設立されている。

これまでの事業としては、プロモーションビデオの作成、クラブマネジャー養成講習会、啓発セミナー、スポーツリーダー養成講習会、ブロック別交流大会などが開催されてきた。組織としては、全県推進委員会、市町推進委員会などが置かれ、事業が全県において展開されてきた。しかし、「多様性、多世代、多様なレベル、住民主導」という理念は、実際のクラブ設立や運営においては、市町担当者の資質や総合型クラブの必要性の理解において多くの問題点があり、その理念と現実には乖離が存在する。

これらの問題意識から、平成15年度には、「地域スポーツクラブ調査研究委員会」が設立された。同委員会は、学識経験者、市町担当者、クラブ代表者などから構成され、具体的な問題点が議論され、現実の問題点を探るべく、2003年6月～7月にかけて、472クラブを対象にして質問紙調査が実施された。筆者らは、調査研究委員会のメンバーとして、質問紙調査の設計と分析を担当したことから、調査結果とこれまでの事業経過に関する資料を基にして、「スポーツクラブ21ひょうご」政策のプロセス評価を行う。

研究結果

主な調査結果は下記のとおりである。

- 1) クラブハウスは6割強が整備済みだが、3割弱が検討中である。整備形態は、「新築」「改修」「既存施設利用」がそれぞれ3分の1を占めている。
- 2) クラブハウスの用途は、「会議機能」が中心で、「交流機能」や「情報収集・発信機能」を持つクラブは半数以下である。
- 3) クラブ会員については、1クラブ平均427人である。最少会員数は17人(募集中)、最大会員数は6,678人であった。42クラブが全戸加入の形態をとっている。
- 4) クラブ会員の対住民比率は、5%未満が6割と最も多い。5～10%は2割に止まっている。対住民比率は市より町のほうが高い。
- 5) 「大人」会費の年間金額は、「1000～2000円未満」が38%、「2000～3000円未満」が20%、「5000～10000円未満」が16%である。「ファミリー会員」は「1万円以上」が21%、「500円未満」が20%と二極化している。
- 6) クラブで指導している種目数は、「5～10種目未満」が5割弱、「5種目未満」が4割であった。
- 7) 指導者については、1クラブ平均指導者数は23.7人である。最少指導者数は1人(11クラブ)から、最多指導者数は693人であった。
- 8) クラブ設立の問題点は、「人材・指導者の確保」「既存団体との連携・協力」「受益者負担意識」の3点であった。クラブ運営の課題は、「人材不足」(技術指導・企画運営・財務管理)、「クラブ運営のノウハウや情報が不足」、「啓発活動の不足」の順であった。

これらの調査結果から、「2クラブにおいて専任マネジャーが雇用されていること」や「これまでの潜在層がクラブ会員になった」、「クラブが地域活動の拠点になってきた」などの影響がみられる。しかし、「クラブ設立自体が目的になり、活動が低調」であったり、「会費の徴収と運営補助金の支出に問題」があったり、補助金終了後にクラブの存続が危ぶまれるクラブも少なくない。

このようなプロセス評価に基づき、問題点の改善のために以下のような提言をしたい。

- 1) 「総合クラブ方式」や「クラブ連合方式」など、存続可能な会員数確保のため、『柔軟なクラブの統合』が必要である。
- 2) クラブハウスの管理は、①会員や②パートの雇用、そして会員・財務基盤が拡大・安定すれば、③専任マネジャーの雇用などの形態がある。クラブの会員数や財務状況に応じて、管理形態を検討すべきである。
- 3) 市町におけるスポーツ行政担当者の資質を高めるためのセミナーを実施する。

地域婦人会とスポーツ

～群馬県桐生市の婦人会のスポーツ活動に関する一考察～

A Study on Regional Women's Organization and Sports

～ In the Case of Sports Activity of Women's Organization of Kiryu City, Gunma ～

後藤 貴浩(群馬大学)

Takahiro GOTO (Gunma University)

キーワード 地域婦人会 スポーツの意味づけ

1. 研究の目的

本稿の目的は、地域婦人会におけるスポーツ活動の意味について検討することである。特に、群馬県桐生市の婦人会を事例に、スポーツ実践者の立場からの意味づけを明らかにする。

地域婦人会とは、地域に住む家庭婦人が、自主的に地域生活の問題を解決していくために組織された任意の団体である。全国各地で設立された地域婦人会は、それぞれの地域を基盤とし、人々が安心して暮らせる地域社会の形成をめざして独自の活動を展開する一方、市町村あるいは県単位の、思想信条や職能に関係のない、ゆるやかな連絡協議団体を組織してきた。それに伴い、活動内容も、地域婦人の生活改善から男女平等の推進、青少年の健全育成、地域社会の福祉増進、世界平和の確立などへと拡がりをみせていった。

本稿の第一の関心は、そのような活動の歴史的変遷の中で、会の内部活動としてのスポーツ活動にどのような意味づけがなされて展開されていったのかということにある。また、現在、地域婦人会では大幅な会員の減少という課題を抱えており、会の存在そのものが大きな岐路に立たされているといわれている。このような状況において、婦人会の内部の活動としてのスポーツ活動がどのような意味をもつのか、ということが第二の関心である。最後に、前述した歴史的経緯や婦人会の置かれている社会的状況とは別の次元で捉えられる、スポーツ実践者としての個別具体的な意味づけを明らかにしたいと考える。

2. 研究の方法

本稿では、まず群馬県の地域婦人会の活動に関する資料及び関係者へのインタビュー調査から、地域婦人会の活動としてのスポーツ活動が、その組織内でどのように位置づけられてきたかを明らかにする。さらに、群馬県桐生市の婦人会会員に対するインタビュー調査から、会員のスポーツ実践の意味づけについて分析することとした。

なお、インタビュー調査に際しては、調査対象者に調査への協力及び結果の公表について同意を得た上で、ビデオテープへの録画を行い、文字データとして書き起こした。書き起こされた文字データについては、筆者が調査対象者の意図を損なわないように若干の修正を施した。以下に、インタビュー調査の概要を示す。

第1回調査

調査対象：桐生市S婦人会インディアカ納涼大会の参加者 19名

調査日時及び会場：平成14年6月23日(日) 8:30～14:00 桐生市S小学校体育館

第2回調査

調査対象：桐生市婦人団体連絡協議会が主催するバレーボール大会の参加者 16名

調査日時及び会場：平成14年8月25日(日) 8:30～13:00 桐生市民体育館

第3回調査

調査対象：群馬県地域婦人団体連合会事務局長H氏及び会長A氏

調査日時及び会場：平成15年6月12日(木) 10:00～11:00 群馬県女性会館

3. 結果及び考察

1) 地域婦人会の歴史的活動に位置づくスポーツ

地域婦人会の歴史的活動には、家庭婦人及び家庭生活改善に関する会の内部における学習や実践活動と地域社会に対する対外的な社会運動的活動といった2つの大きな流れがある。地域婦人会の活動とスポーツ活動の関係もそのような流れのなかに位置づけられてきた。一つは、生涯学習の機運が高まるのと同時に、学習活動の領域の中に体育・スポーツ活動が組み込まれていったということである。さらに、それは婦人の生活改善とも結びつき「健康」を維持向上する重要な位置づけとして実践されるようになった。もう一つが、様々な地域で行われるスポーツイベントにおけるボランティアスタッフとしての関わりであった。地区で行われる運動会などの身近なイベントから、国民体育大会等の大規模なイベントまで、地域社会の活性化に寄与すべき活動として行われてきた。地域貢献という外部への発信的活動であったといえる。

2) 地域婦人会の組織強化としてのスポーツ活動

ところが、1970年代後半以降、会員の減少という状況の中で、それを救う有効な手段としてスポーツが認知され始め、次第にスポーツ活動が組織化されていくことになる。このスポーツ組織化の流れは各単位婦人会に大きく拡がり、これまでの学習活動や地域貢献としての活動に加え、地域婦人会の組織強化という新たな位置づけで捉えられることとなった。

しかしながら、実際には、会員減少の大きな歯止めとはならなかった。その理由として、女性の社会参加の場が多様化したこと、特に生涯学習の場が地域婦人会以外にも多数現れてきたことが指摘された。さらに、スポーツを選択することが婦人会への入会の有効な手段とはなり得なかったということがある。いかに地域婦人会の活動として、あるスポーツを選択するにしても、そこには実践者個人による独自のスポーツの捉え方が存在しており、それは個別的な関係性であると考えられる。

3) スポーツ実践者としての意味づけ

そこで、これまでみてきたような組織的、社会的なスポーツ活動の位置づけとは異なり、実践者個人の視点からスポーツとの関係性を検討した。その結果、それぞれの実践者にとっては、地域婦人会のスポーツ活動に与えられた歴史的・社会的な意味づけによって実践へと導かれるのではなく、会員個人の性向とそのスポーツに内在化された特性との関係性が重要であることが示唆された。例えば、バレーボールとインディアカの実践者へのインタビューでは、その行い方が非常に似たスポーツであるものの、インディアカの実践者からはほとんど出てこない「練習」「技術」「試合」「競技」「登録」といった言葉がバレーボール実践者から並べられた。それは、スポーツ種目の差異を表すと同時に、それを選択する実践者個人の差異化を表すものであった。それぞれの実践者の性向や身体資本の関係性がスポーツ選択にとって重要であることが伺えた。

さらにそのようにして実践へと導かれた実践者たちは、自身のライフスタイルに応じた個別具体的な意味づけを行っていた。たとえば、自らのライフスタイルの特徴を形作るための趣味の実践、生活の一部としての日常の延長線上での活動、日常に組み込まれた非日常的経験、「主婦」というカテゴリーの確認の場などと非常に個別的であった。そこには、これまでみてきたような地域婦人会活動としてのスポーツ活動に対して与えられてきたような一元的な意味づけは、一人の実践者の中でも、その時代性や生活に影響されながら、その場その場で作り変えられていることも明らかになった。

参考資料

- ・ 群馬県地域婦人団体連合会(1999) 愛の活動—学習と実践の記録—。

スポーツ少年団の地域的展開に関する事例研究

～仙台市中田地区にみる「定着」の過程～

A case study on the local development of a Sport-Shonendan
The initial stage of establishment in Nakada-chiku, Sendai-shi

中島 信博

Nakajima, Nobuhiro

東北大学

Tohoku University

本研究はスポーツ少年団（以下ではスポ少）が地域に定着していく過程に焦点を当て、現場レベルでどのような展開がなされたのかについて、当事者の言説からその諸相をとらえることを目的としている。

地域という視点からスポーツの集団や組織を問う場合、スポ少は研究の対象として極めて重要な位置を占めていると思われる。たとえば、学校の運動部や民間のスポーツクラブと比較すれば、地域を基盤にしている特徴が明白であろう。

また近年のスポーツ政策、なかでも総合型地域スポーツクラブという国策のもとで、住民の参加が重要性を増してきているといえるが、スポ少は約40年にわたり蓄積されてきたボランティア活動の先駆形態であるともみなしうる。

スポ少という社会制度は、昭和37年6月に、日本体育協会により創立50周年記念事業として創設されたのであるが、宮城県でも地方本部設置促進の動きを受けて、昭和38年10月に県本部が設立された。そして昭和39年1月に、設立総会が開催されており、これに尽力したのは県教育委員会指導主事の星久重と、県体協理事の佐藤秀臣であったといわれている。この過程では、競技団体と市町村へのはたらきかけがなされたが、野球、バレーボール、バスケットボールなどに較べて、サッカーがいち早い動きを行なったことが注目される。

本研究では、宮城県仙台市の「中田サッカースポーツ少年団」を事例として取り上げるが、その設立は昭和41年であり、県内では最も早いスポ少の一つである。（同年、中田のほかには松島と塩竈にサッカースポ少が発足している）。

このように設立の経緯を述べると、さしあたり中央から地方へスポ少が「伝播」したとらえるのであり、こうした「歴史観」は一定の妥当性を持つことも首肯しうる。しかし、本研究ではあえて現場レベルでの具体的な様相をすくい出すことにこだわってみたいと考える。

実際に当事者へのインタビューを繰り返してみると、その地域的展開は極めて多様性に富んでおり、現代的問題を考察していくうえでも示唆されることは多い。当時の活動を、具体的な歴史的・社会的コンテクストにおいて理解し、その様相を記録しておくことが、一面的な歴史観を相対化するうえでも欠かせない作業であろう。つまり、スポ少の地域における「定着」や「展開」という場合、中央からの指針やマニュアルにしたがって画一的に作られていったというよりは、地域ごとに多様なあり方が示されていたのであったととらえるべきである。したがって、多様なあり方の中から、ある一定の様相が選択されて（逆に一定の様相が捨てられて）、スポ少というカテゴリーが地域ごとに歴史的に形成されていったと考えてみたい。

本研究がフィールドに選んだ中田地区は、現在は仙台市の南端に位置しているが、昭和16年に合併されるまでは、中田村とよばれた農村地帯であった。この地域において急激な都市化が開始されるのは、昭和32年の市営住宅の建設を嚆矢とする。以後は官民による住宅建設によって人口が急増し、幾度かの区画整理事業、道路建設がこれに拍車をかけ、現在においても開発が盛んである。

中田地区の子どもたちにサッカーが本格的に伝えられたのは、昭和30年から8年間にわたり小学校に在任した西巻四郎教諭による。まさに宅地開発が展開すると同時代に、新しい文化が入ってきたのだった。子どものスポーツといえば、当時はドッジボールに野球くらいで、サッカーは知られていなかった。国体選手の西巻は、子どもを相手に毎日のようにサッカーに興じていたという。この時代を報告では第1期とし、い

わばスポ少前史ととらえておきたい。つまり、西巻はサッカーを当該地域に導入したのであるが、いまだインフォーマルな未組織段階であったと特徴づけうる。

ここでの主題であるサッカースポ少が中田地区において成立をみるのは昭和41年であって、中田小学校に赴任してきた佐藤利雄教諭が、体協の佐藤秀臣の勧めに応じたのであった。以後、佐藤教諭は6年間にわたりその定着のため精力的に取り組み、現在でも創立者として語られている。本報告においても、氏の言説が一つの柱となっており、当時の多くのエピソードを整理しつつ紹介を試みたい。このスポ少導入の時期を、第2期として措定したいと思う。

設立の経緯からして当然ながら、中田サッカースポ少は小学校教師によって強力にリードされてスタートしたという特徴をもった。佐藤自身が選手として活躍中の経験者であったという個人的資質もさながら、教師が自分の担当するクラスの子どもからはじめたこともあって、町の住民たちは「学校クラブの延長」として（誤解して）とらえがちであったという。佐藤が「教員とみてほしくない」と折に触れ住民に強調してみても、住民にとっては「公共性」の強い、したがって信用がおけて安心して子どもを預けておける場ととらえられていた。ただし、学校の教員仲間からは、勤務外の活動について「理解」を得ることは必ずしも容易でなく、特に、教職員組合の方針に抵触するとして警戒の目で見られていたという問題もあった。それにしても創設者の佐藤は、スポ少のみならず多くの地域活動に極めて熱心であり、地域との多様な関係の持たれ方も含めて報告したい。

次に、本報告のもう一つの柱と考えている第3期であるが、これは佐藤教諭の転出を契機として、一人の地元の青年（当時は大学生）へのバトンタッチから始まる。スムーズな継承を期待して、佐藤は周到な準備を行っていた。たとえば、その創立当初から後継者を探し始め、赴任当時は中学校の生徒だったある若者（庄司敏男）に注目し、サッカー経験はそれほどでもない若者ではあったが、転勤の半年前から指導の手伝いをさせていたことが一つ。他方で、地元の有力者を動かして、「親の会」（スポ少後援会）を組織化し、これによって基盤の強化をはかったのだった。さらには、転勤後も「アドバイザー」としてことあるごとに支援を行ない続けた。

しかし、このような継承のための準備にもかかわらず、スポ少は幾度かの危機に見舞われる。たとえば、小学校との関係があらためて問題として浮上する。教師なら問題とならなかったが、学生は「無資格」であるとされ、一民間人が指導することへの抵抗が、学校施設からの締め出しという形で表面化する。同様に、住民からもその「信用性」をめぐる、団員の激減という形で問題が生じてくる。こうした危機を結果的に救ったのは、一つには当時の公民館であり、主催事業というかたちで取り込むことによって、支援に大きな力を発揮した。また中学校の「外部講師」として部活動の世話を依頼されたことも、信用の形成に寄与したのだった。

報告ではこうした意図的/非意図的な公的支援の様々な経緯ともに、指導体制づくり、施設などの確保、さらには後援会組織の変貌などを紹介し、どのようなエージェントが、どのように関係したかを検討したい。この第3期を経過することによって、第2期がもっていた一種の「官庁性」が払拭され、文字通り地域の活動として定着していったととらえることが可能であろう。

時期区分の最後、すなわち第4期としては、おおそ平成の時代に入って以降と、仮にとらえておきたいと考えている。具体的には、スポ少が独自に河川敷グラウンドを整備したことや、中学生の部（ジュニア・ユース・クラブ）を創設したこと、中田カップという比較的規模の大きい大会を開始したことなどが特徴となる。また、現在は総合型地域スポーツクラブの政策をも意識しつつ、NPO法人化も継続的に議論しており、こうした一連の動きは、さらなる自律化としてとらえるのではないかと想定している。またこの文脈では、指導活動の有償化と、公的施設の管理受託が議論のなかで熱を帯びつつあると観察している。

報告では第2期と第3期を中心として、その変化をとらえたいと考えている。なかでもスポ少の定着過程を公共空間の創出ととらえ、その過程における「正統性」の獲得にまつわる戦略に注目して分析を試みる。

地域スポーツ集団の形成に関する研究

～「総合型地域スポーツクラブ育成モデル事業」指定終了市町村への調査から～

The Formation of Community Sports Group

— From the Research on the Comprehensive Community Sports Clubs —

伊藤 恵造（日本体育大学）

Keizo Ito (Nippon Sport Science University)

1. はじめに

総合型地域スポーツクラブはいうまでもなく「スポーツ振興基本計画」（文部省、2000年）における「生涯スポーツ社会の実現に向けた、地域におけるスポーツ環境の整備充実方策」の重要な柱であり、今日の日本における生涯スポーツ政策の重要なキーワードになっている。事業開始から10年弱が過ぎ、このことに対する様々な批判も聞かれるようになってきた。しかしすでに文部科学省による総合型地域スポーツクラブ育成モデル事業は、1995（平成7）年度より2003（平成15）年度までに44都道府県、115市区町村で指定・実施されてきた。また先の「スポーツ振興基本計画」によって「2010（平成22）年までに、全国の各市町村において少なくとも1つは総合型地域スポーツクラブを育成する」ことを「到達目標」として掲げられている以上、国が進めるスポーツ振興政策の成否あるいは実態がどのようになっているのかを明らかにすることはとりわけ重要であると言えよう。

そのために、本研究では2002年6月から9月に、その時点でモデル事業の指定期間を終えていた全37市町村を対象に実施したアンケート調査の結果から、「総合型地域スポーツクラブ」のモデル事業指定終了後の状況と課題を明らかにしたい。そして、今後の「総合型地域スポーツクラブ」の将来性および地域スポーツ集団の形成の道標について検討したい。

2. 調査の概要

（1）調査のねらい

これまでにいくつかの総合型地域スポーツクラブ育成モデル事業の指定を受けた（受けている）市町村を訪問し、資料の収集をおこなってきたが、それらの中には指定を受けたものの、総合型地域スポーツクラブの設立が予定通りに進まず未だ設立準備、あるいは立ち上げたものの未だ実態を伴わない地域もあった。したがって、今回はすでに指定事業が終了して、ある程度実態が見えてきている市町村を対象に総合型地域スポーツクラブ育成モデル事業の実態を数量化して統計的に示すこと、さらに数量化し得ない事柄等についても自由記述方式により担当者から直接回答を得ることによって総合型地域スポーツクラブ育成モデル事業の実態とその後の状況を把握することを調査の目的とした。

なお、回答いただいた当該市町村および担当者の方々に直接的なご迷惑をおかけすることをできるだけ避けるために、統計的に示す数値以外は市町村が特定できないように配慮した。

（2）調査の内容

- 1) 総合型地域スポーツクラブの現在の状況について
- 2) 総合型地域スポーツクラブ育成モデル事業の指定を受けたことによる行政等の理解・評価の変化について
指定を受けモデル事業を実施したことによる、市町村首長、教育行政関係者、地域体育協会をはじめとする地域スポーツ関係者、一般住民、そして議会をはじめとする政治的発言力のある人たちの総合型地域スポーツクラブへの理解あるいは評価の変化
- 3) 「完全学校五日制」実施に伴う総合型地域スポーツクラブ事業の対応について

- 4) 総合型地域スポーツクラブ育成モデル事業指定・実施による成果および問題点について
- 5) 日本における総合型地域スポーツクラブの将来性について

(3) 調査対象の選定および調査方法、回収結果

総合型地域スポーツクラブの育成事業については文部科学省による指定事業の他にも日本体育協会および県レベルでの独自の総合型地域スポーツクラブ育成事業などがある。しかしここでは文部科学省による 2001 (平成 13) 年度までの総合型地域スポーツクラブ育成モデル事業実施市町村を対象にした (表 1 参照)。その理由は国のスポーツ政策として実施されるモデル事業がもっとも典型的にその政策の意図・内容を示すことになると考えたからである。これまで指定を受けた全国 115 カ所の内、調査開始時において完全に総合型地域スポーツクラブ育成モデル事業を実施・終了した市町村は 37 カ所であった。したがって調査の対象はこの 37 カ所すべてとした。

1) 調査方法および実施時期

調査は 2001 (平成 13) 年度までに指定・実施した 37 市町村すべてを対象に郵送による質問紙法によって行った。調査時期は 2002 年 6 月から 9 月の 3 ヶ月間であったが、その間、回答のない市町村には 2 回の督促を行った。

2) 回収結果

回答のあった市町村は 27 カ所 (回収率 73.0%) であった。その内訳は表 2 のとおりであるが、市部は 1 件を除いてすべて回答があった。それに比べて町部の回収率は低く、およそ半数であった。その理由として、すでにモデル事業終了後に総合型地域スポーツクラブの取り組みをやめているところや担当者が異動しているところなどがあるためと考えられる。

3. 結果の概要

本研究では、先に挙げた 5 つの内容について、それぞれ分析を行なった。また、これらの各質問項目をもとに、総合型地域スポーツクラブの実態モデル図 (基準: ①会員数、②参加人数、③指導者数、④スタッフ数、⑤年間予算、⑥補助金額、⑦活動種目数、⑧グループ数) および、実態評価図 (基準: ①会員数の人口比率、②指導者一人当たりの会員数、③会員一人当たり予算、④補助金比率 (補助金/予算額)、⑤指導者女性比率 (女性/全数)、⑥クラブハウスの有無、⑦会報年間発行頻度、⑧活動種目数) の作成を試みた。作成した基準をもとに、いくつかの典型的な事例を挙げ、総合型地域スポーツクラブの総合的な分析を行ない、それらの現状と可能性を明らかにした。

発表当日は、文部科学省「総合型地域スポーツクラブ育成モデル事業」の最後の指定年度となる平成 15 年度末という時期を考慮し、今後の地域スポーツ集団形成の可能性についても検討を加えたいと考えている。

表 1 調査対象市町村一覧

道府県	対象市町村
北海道	士別市
岩手県	金ヶ崎町
秋田県	琴丘町
山形県	鶴岡市
茨城県	鹿嶋市
栃木県	石橋町
埼玉県	所沢市
千葉県	三芳村
新潟県	新井市・豊栄市
富山県	福野町・福岡町
石川県	田鶴浜町
岐阜県	揖斐川町・岐阜市
愛知県	半田市
三重県	明和町・鈴鹿市
滋賀県	蒲生町
京都府	和束町
兵庫県	姫路市・宝塚市・加古川市
和歌山県	田辺市
岡山県	岡山市・玉野市
広島県	鹿野市・吉田町
山口県	新南陽市・下関市
愛媛県	波方町
福岡県	北九州市・香春町・築城町
長崎県	福江市
宮崎県	田野町
鹿児島県	鹿屋市
合計	37 市町村

表 2 調査対象市町村の回答数・回収率

	該当数	回答数	回収率 (%)
1. 市	19	18	94.7
2. 町	17	9	52.9
3. 村	1	0	0.0
合計	37	27	73.0

感覚の人称性と上達——武術を事例として——

The Personal Structure of Bodily Perception and Improvement:
Through a Case Study of a Martial Art Class

倉島 哲 (京都大学)
Akira KURASHIMA, Kyoto University

はじめに

身体を使った技能を習得するとき、誰でも自分の身体感覚がさまざまなに変化することを経験する。そのうえ、これらの感覚は自分一人にしかわからないものとしてではなく、指導者・先輩・後輩などの他者と共有している感覚として立ち現れる。いいかえれば、自分が新たに獲得した感覚は、指導者や先輩が過去に感じたことのあるはずの感覚や、現在感じているはずの感覚として、あるいは、後輩が将来感じるはずの感覚として現象するのである。感覚のこのような性質を「感覚の人称性」と呼び、感覚が新たに人称性を獲得する出来事を「感覚の人称化」と呼ぶことにしたい。

感覚の人称化は、あらゆる技能の練習の過程で誰もが経験する出来事であり、この過程にとって決定的な重要性を持っているにもかかわらず、これまで主題化されることはなかった。その大きな要因として、私的かつ内面的なはずの身体についての感覚が、直接に社会的な関係性に開かれているということが、近代の主客二元論・心身二元論の枠組みでは捉えきれないことがあげられる。

これらの枠組みを克服するためには、何よりも、感覚の人称化という経験的事実に定位することが必要だろう。そして、この出来事を言語化しようとするさいに、主観と客観の境界、精神と身体境界、さらに、言語化可能なものと言語化不可能なものの境界を超越的に読み込んでしまう誘惑を避けねばならない。かわりに、感覚の人称化という出来事そのものにおいて、これらの境界がどのように発生し、どのように変化するかを目を向けるべきだろう。このような変化を経験的に記述することは可能である。そして、この記述から、二元論を乗り越えるような、新たな人間観・身体観を帰納することができるだろう。本報告は、この試みの一端である。

武術教室 S 流について

筆者が 1999 年 5 月より現在に至るまで、京都市にある武術教室 S 流でフィールドワークを行っている。筆者が参加している火曜日と土曜日の練習は次のように進行する。

火曜日	土曜日 (後半のみ)
7:00~7:30 気功体操	7:00~8:00 太極拳の対練
7:30~8:00 太極拳の套路	8:00~8:15 気功体操
8:00~8:40 杖術の対練	8:15~8:30 太極拳の套路
8:40~8:55 休憩	8:30~9:00 太極拳の対練
8:55~9:10 太極拳の対練	9:00~9:20 自由に動く練習
9:10~9:20 自由に動く練習	
※ 対練 (たいれん) = 二人一組で行う型の練習	
※ 套路 (とうろ) = 一人で行う型の練習	

練習時間のほとんどは太極拳・杖術の対練や気功体操のように、型が許す範囲内でしか動きのバリエーションが許されない動作を反復する練習に費やされる。さらに、太極拳の套路や気功体操のように、ほとんど形を変えないで反復される練習にも相当な時間が費やされる。練習時間の最後に自由に動く練習が行われるが、これが行われるのは相対的に短時間である。

だが、S 流の会員にとっては、練習を構成する諸要素は機械的に反復されているわけではなく、特定の基準にもとづいてそのつど異なった意味を帯びて立ち現れているのである。

のみならず、特定の要素に意味を帯びさせていた基準そのものが変化し、その要素が全く新しい意味を帯びることもある。そして、練習の諸要素に意味を与える基準が形成されるきっかけは、何よりも M 先生や他の会員が動作を説明するさいに用いる比喩的な用語法、つまり、「わざ言語」(生田久美子)である。

「身体の線を取る」こと

S 流でもっとも頻繁に用いられるわざ言語として、「身体の線を取る」がある。筆者がはじめて、指導者の M 先生のいう「線」を実体として(たとえば、杖の線や畳の縁の線として)ではなく、感覚として感じることはできたのは、1999 年 7 月に太極拳の対練の型のひとつである、「金剛搗捶(こんごうとうすい)」の型の練習をしていたときだった。この型では、自分の右腕を相手の胸の下の方からすり上げて、相手ののけぞらせるように後ろに投げる動作がある。

筆者は投げる側を練習していたさいに、自分と相手の身体の関係がある状態になったとき、そのまま容易に相手を倒すことができることがわかった。つまり、自分の右腕を相手の胸に当てたとき、相手は倒れまいとして自分の腕を押し返すが、相手の押し返す力の方向に対してまっすぐに推すのではなく、斜めに腕を差し入れるようにすると、相手は虚を突かれて一瞬だけ抵抗することができなくなり、身体をすくわれてしまう。このとき、自分の腕の「線」が、相手の押す力の「線」に斜めから切り込む感覚がある。いったん相手の身体をすくってしまったなら、相手を倒すのは簡単である。この感覚を得たときから、相手と自分の力を拮抗させてから相手を圧倒するように倒すのではなく、相手の力をすり抜けるように、動作を止めずに相手を倒すことができるようになり、また、相手を倒すことのできる確率が高くなった。

筆者がこの感覚を再現しようと対練を続けていると、M 先生がそれを見て、「そうそう、そうやって線を取るんや」と言った。M 先生が筆者の「線」の感覚を知ることができたことは、筆者にとって何の不思議もなかった。というのも、自分が以前よりも目に見えて相手を軽く、素早く、高い成功率で倒せていること、さらに、そのときの感覚こそ、M 先生のいう「線を取る」感覚であることもわかっていたからである。したがって、M 先生の一言は、自分が M 先生と感覚を共有するための手順を説明していたわけでも、そのためのフィードバックを提供していたわけでもなかったのである。かわりに、自分と M 先生が感覚を共有しているという筆者の直感を裏付けたにすぎない。

おわりに

筆者の「身体の線」についての感覚は、予測のつかないタイミングで、予測のつかない方向へと、幾度か不連続に変化してきたが、いずれの変化の際にも、自分の感覚は M 先生や先輩の会員と共有している感覚として、つまり、人称性を帯びて立ち現れた。

感覚の人称性は、運動生理学・バイオメカニクスによって客観的に説明可能かもしれない。だが、実際に練習をしている人々自身はこれらの客観的測定のための手段をもたない以上、これを理論的に説明することよりも、経験的事実として認めたうえで、当事者がこれをどのように利用し、練習を方向づけているかを丹念に記述することこそ必要だろう。

参考文献

倉島哲「武術教室における身体技法の習得——「線」の感覚を手がかりに——」田辺繁治、松田崇二編『日常実践のエスノグラフィ——語り・コミュニティ・アイデンティティ——』世界思想社、2002 年 9 月、pp. 142-167

「身体技法と社会学的認識」(博士論文、2004 年 3 月取得見込)

※当日はパワーポイントを使用し、具体的な動作についての動画を交えて報告します。

プロレスの現象学

小林 正幸(法政大学大学院)

「ヤコブはひとりあとに残ったが、ひとりの人が、夜明けまで彼と組打ちした。ところでその人はヤコブに勝てないのを見て、ヤコブのものつがいにならなかったので、ヤコブのものつがい、その人と組打ちするあいだにはずれた。その人は言った、「夜が明けるからわたしを去らせてください」。ヤコブは答えた、「わたしを祝福してくださらないなら、あなたを去らせられせん」。その人は彼に言った、「あなたの名前はなんと言いますか」。彼は答えた、「ヤコブです」。その人は言った、「あなたはもはや名をヤコブと言わず、イスラエルと言いなさい。あなたが神と人との、力を争って勝ったからです」。ヤコブは尋ねて言った、「どうかわたしにあなたの名を知らせてください」。するとその人は、「なぜあなたはわたしの名をきくのですか」と言ったが、そのところで彼を祝福した。そこでヤコブはその所の名をベニエル(神の顔)と名付けて言った、「わたしは顔と顔を合わせて神を見たが、なお生きている」(創世記第 3 章 24-30『聖書』、日本聖書協会、一九七六)。

こう聖書には記述されている。「組打ち」はレスリングとされる。この聖書の記述はイスラエルという民族名、あるいは国名の起源話であり、そういうことからすれば、歴史はレスリングによって始まったことになる。人々は今日まで、生活のある局面でレスリングを行い、あるいは見物し続けてきたのである。レスリングを「闘い」の「遊戯」とでも定義しておくなら、レスリングは古今東西至る所にある普遍的な「遊戯」の形式である。しかしながら、プラトンがレスリング愛好者であったことはよく知られているが、レスリングを哲学的に考察するということは少ない。レスリングが儀礼としての機能を持つのは理解しやすい。しかしながら、国家の起源がレスリングによって媒介されたとして、なぜレスリングであったのかは謎でもある。レスリングはレスラーとオーディエンスに単に快感をもたらす身体運動なのだろうか。プロレスのレフリーとして知られたミスター高橋は『プロレス聖書』において、「プロレスは、鍛え上げられた肉体を持つ強い者がそれを誇示して観客を魅了するリアルファイトを演出するエンターテインメント・スポーツである。本当に殴り合い、痛めつけ合っているわけではないのだが、ファンジーの世界でそれをリアルに表現するのだ」として、「こんなに知的で、芸術的で、想像力が要求されるスポーツはない」とプロレスを位置づけている。すなわち彼は、プロレスは芸術性を持ち、媒介される意味を持つ表現行為であると考えているのである。プロレスはレスリングの現代的な一形式であると、とりあえず捉えておくとすれば、プロレスとは何であるのか、あるいはプロレスにおける表現が何を意味するのかがひとつの問題として浮上する。報告では、この問題に接近するためにハイデガーおよびガダマーの哲学を考察し、その上で、力道山プロレスの理解へと進む議論へと射程を広げる。

プロレスはプロレスラーとそれを演出する者、またアリーナにおけるオーディエンスとの相互作用によって表現される。即興的な性格の強いプロレスでは、表現されるべきものはプロレスラーによって認識の対象として把握されなければならない。プロレスラーは試合を構成する様々な要素を十分認識して、そして想像力と感性によって身体を媒介として表現する。それは成功するのなら、おそらく人間の生の側面を表現する。つまり、認識と表現がレスリングにおいて一致するのである。

ハイデガーは『芸術作品の根源』において、芸術作品を「世界が世界となる」(Welt weltet)場所と捉えている。異なる表現をすれば、芸術作品において世界が開示するのである。芸術作品は「世界」と「大地」との争いにおいて際立つ存在の仕方を持っている。「世界」が根源的な開示性であるとすれば、「大地」は同様根源的な「秘匿性」(Verbergung)を表している。この両者の根源的な次元での争いにおいて「真理」が開示されるのが芸術作品なのである。ハイデガーは

体験に美を内在させる近代的な芸術観を退け、芸術とは「存在者の真理・真実・真相の作品化」、「真理・真実・真相の創造的な保存」であるとして、芸術作品それ自体にその本質を位置づける。芸術作品の根源は存在者が何であるかを開示するというのである。

芸術作品としてプロレスを捉えたと、その表現は身体を媒介とし成立する。ハイデガーは芸術作品の本質についてアプローチするために、「物の物的なもの」「物の有り様」から考察するが、「人間は物ではない」とされる。さらに、「道具」についての考察から芸術作品へと接近し、開示されるものとして「大地」を位置づける。プロレスはレスリングする身体同士によって築かれるという意味からして、人間の「大地」が開示されると考えられるかもしれない。

日常的な身体は、当然のことだがプロレスしていない。日常的な身体は、身体的存在として気づけられ、世界内において自分自身と他の存在者を気にかけて生きている。その意味で、我々は日常において、信頼されているこの世界において、己固有の場も時を持つこともなく、世界に開かれてはいないのである。しかしながら、例えば、苦痛を表現しプロレスする身体は日常的な身体とは異なって、自らの苦しみの本質を自らに固有な形と運動において示す。プロレスラーと観衆は表現される感情と関心に規定されるわけではない。レススルする身体は内世界存在に規定されるわけではない。もし、そうであるならば、レススルする身体は日常的な身体と変容し、自らの身体を視界から失い、芸術的な領域に足を踏み入れることに失敗する。プロレスラーは自身の日常的な身体が持つ現実に関わってはならず、闘うプロレスラーという運命を了解し、演じ続けなければならない。「演じること＝レスリングする」ことが現実からの離脱を計らせ、闘うという運命を表現する。ここで、プロレスする身体は他の物を表現する媒介者であるのではなく、存在者の地位へと高められているのである。プロレスが芸術として純化される瞬間があるとするならば、芸術としてのプロレスは日常性において隠蔽されている大地と世界を露にする。

ガダマーはハイデガーの芸術論を引き継ぎ、その真理要求、真理認識をさらに解明しようとする。その際、重要な概念となるのが「遊戯(Spiel)」である。ハイデガー同様ガダマーは、芸術は経験における主観にあるのではなく、芸術作品そのものにあるという。芸術と遊戯を結びつけるとき、遊戯においても、むしろ遊戯が「遊ぶ人々」を通じて提示されると考える。いわば存在論的「遊戯」において芸術を見いだすのである。そして、また強調されるのは、観客の存在である。観客が遊戯を遊戯たらしめるという。さらに、遊戯においては、遊戯はそれ自体の内に含まれるものとして現象し、それに加わる人も観客も区別がなくなり、意味内実を持った遊戯そのものが成立する。ここには受け手論の本質がある。芸術作品において受け手は可能的な存在として開かれているのである。プロレスでは観客の存在がなければプロレスが成立しないと指摘されることがある。それは、エンターテインメントとしての視点のようである。しかしながら、ガダマーに依拠することが許されるなら、アリーナにいる観客は潜在的な観客であり、同時に潜在的にプロレスをしているのである。

プロレスの芸術論的な解釈は舞踏や演劇に似ているかもしれない。しかしながら、ガダマーは、人間的な「遊戯」は「規則と秩序」を備え、人間にとって課題として開かれるものであるとして、その視角は競技試合活動へと広げている。同時に、芸術作品はそれ自体衝撃的な出来事、体験である。それは途方もないものを経験させ、畏れを抱かせるという。

足早にハイデガー及びガダマーの議論を概観してきたが、もう一点、取り上げるべき議論がある。つまり、彼らの芸術論を援用すれば、プロレスはプロレスラーの内的主観的な感情表現ではなく、ハイデガーの言葉を借りるならば、その内に「民族的・歴史的」な出来事あるいは運命が形づけられているのである。

さて、報告においては、この抄録における議論をもう一步進めていき、プロレスにおいて開示される「真実・真理・真相」について議論を加える。さらに、力道山を素材として、ハイデガーのいう「民族的・歴史的」な出来事との解釈学的な視角からの分析を行う予定である。

「スポーツ学の意味するもの—スポーツ科学からのパラダイムシフトの必要性」

What is Sport Studies? : The Need for a Paradigm Shift from Sport Science

海老島 均 (びわこ成蹊スポーツ大学)

I はじめに

「体育」という教育の範疇で語られてきた「スポーツ」。この対象に対する研究がより学際的な広がりを見せる中で、「スポーツ科学」としてのとらえ直しがいたるところで行われた。その際に「科学」という言葉をもちたことにより自然科学の一分野としての位置づけの隠喩を有してしまった経緯と、スポーツが近代スポーツへ進化する過程において基盤となった「合理化」「効率化」といった構造化された過程が、もともと自然科学のイデオロギーとの同一性を有していたという状況が存在する。

II 加速するグローバリゼーションとスポーツ科学の親和性

グローバリゼーションという言葉が現代を描写するキーワードであることは衆目の認めるところである。ITに代表されるようなテクノロジーによって、人間生活、さらに突き詰めていけば、生存するために必要とする相互依存のウェブがますます肥大化し、世界レベルで起きていることの相互的な影響力を避けては通れない現実が存在する。かつては人々の社会認識も「国民国家」という準拠枠にほとんど限定されていたのに対して、現在ではそのようなシステムを超越する「人類」という単位での認識が生まれている。山下[2002]は、ギデンスが近代社会の特徴を表現するのに使った「脱埋め込み」という概念を用い、近代スポーツがコスモポリタニズムに向かう方向性のメカニズムについて論じている。そこでは、近代スポーツの主要な構成要素の中に見られる抽象化、とりわけ数値化による時空間を超えた広がりや、前近代のフォークゲームと異なった規範やルールの「脱埋め込み」などは普遍化されたコードとして、時空間を超えた人々の相互結合を意識させてきたとして、スポーツが人々をコスモポリタニズムに向かわせる大きな原動力になっている過程が明らかにされている。また山下は、この「脱埋め込み」過程の産物であるスポーツのトランスナショナルな統括機関であるFIFAやIOCが媒介となり、スポーツ＝メディア複合体やスポーツ商品の生産・循環・消費の連鎖のグローバルな展開によって、スポーツが再編成されていることも指摘している。つまり経済を中心とした世界資本によるシステムの均一性の中にスポーツが編み込まれ、それ以前の固有の地域、文化においてスポーツを通して存在していた付加的な意味がそぎ落とされていく傾向にあることが危惧されるわけである。

一方マグワイアーは、巨大化した国際統括機関と多国籍企業のスポーツの世界に与える影響力が増大することにより、スポーツ界の方向性に対する意志決定に関して、一部の元エリート選手、メディアやマーケティング関係者、多国籍企業の経営者の権力が絶対的に強まり、「民主的コントロール、運営の透明性、説明責任に対する要求はますます満たされなくなる」[Maguire, 2002: 12]とグローバリゼーションの過程においてスポーツ再編成されることにより、民主的運営が脅かされる状況を危惧している。

III スポーツ科学を支援する国家体制と研究者の対象に対する距離化

国際統括機関および巨大化したスポーツ産業に支配され「相対化」された国家であるが、オーストラリア、サッカー・ワールドカップに代表されるスポーツのメガ・イベントは「国家」としての認知を様々なレベルで獲得するチャンスであり、冷戦時の構造とは違うものの、国際大会での競争力を渴望するナショナリズムはいまだに高い。パフォーマンスを向上させるためのスポーツ医学に基礎をおいた研究成果は、投資に対する成果という形で直接的説明が付きやすいため、記録重視、業績重視の世界においては寵児的扱いを受けてきた。世界中の様々な国で、競技力向上と直接的にリンクした研究助成金制度が存在する。分配側はスポーツ団体が適切に恩恵を受けていることを明示しなくてはならないため、長期的視点にベースをおいた人文社会学系の研究が選択されにくいという状況が存在する。

また研究者の研究対象との距離化を考えると、スポーツが特殊なハビトゥス(社会的体質)を有するため、社会科学の研究領域でも周辺に置かれてきた。自然科学者の対象への参与度合いとの比較論から、

スポーツ科学の領域の中で人文科学系の分野が周辺の位置づけに甘んじてきたのは、研究者自らが選択したという視点も存在する。

IV スポーツ科学からスポーツ学へ

単一の均質文化形成および均質的管理体制によって究極の合理化、効率化が追求された暁に皮肉にも出現する現実とは「人間の疎外」であろう。藤井は稲垣[2001]が唱えているスポーツ文化の脱構築論に依拠し、自然科学万能時代に警鐘を鳴らしている[藤井, 2003]。そしてその行き着く先が人間の「モノ」化という結末であり、スポーツ科学の有する未来像が人間性の疎外へとつながっていることを論究している。スポーツ科学においては人間の身体器官は機械であるかのように、もしくは機械であるべきかのように扱われている。人間のイメージは一元的に扱われ、単純化されたものになってしまっている[Hobberman, 1988:325]。つまり「こころ」不在のマシン化された身体のデフォルメされたイメージがスポーツ科学では主流となってしまっているわけである。

藤井はスポーツ学という総合学を提唱することによって、科学偏重の学問体系からの脱皮、経験知を生かす学際的分野としての正常な舵取りが可能であることを示唆している。スポーツの現場での知の積み重ねが生かされなかった理由として、それらが単なる「経験知」であって「科学的でない」という理由から軽視されたことを挙げている[藤井, 2003:3]。この「経験知」再確認という作業こそ、欠落した「こころ」を身体イメージに取り戻すことにつながるものである。

マグウィアーはスポーツ科学の代替的概念の形成の必要性を主張し、この試みこそがエリート・スポーツに偏重しているグローバル・スポーツの世界において、ローカル・スポーツのニーズと地球規模の相互依存性とのバランスをとる手助けになるのではないかと論じた¹。私は稲垣・藤井が提唱している「スポーツ学」がまさしくこのマグウィアーの要望に合致するものであると考える。藤井が構成した「スポーツ学のコンセプト」には、1) 共生のスポーツ、2) スポーツ文化の観点、3) 実証学の観点(経験知)、4) 総合学の観点(総合知) という4つの側面が挙げられている[藤井, 2002]。このうち共生のスポーツの観点には、高度化しグローバリゼーションの波にのみこまれつつあるエリート・スポーツと、地域文化を象徴するローカル・スポーツまたは地域を基盤に活動する生涯型スポーツ(地域住民の交流を目的としレクリエーション的動機が強いもの)のトータルな形での発展という理念が表現されている。

スポーツ科学は結果として特殊な範囲のスポーツ像に焦点を当て機械化し「モノ」化した人間のイメージを増幅してしまった。スポーツ学はトータルなスポーツ像(元来のスポーツの本質に近い形)を研究対象として見直していくためのパラダイムシフトの役割を果たすと思われる。その過程の中で、社会学がトータルな視点で人間社会を分析する理論枠組みを提示してきたように、スポーツ社会学もこの「揺り戻し」の作業に大きく貢献しうるものであると確信する。

藤井英嘉, 2002, 『スポーツ学概念図』, 大学設置認可審(平成14年4月文部科学省提出)

藤井英嘉, 2003, 『スポーツ学入門』, びわこ成蹊スポーツ大学 2003 年度開講科目「スポーツ学入門」授業用資料

Hobberman, J., 1988, 'Sport and Technological View of Man', in Morgan, W. & Meier, K.: (Hrsg.), *Philosophic Inquiry in Sport 1988 Campaign*, pp.319-327

稲垣正浩, 2001, 『スポーツ文化の脱構築』, 叢文社

Maguire, J., 2002, *Performance Efficiency or Human Development? Reconfiguring Sport Science*, Paper presented at the Idrett, Samfunn og Organiserings Conference, Oslo, May 2002

山下高行, 2002, 「グローバリゼーションとスポーツ—ノルベルト・エリアス、ジョセフ・マグウィアーの描く像、望月他・監修『スポーツ—近代ヨーロッパの探求』ミネルヴァ書房, pp.365-387

¹ 第2回国際スポーツ社会学会国際会議(於、ケルンスポーツ大学、2003年6月18日~21日)のテーマ別セッションでの Maguire 氏の発表 (Sport Science and Global Processes: Social Capital, Governance and Sustainability)

一般発表Ⅲ

(3月27日 10:40-12:10)

Ⅲ-A N370 教室 (3F) 司会 榎本 佳代 (成蹊大学)

スポーツにおけるセクシュアル・ハラスメント研究の視点と課題 —海外の研究成果から—	熊安 貴美江 (大阪女子大学)
女子学生による“スポーツの場”における セクシュアル・ハラスメント認識の特徴 —“スポーツ以外の場”との比較を通じて—	高峰 修 (中京大学体育研究所)
大相撲九州場所観戦者の調査 —大相撲におけるジェンダーの研究—	生沼 芳弘 (東海大学)

Ⅲ-B N170 教室 (1F) 司会 大沼 義彦 (北海道大学)

「ここでやった大会」/「みんなのチーム」とは何か —鹿嶋市S地区におけるW杯と鹿島アントラーズ—	橋本 政晴 (日本女子大学)
「地域への貢献」という神話 —地元旅館業者からみたワールドカップと鹿島—	石岡 丈昇 (筑波大学大学院)
2002FIFA ワールドカップと在日コリアン	鈴木 文明 (市立名寄短期大学)

Ⅲ-C N171 教室 (1F) 司会 山本 教人 (九州大学)

スポーツ研究における公共性論の批判的検討 —浦和レッズサポーターの事例から—	吉田 幸司 (筑波大学大学院)
故郷の再生：近畿カーブ後援会と近畿広島県人会を対象にして (私設応援団のフィールドワーク3)	高橋 豪仁 (奈良教育大学)
「障害者スポーツ」というカテゴリーの組替えに関する研究 —車椅子バスケットボールチームの実践から—	渡 正 (筑波大学大学院)

スポーツにおけるセクシュアル・ハラスメント研究の視点と課題—海外の研究成果から
View points and issues for study of sexual harassment in sports —Review of foreign studies—

○熊安貴美江 (大阪女子大学)	飯田 貴子 (帝塚山学院大学)
Kimie Kumayasu(Osaka Women's University)	Takako Iida (Tezukayama Gakuin University)
井谷 恵子 (京都教育大学)	太田あや子 (武蔵丘短期大学)
Keiko Itani(Kyoto University of Education)	Ayako Ota(Musashigaoka College)
高峰 修 (中京大学)	吉川 康夫 (帝塚山学院大学)
Osamu Takamine(Chukyo University)	Yasuo Yoshikawa(Tezukayama Gakuin University)

*本研究は平成14年度日本学術振興会科学研究補助金(基礎研究(C) 14594013)を受けたものである。

1. 本研究の目的

近年、労働や教育の場でのセクシュアル・ハラスメントが社会的な問題として認識され、それらを防止するためにさまざまな取り組みがなされるようになった。

一方、スポーツ領域におけるセクシュアル・ハラスメントについては、その多くが看過され、いまだ明確に可視化されていないといえる。とりわけ日本では、その定義や実態は明らかではなく、それが生じる原因やそれがもたらす影響、スポーツという領域固有の特徴に関する考察もないため、有効な防止対策も確立されていないのが現状である。

こうした問題を検討していくためには、分析のための視点を確認しておく必要がある。

本研究では、海外の先行研究やすぐれた防止対策ガイドラインを検討することにより、スポーツにおけるセクシュアル・ハラスメント研究の視点を整理し、今後の課題を明らかにすることを目的とする。(以下、SHはセクシュアル・ハラスメントの省略形として記す。)

2. スポーツにおけるセクシュアル・ハラスメントの定義

今のところ、スポーツにおけるセクシュアル・ハラスメントの普遍的な定義は存在していないが、多くの場合、労働の場における定義がスポーツに適用されている。

その主要素は①相手の意に反した ②性的な性質の言動であり、③それに従う(あるいは拒む)ことによって相手に賞罰を与える/または相手の学習・競技練習を阻害するような環境をつくるような場合をさす。またSHは、④信頼や権力などの相互の関係を利用して生じるところに特徴があり、⑤それがふさわしい行為か否かは、行為そのものではなく、それがおこなわれる際の文脈や方法などによって決まるものであるとされる。

「性的虐待」という深刻な形態については、これをSHの一部とみなす立場もあるが、一線を引いて区別する立場も存在する。ブラッケンリッジによれば、性的虐待とは「被害者が加害者によって陥れられた(グルーミング)状況下で、性的行為あるいは性交に逆らえないよう同調を強いられること」とであるとされる。(Brackenridge, 1997a)

3. 海外のスポーツ・セクシュアル・ハラスメントの実態および認識に関する調査視点

○米国6大学の調査: 女子学生競技者がコーチから受けたSHの経験とそれに対する感情的な反応について調査。(Volkwein, 1997)

○ノルウェーの調査: 女性エリート競技者と、女性非競技者のSH経験を、スポーツ内とスポーツ外で比較調査。(Fasting, 2000)

○カナダの調査: オリンピック元出場選手と現出場選手、男女1200人に対する全国的なSH経験調査。(Kirby, 2000)

○イスラエルの認識調査: 女性競技者と男性コーチの、SHに対する認識の違いを検証。(Fejgin, 2001)

○デンマークの認識調査: さまざまなスポーツレベルにおける選手(男女)とコーチ(男女)双方に対して、受け入れ可能なコーチの行為についての認識を調査。(Nielsen, 2001)

○イギリスの性的虐待調査: 若年競技者が性的虐待を受けるリスクを年齢的な観点から判定。(Brackenridge, 1997b)

4. 調査の手法と特徴

調査はつねに、その学問的利益や社会的課題の解決を重視するあまり、被調査者の個人的利益を損なう危険性を併せ持つ。SH調査は特に、進行中の性的虐待事例に遭遇する潜在的危険もあり、調査自体が被害者にもたらす二次被害の影響に対しても十分に配慮されねばならず、その方法には細心の注意が必要とされる。

○量的調査における工夫例：事前のインフォメーション・ミーティングと協力意思の確認、過去週及法、ワーディングへの配慮、匿名性の保証、守秘義務の徹底など

○質的調査における工夫例：スノーボールテクニクによる協力者の確保

5. スポーツにおけるセクシュアル・ハラスメントが被害者にもたらす影響

事態の深刻さにもよるが、スポーツSHがもたらす被害者への影響は以下のようなものである。○不眠症 ○抑うつ ○野心や自尊心の低下 ○スポーツ場面でのパフォーマンスの低下 ○病気によるスポーツからの離脱 ○家庭生活への悪影響 ○絶え間ない恥や罪の意識 ○競技成績の低下 ○スポーツや社会活動からの完全退避

6. スポーツ・セクシュアル・ハラスメントが生じる社会的要因とリスク・ファクター

スポーツにおいてSHが生じ、または隠蔽される社会的要因としては、○スポーツ組織の権威主義的性格と不平等に対する自由放任主義 ○スポーツ界のジェンダー構造 ○スポーツの政治的に中立かつフェアな文化としてのイメージなどがあげられる。

スポーツにおけるSH、とりわけ性的虐待がどのような誘因によって生じやすいかを検討したブラッケンリッジによれば、それは指導者、競技者という個人的諸要因と、スポーツという状況的諸要因が絡み合って生じるとされる。指導者や競技者の個人的変数としては、○性や年齢 ○体格やサイズ ○地位や名声 ○自己評価 ○両親の信用 ○両親との関係などがあげられ、スポーツの変数としては、○雇用や求人のための管理 ○競技者や両親との契約の存在 ○国内スポーツ独特の倫理的規則の使用 ○コーチ組織の倫理規約などがあげられている。

7. スポーツ・セクシュアル・ハラスメント防止のための指針

すでに北米やオーストラリアのスポーツ組織や政府機関、また国際女性スポーツ組織などによって、スポーツにおけるSHを防止するためのすぐれた指針が出されている。その主要素は、○定義とていねいな説明 ○SH防止の根拠となる国内法 ○スポーツSHの事例 ○SHが生じる原因についての考察 ○SH防止のためのあらゆる当事者の心がけと彼らに対する呼びかけ ○相談体制 ○組織としての対応策と解決のための具体的なプロセス ○被害者の権利の回復・擁護に対する配慮 などである。

8. スポーツにおけるセクシュアル・ハラスメント研究の課題

■ 多様な分析視覚の必要性（レベル・領域・立場・ジェンダー・セクシュアリティ・影響）

○さまざまなスポーツレベルでのSH調査 ○スポーツ領域とそれ以外の領域との比較

○被害者側・加害者側双方の経験・認識調査 ○男性指導者から女性競技者へのSH以外の、さまざまな当事者間のSH調査 ○同性愛者に対するSHの視点の導入

○被害者・加害者・スポーツ組織・社会に対する影響調査

■ 方法上の課題（二次被害の回避や守秘義務の徹底、量的調査と質的調査の関係）

○調査によって生じうる被調査者の二次被害の回避 ○匿名性の確保と守秘義務の徹底

○量的調査の問題：センシティブな問題の分析に対する数量化の限界/隠された報告

○個人的なアプローチによる質的研究の必要性和、データ収集のための工夫

○質的調査で示された解釈の、量的調査による検証

■ スポーツでセクシュアル・ハラスメントが生じる/隠蔽されるメカニズムの検証

スポーツ制度内のジェンダーと権力関係の分析や、社会的学習プロセスの分析

■ ほかの社会問題（摂食障害など）との関連性の検証

■ 防止のための指針の作成

■ 国際・地域比較研究：経験や認識、防止指針

女子学生による“スポーツの場”におけるセクシュアル・ハラスメント認識の特徴 — “スポーツ以外の場”との比較を通じて—

○高峰修（中京大学体育研究所）、飯田貴子（帝塚山学院大学）

井谷恵子（京都教育大学）、太田あや子（武蔵丘短期大学）

熊安貴美江（大阪女子大学）、吉川康夫（帝塚山学院大学）

1. はじめに

スポーツが抱える社会病理の一つとして、セクシュアル・ハラスメントの問題がある。「セクハラ」という言葉は1989年に流行語大賞を受け、その後、職場での問題から最近では教育現場での問題へと広がりを見せている。スポーツ界においては指導者によるセクシュアル・ハラスメント事件の多発を受けて日本陸上競技連盟が2002年9月に「倫理に関するガイドライン」を発表したが、その内容については議論の余地が残されていると言えるだろう。

こうした問題に対して海外においては1980年代半ばから調査研究が積み重ねられてきたが、国内においてセクシュアル・ハラスメントの問題を取り上げた報告は数例（最近では倉地ら、2001）を見るだけである。

本報告では、セクシュアル・ハラスメントを女子学生が男性から受けるケースに限定し、そうしたセクシュアル・ハラスメントに対する女子学生の認識をスポーツの場とそれ以外の場で比較することによって、スポーツの場に特有のセクシュアル・ハラスメントに対する認識を探ることを目的とする。

2. 研究方法

（1）質問紙調査

全国の21大学・短期大学の男女学生を調査対象とし、2003年6月から11月にかけて質問紙調査を実施した。調査票は各大学・短期大学の教員を通じて配布され、調査実施後に回収された。合計3,587部の調査票を配布して3,382部を回収した（回収率94.3%）。

（2）調査内容

調査票では、先行研究を参考に19項目からなるセクシュアル・ハラスメント項目を準備し、これら19項目についての認識、見聞、経験およびその加害者に対処を、スポーツ場面とそれ以外の場面に分けて質問した。本報告で取り上げる、19項目それぞれをセクシュアル・ハラスメントだと思うかを問う「認識」については、「そう思う」と「そう思わない」を両極とする4段階尺度に「わからない」という選択肢を加えて質問した。

（3）調査に関する倫理的配慮

セクシュアル・ハラスメントに関わる調査は、調査対象に深刻な被害者がいた場合、調査によって被害を思い起こさせてしまう可能性を持つ非常にセンシティブなものである。したがって、こうした二次被害について細心の注意をはかりながら調査を実施した。本調査においては調査票作成段階において、セクシュアル・ハラスメント裁判を受け持つ弁護士に調査票の内容および文書の確認を依頼した。調査票の表紙には、調査への協力は強制ではなく、あくまでも任意であることを明記した。また、調査は無記名で行なわれ、記入した調査票は封筒に入れて密封後回収するなど回答者のプライバシー保護に配慮した。

（4）分析の方法

本報告では最初に、回収した3,382部のうち女子学生で、さらにセクシュアル・ハラスメント認識項目に関して欠損値を持たない2,620部を選び出した。さらに所属大学と専攻の組み合わせから、大学の種別には関わらず体育・スポーツ・武道を専攻とする「体育群」（903名）と、体育系以外の大学で体育・スポーツ・武道・健康系以外の学部・学科を専攻する「一般群」（1,357名）を選び出し、両者を比較した。

3. 結果

(1) 基本的属性

本報告の分析対象となる「体育群」と「一般群」を合わせた分析対象全体の年齢分布では、18歳が28.4%、19歳が35.2%であり、18歳から21歳までで94.1%を占めた。大学の種別に関しては短大生は11.4%だけであり、残りは大学生であった。分析対象の83.4%は現在を含めてアルバイトの経験があり、67.8%はボランティアなどの社会活動を行っていた。

(2) 過去と現在のスポーツ経験

分析対象全体2,260名の調査時点における運動・スポーツ所属クラブに関しては、体育会運動部に所属している人が32.9%、大学のスポーツ系同好会や学外のスポーツクラブへの加入者が14.9%を占め、0.4%の人は運動部とクラブ・同好会の両方に所属していた。これらを合わせると、分析対象全体の48.2%が何らかの運動・スポーツ系クラブに所属していることになる。これらのクラブ所属者1,090名が出場した大会やリーグのレベルをみると、国際大会・全国大会への出場者が33.7%を占める一方、25.4%の人はそうした大会やリーグへは出場していない。クラブだけではなく個人的なスポーツ活動も含めると、分析対象の50.6%が現在スポーツを実施していると回答した。クラブ所属者の割合が48.2%であることを考えると、女子大学生によるスポーツ実施はその多くが所属クラブを通じて行なわれていると推測できる。

分析対象の64.8%が小学校時代に、74.0%が中学校時代に、そして61.9%が高校時代に、運動・スポーツ系クラブに所属していた。小学校から中学校にかけてクラブ所属率が増え、高校に進学するとともに大幅に減少するという日本人の児童・生徒期に典型的に見られる傾向を、本調査の結果にも確認できる。

(3) スポーツの場内外のセクシュアル・ハラスメント認識比較

学校の体育の授業や運動部活動、サークル活動、地域のクラブなどの「スポーツの場」と、日常的な学校生活やアルバイト、ボランティア活動などの「スポーツ以外の場」における男性による言動が、どの程度セクシュアル・ハラスメントとして認識され、さらにスポーツ内外の場によってその認識は異なるのかについて検討した。

分析対象の女子学生がセクシュアル・ハラスメントとして認識している率が高い言動としては、「性的な関係をつくこく迫る」「性的な内容の電話や手紙、メールを送りつける」「からだをじろじろ眺め回す」「性的なうわさを流す」「性的な経験や性生活について質問する」などがある。こうした言動について、スポーツの内外には関わらず、およそ8割以上の人々がセクシュアル・ハラスメントだと「思う」「どちらかという思う」と回答した。さらにこうした言動に対する認識をスポーツ内外の場で比較すると、「活動中・指導中に腕や肩などにさわる」「活動中・指導中に背中や肩をマッサージする」「特定の人物だけに個人指導をたびたび行なう」の3項目は、スポーツ外の場合と比べてスポーツ内においてはセクシュアル・ハラスメントと認識されないという傾向が強かった。つまりこれらの行為は、スポーツの場においては仕方のない、あるいはスポーツの指導における特有の行為として認識されているのである。

次にKari et al.(2003)の分析枠組みに従い、上述の「体育群」が評価する「スポーツの場」におけるセクシュアル・ハラスメント認識と、「一般群」が評価する「スポーツ以外の場」における認識を比較した。その結果、実に19項目中17項目において、体育群のスポーツの場におけるセクシュアル・ハラスメントの認識率は、一般群のスポーツ以外の場における認識率よりも低かった。つまり、体育・スポーツ・武道系の学部・学科に在籍する女子学生が、本研究で取り上げた言動の大部分について、スポーツの場においてセクシュアル・ハラスメントになると判断する傾向は弱いであり、そうした傾向はやはり「腕や肩などにさわる」「背中や肩をマッサージする」「特定の人物に個人指導を行なう」の3項目において特に顕著であった。

※本調査研究は平成14年度日本学術振興会科学研究補助金（基盤研究(C)14594013）を受けたものである。

大相撲九州場所観戦者の調査

—大相撲におけるジェンダーの研究—

A research of Sumo Tournament Spectator - A Gender Study of Sumo -

生沼 芳弘 (東海大学) Yoshihiro Oinuma (Tokai Univ.)

丁海 諭 (東海大学) Satoru Ryokai (Tokai Univ.)

山本 恵弥里 (東海大学大学院) Emiri Yamamoto (Tokai Univ.)

はじめに

江戸時代、女性の大相撲見物は禁じられていた。明治以降については、和歌森太郎の昭和31年6月13日付「砂かぶり記」(「相撲のおもしろさ」文化新書186頁1957)に下記のようにある。

「明治5年11月24日の東京日日新聞によると、従来相撲は勧進の故を以て(というよりそれが神事芸能である本質の故にだろう)婦女の見物を許さなかったが、その年の冬場所から、ただし二日目以降に限り、婦女の見物を許すに至った。自主自由の権を賜うこの際、当然至極だとある。そして五年後の10年12月8日付曜新聞によると、その冬場所以後、初日から婦女の見物が許されたとある。明治維新後の文明開化の所産である。女性が社会のおもてに出てくる一般風潮に誘われたことはたしかで、この戦後に一段と女性ファンがふえたことも同じ理くつだろう。このような社会の必然に乗って相撲愛好の層が変わって来ているのだということを協会は理解すべきで、ただ数のふえた多種多様になったことをよるこぶに止まらず、そうした社会の発展と均衡を保ちながら相撲道をいかに推し進めたらよいか思索すべきだろう。」

明治5年(1872)の本場所から女性の大相撲観戦が許されるようになったが、その数は130年間明らかにされたことはなかった。本調査では、大相撲観戦者の中で女性の占める割合を明らかにし、観戦者の大相撲に対するジェンダーについての意識を明らかにする。筆者は30年近く大相撲の社会学的研究に従事してきたが、過去にこのような社会科学的な調査が行われた形跡はない。その原因としては、江戸時代からの伝統に基づく日本相撲協会の経営形態や組織の閉鎖的体質が考えられる。しかし、ここ数年来の観客数の減少に、協会は少なからず危機感を感じているようであり、調査の許可を得ることができた。

1. 大相撲におけるジェンダー問題

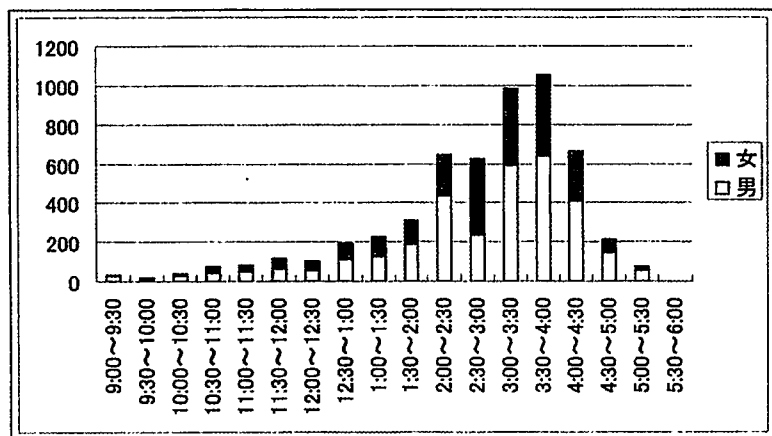
大相撲におけるジェンダーの問題は平成元年(1989)12月、森山真弓官房長官が「女だから大相撲の土俵に上がれないなんて、おかしいわ」と発言、翌年初場所の優勝力士に内閣総理大臣賞を森山氏自身が授与する意向が表明したことに端を発している。初の女性官房長官である森山氏が誕生した経緯は、平成元年8月宇野内閣が首相自身の女性問題で総辞職し68日の短命内閣となり、次の海部内閣では山下徳夫氏が官房長官となったが同じく女性問題で辞任、環境庁長官であった森山真弓氏が横滑りして官房長官になった。これに対して当時の理事長である二子山理事長(第45代横綱若乃花)は、「伝統、文化は守っていかなければいけない」「こういう社会が日本に1つぐらいあってもいい」と森山官房長官の申し出を断った。

その後この問題は平成5年(1993)赤松文相が「相撲を取らせろというわけではない。なぜ、賞を渡すのに土俵に上がれないのか。横綱審議委員会の構成も女性がゼロというのはいかがか」と述べ、平成12年(2000)に内館牧子氏が横綱審議委員会初の女性メンバーとなった。また、同年強制わいせつ事件で辞職した横山ノックの大阪府に初の女性知事が誕生し、大阪場所での府知事杯授与を太田房江新知事が申し出たが時津風理事長に「いろいろ検討しましたが、もう少し時間をいただきたい」と断られた。

2.観客数

平成元年（1989）11月九州場所11日目から始まった「満員御礼」は、平成9年（1997）の5月東京場所初日まで9年間続いた。この間の横綱は第58代千代の富士、第59代隆の里、第60代双羽黒、第61代北勝海、第62代大乃国、第63代旭富士、第64代曙、第65代貴乃花、第66代若乃花の9名である。その後、大相撲の人気は低迷し平成15年（2003）初場所からは、従来切符が完売しなければ出さなかった「満員御礼」を9割方の切符が売れば出すように変更となった。

筆者は共同研究者等の協力を得て、昨年の9月東京場所11日目（9月17日水曜日）、11月九州場所7日目（11月15日土曜日）、正月東京場所7日目（1月17日土曜日）に観客数の調査をおこなった。9月場所が5490名、11月場所が5893名、正月場所が9308名であった。国技館の収容人員が11060名、福岡国際センターのそれが8927名であるので、9月場所11日目水曜日が49.6パーセント、11月場所7日目土曜日が66パーセント、正月場所7日目土曜日が84.2パーセントの入りであり、最後の正月場所は「満員御礼」がでた。女性観客数は、9月が2290名で42パーセント、11月が2465名で42パーセント、正月が3820名で41パーセントであった。昨年9月東京場所の開場（午前9:00）から打ち出し（午後6:00）までの30分毎の入場者数（男女）の推移は下図の通りである。



3.観戦者のジェンダーに関する意識調査

昨年の11月九州場所7日目の観客数調査と併せて、観客の意識調査を行った。調査方法は質問紙（調査票）を300部返信用封筒を添えて入場直後にゲート付近で配布した。配布方法は、開場午前9:00から午後2:00までの1283名には男女それぞれ約10名に1人の割合で約120枚を配布、午後2:00から4:00までの3777名には約20名に1人の割合で180枚を配布した。従って、午後4:00以降に入場した833名に調査票は配布しなかった。

回収は入口ゲート付近の所定の場所で行い、持ってきてくれた人には九州場所の番付をお礼として差し上げた。当日回収できた調査票は124部、後日郵送されたものが20部、従って有効回答調査票は144票、回収率は48パーセントであった。

調査結果の詳細は、紙面の関係上当日の発表会場で明らかにします。

「ここでやった大会」／「みんなのチーム」とは何か

—鹿嶋市S地区におけるW杯と鹿島アントラーズ—

What does the discourse, "The Event We had Here" and "The Team for Us" mean?

--Local People's Perspective on the W-Cup and the Kashima Antlers--

橋本 政晴（日本女子大学）

Masaharu Hashimoto (Japan Women's University)

問題の所在

プロサッカーチームの誘致・結成、W杯サッカーの招致・開催をめぐるのは、マス・メディアやスポンサー企業、国家を頂点とした地方行政、そして国際スポーツ組織や国内の大小のスポーツ組織などが、「戦略的政治学」あるいは「象徴的政治学」を展開するため、その受け皿となる地域に暮らす住民たちが、その決定の場に立ち会うことはない。鹿島アントラーズのホームタウンであり、W杯の開催地でもあった茨城県鹿嶋市においても、1960年代の鹿島コンビナート開発のときのような反対運動や連絡協議会の組織化といった、地域住民が生活レベルで対応することはそもそも困難であった。それではプロサッカーチームやW杯といったスポーツの地域的振興に対して、地域住民たちは、自らの地域生活を存続させていくことを見据えて、何らかの「働きかけ」をおこなったのだろうか。

鹿嶋市では、鹿島アントラーズやW杯開催をめぐる行政主導の開催記念イベントが行われたり、個人がファンクラブへの入会、シーズンチケットの購入、スタジアムでの観戦、ボランティア活動といったことが行われたに過ぎず、地域住民が組織的・集団的に何らかの活動を行うことはなかった。地域住民たちが育んできた「生活の規模」を超えるスポーツの地域的振興に対しては、個別対応を行うことしかできないのかもしれない。しかしながら、本稿の対象地区である鹿嶋市S地区の住民たちに聞き取りをおこなってみると、チームやW杯に組織的・集団的に何らかの働きかけをおこなっていないにもかかわらず、鹿島アントラーズに対しては「みんなのチーム」、W杯に対しては「ここでやった大会」といった位置づけがなされていた。また同時に、同地区在住で私設応援団インファイトをつくった人物でもある「T氏が頑張っているチーム／大会」という位置づけがなされていた。

本報告では、チームや大会には個別的にしか働きかけを行っていないにもかかわらず、あるいは、スタジアムでの観戦やボランティア活動を行っていないにもかかわらず、なぜ、「みんなのチーム」、「ここでやった大会」といった意識が形成されているのかに注目してみたい。また、チームや大会について語る際に、決まって登場するT氏を、地域の社会関係というコンテキストのもとで考えてみることにする。地域住民たちは、どのような論理を持ち込むことで「みんなのチーム」あるいは「ここでやった大会」として鹿島アントラーズ／W杯サッカーを位置づけているのか。そうした論理を、この地域が歴史的に形成し、鹿島開発以降、その都度修正を行ってきた社会関係レベルで探ることが本報告の目的である。

研究の位置づけ

W杯をめぐる社会学的研究が大きな柱として主題にしているのは、メディアとナショナリズムの問題である[黄, 2003; 黒田, 2003; 牛木・黒田, 2003]。そこでは、W杯を加熱させたマス・メディアによる「言説」や、それに熱狂したサポーター、あるいはフリーガンに対して不安を募らせた商店主たちの個々の「体験」が挿入されつつも、あくまでも議論の焦点は「象徴レベルでの社会関係」にあるようである。スペクタクル社会としての情報資本主義を批判しているドゥボールは、その対象を次のように規定している。スペクタクルとは、「イメージによって媒介された、諸個人の社会的関係である」[ドゥボール, 1993: 14]と。すなわち、これらの研究が主題化し、批判の対象としているのは、「象徴レベルでの社会関係」のあり方にあると言える。

こうした議論を鹿嶋市S地区の事例に適用させて考えていくことはできるのだろうか。確かに今日、過疎化・高齢化に悩まされる諸地域が、その解消を目指そうとして、地域のウリを情報として発信し、観光化を推し進めることの重要性は否定できないのかもしれない（例えば松田・古川[2003]所収のモノ

グラフ、寺岡[2003]など)。つまり、これらの諸地域が「象徴レベルでの社会関係」と全く無縁にあるわけではない。フィールドでの聞き取りにおいても、「鹿嶋が全国的に有名になったこと」が話題になることもしばしばあった。

しかし他方で、イメージや表象などによる媒介に頼ることなく、日々の直接的な接触の積み重ねによってその関係を維持・変化させてきた社会関係も、地域の生活を存続させていくうえで必要とされている[福田, 1990]。つまり、「象徴レベルでの社会関係」が生活の全てにおいて必要とされているわけではなく、直接的な接触による社会関係との相互規定のもとに「象徴レベルでの社会関係」は位置し、必要に応じてどちらかが重視されるのである。S地区の事例によれば、対外的に鹿嶋市をアピールするときには「象徴レベルでの社会関係」が必要となるであろうし、対内的に地域生活を存続させていくときには対面的な社会関係が重要視されている。

ここで、こうした「象徴レベルでの社会関係」を「対面的な個別性の関係」から再検討する今関[2003]、メディアを介したコミュニケーションを日々の「実践的コンテクスト」のなかに位置づけなおしている倉島[2001]の両議論から、本報告の位置づけを明確にしてみる。

今関は、メディア論の今日的課題は、「メディアーオーディエンス関係」から「オーディエンスーオーディエンス関係」へとシフトすることだという。そしてあるラジオ番組のリスナーたちによって形成された「ファン・コミュニティ」のモノグラフィックな記述から、この「ファン・コミュニティ」が持続していくには「個性を持った顔のある誰か」との関係が重要であるという。しかしながら、「ファン・コミュニティ」はメディアが基点となったコミュニティであるため、「ファン・コミュニティ」の存続と個人々の生活課題との関連にまでに踏み込めないという限界があるように思われる。

これに対して、倉島は、S流武術の会員たちが、メディアを介したコミュニケーションに一方的に依存するのではなく、それを道場での練習という実践に関連づけることで、電子メディア・ネットワークによる身体感覚の攪乱に抵抗を示しているという。すなわち、前者が対象にしたのは、メディアが基点となった社会関係であったのに対して、後者は、日々の道場での練習がベースとなった社会関係であった。倉島もいうようにS流武術は「特殊なアソシエーション」であるため、組織そのものの存続といった課題にまでは踏み込めないものの、道場での練習というコンテクストが存続する限り、メディアによるコミュニケーションが消費的なものではなく生産的なものへとなることを例証している。

翻って本報告では、「通常のコミュニティ」としてのS地区が歴史的に形成し、1960年代の鹿島開発以降、その都度修正を行ってきた社会関係の現在をまずは明らかにし、それとの関係のもとに鹿島アントラーズ/W杯を位置づける住民たちのあり様を探ることを目的とする。すなわち、「特定の人びとによって営まれている社会関係のなかで、(鹿嶋アントラーズ/W杯という)メディアスポーツはどのように位置づいているのか[括弧内報告者]」[橋本, 2002: 42]、という問題意識をモノグラフによって深化させるものである。

参考文献

- ドゥボール、ギー/木下誠(訳)、1993、『スペクタクルの社会—情報資本主義批判—』、平凡社。
福田アジオ、1990、『情報の民俗学』、『可能性としてのムラ社会—労働と情報の民俗学—』、青弓社、129-190。
黄順姬(編)、2003、『W杯サッカーの熱狂と遺産』、世界思想社。
橋本政晴、2002、『メディアスポーツ研究の経緯』、橋本純一(編)、『現代メディアスポーツ論』、世界思想社、25-47。
今関光雄、2003、『メディアによって生まれる体面的な個性の関係—あるラジオ番組リスナーの『集い』について—』、『民族学研究』、67-4、367-387。
倉島哲、2001、『情報化と身体の変容—身体的メディア・リテラシーに向けて—』、『京都社会学年報』、9、165-176。
黒田勇、2003、『メディア・スポーツの変容—『平和の祭典』からポストモダンの『メディア・イベント』へ—』、『マス・コミュニケーション研究』、62、5-22。
松田素二・古川誠、2003、『環境と観光の社会学』、新曜社。
寺岡伸悟、2003、『地域表象過程と人間—地域社会の現在と新しい視座—』、行路社。
牛木素吉郎・黒田勇(編)、2003、『ワールドカップのメディア学』、大修館書店。

「地域への貢献」という神話 —地元旅館業者からみたワールドカップと鹿島— A Discourse on “Contribution to Community”

・Ethnographical approach to World Cup Experiences of Local Inn Owners in Kashima

石岡 丈昇 (筑波大学大学院)
ISIOKA Tomonori (University of Tsukuba)

事例地の概要と「問題」の把握

2004年1月現在、茨城県鹿嶋市には23軒の旅館業者がある。旅館業者のほとんどは、1961年に始まるコンビナート建設以降につくられた。旅館はコンビナートで働く作業員の住処として利用され、70年代から80年代後半にかけて年中無休で作業員たちを受け入れてきた。

ところが日本の産業構造の変遷とバブル崩壊に伴い、コンビナート関連の宿泊者は90年代に入って激減する。旅館経営は窮地に追い込まれ、その結果旅館業を廃業する人びとも出てきた。旅館業者が集住していた下津地区では、12軒あった旅館が5軒にまで減少した。また今日まで旅館業を続けている人びとも、今後どのように経営を立て直していくのか呻吟している。

Jリーグの発足に伴い鹿島アントラーズが創設されたのは、ちょうど旅館利用者が激減した90年代初頭のことであった。旅館業者はコンビナート作業員と同時に、サッカー観戦をはじめとする観光客を積極的に対象客として取り込み、生活再編を目指した。特に国際試合やワールドカップといったメガ・イベントに対する当初の期待は大きく、地元でのサッカー(アントラーズ)の普及・宣伝に積極的にコミットした人びとも旅館業者のなかに数多くいた。

しかしながら現実的には、当初の期待ほどサッカーを用いて宿泊客を確保することはできなかった。こうした事態のなかで迎えた2002年ワールドカップ開催も、地元旅館業者からみれば、経営的にみて特別盛況であったわけではなく、普段と変わらない状況であった。各種マスメディアを通じて流布されるワールドカップの盛り上がりとは、まったく様相を異にした世界がここにはある。

「地域」の活性化をサッカーに求めながらも、結果的にサッカーは地元のにぎわいへと還流しないのはなぜか。サッカースタジアムの盛況とそれを覆う「地域」との間にある「切断の構造」を、“地域に密着したスポーツ”の成功事例として語られてきた鹿島を事例にして論ずることが本報告の課題である。

メガ・スポーツイベントと「地域」をめぐる問題系

巨大なスペクタクルと化しグローバルにその情報が発信されるワールドカップを、世界中の人びとにメディアを通じて同時消費される「メディア・イベント」として捉えることは可能であろう。スポーツ社会学のなかでも、ターナー＝マカルーンの文化パフォーマンス論の影響を受けた論者によって、こうした観点からスポーツイベントは分析されてきた(MacAloon 1992, Zakus 1992)。また近年では、この文化パフォーマンス論に対する批判的立場から、スポーツイベントを絶え間ないヘゲモニー闘争のアリーナとして捉える論考も数多く存在する。そこでは、スポーツイベントとメディアの関係を基点に据えながら、それを権力論の視点から考察し、ナショナリズムやジェンダー、エスニシティといった問題群について言及されてきた(Real and Mechikoff 1992, Eastman and Riggs 1994)。

スペクタクル化したワールドカップのなかに潜む諸々の文化権力を取り出す点において、メディア、あるいはそのなかで表出化される言説を対象とした論考群がもたらした研究史上の意義は少なくな

いと報告者は考える。しかしながら報告者は、「メディア・イベント」と化したワールドカップを、敢えて具体的な「地域」のなかで捉えることにする。メディアの権力作用を問題化することはたしかに必要である。その一方で、「メディア・イベント」に準じて露骨に進められる都市再開発に代表される、具体的な権力作用もまた「問題」化される必要があると報告者は考えるのである。本報告が後者の観点に立つ理由は、スポーツと開発をめぐる諸研究を展開するという学史上の目論みもあるが、それ以上に、ワールドカップ開催のために改装された鹿島スタジアムの盛り上がりとそこからわずか3kmの距離にある下津の旅館を覆う静寂という「現実」に後押しされる状況がある。

ではどのように、この鹿島の「現実」に迫っていくことができるのだろうか。スポーツイベントを「地域」と関わらせて論じた研究が、これまでにいくつかおこなわれてきた。それらの研究は大きく2つに分けられる。1つは、スポーツイベントが地域の活性化を引き起こすというものである。そこでは過疎地域がスポーツを利用してまちづくりに取り組む事例や地域住民の「共同性」を喚起する装置としてスポーツが機能することが論じられてきた(須田 1994, ホール 1996)。もう1つは、スポーツイベントをイデオロギーの効果として捉えるものである。スポーツイベントは国家間競争、あるいは国家を突き抜けた都市間競争の争点であり、スポーツイベントに関連して流布される言説もまたそうした「政治」のただなかで表出化されることが、そこでは指摘されている(Whitson and Macintosh 1993, 1996)。またこの立場の論者は、マクロな政治経済構造の分析のみならず、スポーツイベントに積極的に加担する人びとをも視野に入れて、「記憶」の問題へと議論を進めている。「空間」を扱った新都市社会学の諸研究を参照しながら、スポーツイベントは「場所」の記憶を(再)編成する機会であることや、創られた記憶を基に人びとがそこに動員されることを指摘する論考も出てきている(Belanger 2000)。

これら2つの立場は、一方がスポーツ・ディベロップメントの主張を背後に備え、他方がスポーツに対して批判的に介入するネオ・マルクス主義の伝統を備えている点において、互いに対立するものであるようにみえる。しかしながら両者とも、スポーツイベントを政治経済的次元から取り扱うがゆえに、「地域」の個性・歴史性を分析の枠外においてきた点は共通している。そのため事例分析では共時態分析に留まり、時間軸を入れた考察はなされてこなかった。

鹿島スタジアム内部の盛り上がりと地元旅館業の閑散さとの間にある「切斷の構造」に照準するためには、政治経済的分析のみならず、鹿島の「地域」が背負ってきた個性・歴史性に目を向ける必要がある。というのも、旅館業者が歴史的に辿ってきた軌跡に具現化されているように、鹿島のサッカー開発は、1960年代からのコンビナート開発の果てに存在するものであり、ワールドカップと「地域」という問題設定を立てた際、この歴史性を抜きにして「スポーツによるまちづくり」(小岩井 1994: 59)を唱えることができない状況があるからだ。また同時に、研究者が依拠する観念によって、メガ・スポーツイベントを「裁断」することもできない。なぜ鹿島は、Jリーグ、そしてその先にあるワールドカップに「地域」をあげて期待をかけ、そして、にもかかわらず、地元のにぎわいはそうした期待とは裏腹な結果へと至ったのかを具体的事例のなかから見極める必要がある。

こうした課題をもとに、当日の報告では、①鹿島の旅館業の歴史を俯瞰しこの地域に旅館業が林立するに至る背景を構造的に捉え、②そのなかで登場したスポーツイベントに、かれらがどのような対応を示したのかを詳しくみる。旅館業は、「陸の孤島」から日本最大コンビナートに様変わりし、そしてついにはサッカー開発へと至った鹿島の歴史を縮図として示す格好の地元業である。

そして、冒頭に提示した「切斷の構造」を具体的に明らかにした後、その「切斷」を再度縫い合わせるための旅館業者の努力として、スポーツグラウンドの造成とスポーツ合宿の誘致活動を報告の最後に取り上げる。

2002FIFA ワールドカップと在日コリアン

What was The 2002 FIFA World Cup for Korean Community in Osaka?

鈴木文明 (市立名寄短期大学)

SUZUKI Fumiaki (Nayoro City College)

1. はじめに

たとえば、ある研究者のホームページに「在日韓国人留学生と在韓日本人留学生を対象に…」云々といった記述があった。この「在日韓国人留学生」とは、日本にいる韓国人留学生のことである。「在日コリアン」の存在とその歴史を多少なりとも知る者であれば、日本で学ぶ韓国人留学生をこのように呼んだりはいしない。

「エッ何、清原和博(西武)も池山隆寛(ヤクルト)も朝鮮人じゃないかって? そういう噂もありますねえ」[梁泰昊 1996]。この真偽は全く問題ではない。この類の噂が在日コリアン以外によって語られる時の文脈が問題とされなければならない。

これらはわれわれが生きている社会のマジョリティの、在日コリアンに対する無知さを示す一例であり、日本的オリエンタリズムのあらわれといえよう。

さて、2002FIFA ワールドカップ(以下、ワールドカップ)に関して、開催以前から日本人(人)と韓国(人)との関係はマスコミを中心に注目されていた。たとえば、それはワールドカップによる「反日・嫌韓の克服」や「日韓共生の可能性」等である。しかし、日本社会において、日常的に無知かつ日本的オリエンタリズムの眼差しに晒されている在日コリアンは、その射程にはなかった。そして、在日コリアンがマスコミに報道されたのは、東京と大阪で開催されたワールドカップ韓国戦観戦会の時である。しかし、「反日・嫌韓の克服」と「日韓共生の可能性」のステージには「朝鮮籍」の在日コリアンは登場しえない。

本報告で取り上げる観戦会は、大阪生野区のコリアタウンで行なわれたものである。このコリアタウンは、「日本最大の朝鮮人集住地ゆえに、…朝鮮半島や在日社会が経てきた60年近い歴史を、ある意味で最も激しく体験してきた」[鄭雅英, 2002: 270] 旧猪飼野にある。ここでのワールドカップをめぐる在日コリアンの経験を再構成し、在日コリアンとこの地域にもたらされたワールドカップの「遺産」が何であったのかを検証する。

2. コリアタウンにおけるワールドカップ韓国戦観戦会

2-1 コリアタウンの成立までと現在

生野区の総人口に対する在日朝鮮人の割合は22.3%である。生野区に次いで在日コリアンが多く住む東成区がそれが8.7%であるから、生野区は大阪市においてきわだって在日コリアンが多住する地域である。そして、「コリアタウン」と呼ばれているのはJR桃谷駅の東600mにある御幸森神社から新平野川に至る御幸通商店街(御幸通商店街、御幸通中央商店会、御幸通東商店街振興組合によって構成)であるが、この界限には、生野区でも特に多くの在日コリアンが住んでいる。地元の御幸森小学校では在籍児童の半数が韓国・朝鮮籍であり、帰化者の子弟も含めるとその割合は7~8割だといわれていることから、在日住民の多さがわかる。

大阪に流入する朝鮮人が一気に増加するのは第一次世界大戦後であるが、彼/彼女らは現在の東成区一帯にあったゴムや金属関連の零細企業で雇用された。そうした朝鮮人労働者を収容するために多くの安価な下宿が作られたのが猪飼野であった。やがて、下宿を朝鮮人自身が経営するようになり朝鮮人の集住化が一層すすんだ。そして、そうした朝鮮人を対象とした「朝鮮市場」が1920年代に誕生する。この市場は現在の御幸通(当時は日本人経営者の商店が占有)よりもひとつ南の通りに沿ってあった。そして、この御幸通に朝鮮人経営者が店舗を構え出すのは第二次世界大戦後である。戦災によって朝鮮市場も御幸通商店街も東側半分が焼失してしまっていた。その結果、日本人経営者は廃業・転出する者が多かったが、朝鮮人経営者はその跡地を購入・賃借して店舗を持つようになり、現在

の 코리아タウンの原型ができあがった〔鄭雅英, 2002〕。その後も、日本人経営者の廃業・転出にともない、そこへ（朝鮮人経営者が進出するというパターンが続いた。

そして、1984年に韓国大阪青年会議所によって「코리아タウン構想」が発表された〔http://www.kojc.org/ (2004.1.20)〕。これを受けて、86年に御幸通中央商店会、同東商店街振興組合が賛意を表明し、翌年には「코리아タウン推進委員会」が組織され、御幸通は韓国風に整備された。現在、코리아タウンには約150の店舗があり、そのうちの6割以上が在日コリアンによって経営されている。

2-2 観戦会の概要

코리아タウンでの観戦会を企画したL氏は1962年生まれの在日韓国人二世である。彼はここでキムチの製造販売店を経営し、「生野コリアンタウン推進委員会」委員長でもある。このL氏に対するインタビューを手がかりに、応援会がどのようなものであったのかを述べていく。なお、以下のインタビューは2003年5月と7月に行なった。

予選リーグ第1戦（6月4日）の対ポーランド戦。何かしたいとは思いつつも、「騒いだら日本の人々に悪いから」と、喫茶店で観戦した。そこでは彼の娘を含めた何人かの女性は民族衣装を着て、またその他の何人かは民族楽器を打ち鳴らし、「思いのほか盛り上がった」。その時、「もっと皆でやれへんやろか」、さらに「やってまえ!」という気持ちになる。

予選リーグ第2戦（対アメリカ）は屋間の試合のため、14日のポルトガル戦に向けて観戦会の準備を始める。根回しの意味もあって連合町会長と町会長に応援会開催の打診する。彼らの対応は、「やったらエエやないか、（会場となる公園にある）会館も自由に使いや」。彼らは日本人である。そして、商店会のある有力者（在日一世）にも相談する。しかし、「事故などがあるかもしれないからやらない方がいい。大きな動きをするな」と、消極的であった。この言葉について、L氏は次の説明を加えた。「朝鮮の人ゆうたら、昔から、集まって、みんなして酒飲んで騒いだら喧嘩する、そういうイメージあるでしょ。実際そういうのも多かったでしょうけど。もしもそないになったら、またいろいろショウモナイこと言われなアカンでしょ。それと、ここでは日本人でも、韓国人でも、北の人でも、どこかが何かパッパとしようとすると潰されてしまう、そういうことです」。

結局、商店会からは後援も貰えなかった。しかし、彼は「身銭をいくら切ってもいい」という思いで、準備を始めた。商店会の仲間5名（民団系2名、総連系1名、日本人2名）からボスターの作成や野外スクリーンの設置等で協力を得た。

当日、約450人が集まり応援が繰り広げられたが、会場整理にあたったのは白頭学院建国学園高校（10名）、大阪朝鮮高級学校（10名）、日本人高校生（2名）である。そして、スクリーンの最前列に陣取ったのは大阪朝鮮高級学校の生徒約50名であった。彼らは韓国国旗をフェイスペインティングし、「デー・ハン・ミン・グッ」と叫び、会場の雰囲気盛り上げた。朝鮮高校の生徒たちが公然と韓国を応援することは、ありえないことだと思われていた。また、民団系の人々にとっても、これまでは「総連系の人たちを前にしたら、『気を使って』堂々と（韓国を）応援できなかった」状況とは異なる状況があった。そして、これ以降は商店会の支援を受けて、三位決定戦まで4回の応援会が開催された。

3. まとめーワールドカップ後の코리아タウン

L氏は、「（応援会が終わって）いままで気にしていた『バランス』は実際にはないんだ、この街は日本人も、南北のコリアンも共生できている街だと実感した」〔在日韓国民主人権協議会、2002〕、そして「共生の町づくりに、新しい動きも出てきたし、若い子らが積極的になってきた」とも述べている。

しかし、朝鮮籍の女性K氏（51歳）は、「楽しかったな。今から思うと、夢のような1ヶ月やった。これからどんどんヨウなっていくで、と思った。あの日まではな…」と、振り返っている。「あの日」とは、日朝首脳会談が開かれた2002年9月17日のことである。「日本と南北朝鮮の政治状況から自由ではない」〔尹健次 2001〕在日コリアンの状況は変わらない。

スポーツ研究における公共性論の批判的検討

ー浦和レッズサポーターの事例からー

To make the URAWA REDS win: the case for the 'Öffentlichkeit'

吉田 幸司（筑波大学大学院）

Koji YOSHIDA (University of Tsukuba)

1. 公共性論の批判的検討

かつて日本において、公共性は人々に公共政策における受忍を強いるマジック・ワードであった。その公共性が「構造転換」されて以来、公共性は肯定的にとらえ返されるようになり、以来、公共性研究は気運の高まりを見せている。この公共性論をスポーツ社会学領域では、これまでどのようにとらえてきたのであろうか。

まず内海和雄は、スポーツをする権利と公共性とのかわりを探ってきた（内海 1987, 1988, 2002）。内海はスポーツ権と公共性が不可分である、と述べる。ここでいうスポーツ権とは、「みんなのスポーツ」で示される、だれもがスポーツを享受する権利である。内海は『公共性の構造転換』を踏まえ、公共スポーツ施設の建設・管理・運営において当該地域の住民の意志を反映した「下からの公共性」の実現を主張している（内海 1987;30）。だが内海にみられるのは、公共性形成の主導権はあくまで「市民」ではない。住民の意志を反映する主導権を持つのは最終的には行政であり、降りてくる政策を検討しさえすればいいという認識がそこにはある。それは「下からの公共性」を目指すといえながらも、現在の日本においては、スポーツには「上からの公共性」＝権力機関の承認に基づく（スポーツの）公共化（同上:34）すら認められていないという、内海の問題意識からくるものである（内海 1999;294-297）。

それに対して松尾哲也は、福祉社会を目指す政策が進んでく中で、本来市民的な公共性を目指すはずであった公益法人「スポーツ振興事業団」が、過度に行政に依存している状況にあるという事例に触れ、ここでNP0やボランティアとの連携を取ることで、理念型としての「公共性」を、あらためて担保する拠点作りを提唱している（松尾 2000）。また鬼丸正明は、内海の研究における、「そこでの公共性は国家による保障を想定している点で、福祉国家的公共性といえるが、これに対して（NP0活動）を視野に入れた」市民のスポーツ組織がある公共的役割を果たす福祉社会的公共性の可能性も出てきているのではないだろうか」（鬼丸 2000;454）と述べる。松尾、鬼丸においては、公共性形成の主導権は「市民」側にある。

また、スポーツ社会学領域における公共性概念に関して理論的な検討を行っているのが、菊幸一である（菊 2001a, 2001b）。菊は、これまでのスポーツ振興政策というものを、体育・スポーツ事象を社会体制の維持・存続を目的とする政策・戦略の受容として対象化される限りにおいてのみ担保される、「上からの公共性」ととらえ、体育・スポーツの新たな「公共性」構築のために、「私利私欲」ー「身体」及び「身体の言葉」を基底とする運動への本源的欲求であるプレイ欲求を評価している（菊 2001a）。

鬼丸は、「今日のスポーツをめぐる状況は、より能動的に市民がスポーツのあらゆる場面で主体となることを要請している。スポーツの中に抵抗の契機をみただけでなく、新しい契機をみてゆくことが必要とされている。故に『公共性（公共圏）』の分析がスポーツ社会学の重要な理論的課題となってくるのではないか」（鬼丸 2000;454）と述べる。この鬼丸の言葉に示されるように、スポーツ社会学領域における公共性研究は、実践的課題であるよりもまず、理論的課題として取り上げられる傾向にある。

こうした傾向に対して、本報告は、公共性は理論的に検討されるものではなく、あくまで固有の事例から立ち上がってくるものとして、固有の事例の文脈に即してとらえる必要があることを主張する。

内海、松尾、菊らによって展開されてきた、スポーツ社会学領域の公共性論において、理念としておかれたものに過ぎなかった公共性に、実践的意味を付与し、公共性をあくまで固有の事象から立ち上がってくるものとしてとらえる必要性を指摘することを、報告の目的とする。

2. 事例—浦和レッズサポーターの文化的実践

公共性問題にコミットする研究者は、公共性に「潜在的に全ての社会構成員に関わりを持ち、より多くの人々の幸福の増大に貢献すると考えられるがゆえに、一般的承認を得ることが可能な社会的活動・制度に内在する属性」(三上 2001:87)を共通に想定している。そして、「それを実現するための場としてこれまで想定されてきた領域(政治、経済、道徳など)はその機能の包括性と相互関連を失い、働きとして限定的であるばかりか、逆に公共性を阻害する逆機能の派一政治的正当性の喪失、新しい形で富の偏在、道徳観に由来する対立等々になっている」(同上:88)。であれば、そこにこそ、社会問題を扱うだけでなく、スポーツを扱うことにおいても、公共性概念を人々の文化的な実践をとらえ返すための視角として用いることの正当性を見いだせるのではないだろうか。

そこで、そうした事例として、浦和レッズサポーターの文化的な実践を報告する。この浦和レッズサポーターの文化的な実践を記述していくために、報告者は2003年3月より、浦和レッズのホームスタジアム、浦和駒場スタジアムにおいて東側ゴール裏裏に位置する通称「ゴール裏」において、現在も継続中の参与観察を行っている(2004年3月末現在で13ヵ月が経過)。この参与観察を通じて明らかになった、浦和レッズサポーターによる、「チームを勝たせること」を目的として行う文化的実践と、それが生み出すこの事例における「公共性」を提示する。

【引用・参考文献】

- ハーバーマス、J/／細谷貞雄・山田正行訳、1990、『〔第二版〕公共性の構造転換』、未来社
長谷川公一、2000、「共同性と公共性の現代的位相」、『社会学評論』、vol. 50-4, pp4-18
菊幸一、2001a、「体育社会学からみた体育・スポーツの「公共性」をめぐるビジョン」、『体育の科学』、vol. 51-1, pp25-29
菊幸一、2001b、「公/私を分かち、紡ぐ身体からみた戦後的知の構造」、小路田泰直編、『戦後的知と「私利私欲」』、柏書房、pp49-90
鬼丸正明、2000、「スポーツ社会学と公共性(公共圏)論」、『一橋論叢』、124-3, 日本評論社、pp95-106
松尾哲也、2000、「公益法人『スポーツ振興事業団』の課題と可能性」、『体育の科学』、vol. 50-3, pp203-208
三上剛史、2001、「公共性の理論と構造—ハーバーマス、アレント、セネット—理論形成のための予備的考察」、『社会学雑誌』、十八、pp68-91
齋藤純一、2000、『公共性』、岩波書店
佐々木毅・金泰昌編、2002、『公共哲学7 中間集団が開く公共性』、東京大学出版会
内海和雄、1987、「スポーツの権利と公共性」、『一橋論叢』、99-1, 日本評論社、pp29-48
内海和雄、1988、「スポーツの権利・公共性の指標と阻害」、『一橋論叢』、99-6, 日本評論社、pp1-22
内海和雄、1999、「保健体育審議会『答申』の背景と内容」、『一橋論叢』、121-2, 日本評論社、pp280-298
内海和雄、2002、「地域スポーツクラブと権利・公共性」、『月刊 社会教育』、no. 557, 国土社、pp6-15

¹ もちろん、それはスポーツ研究を公共性論の文脈で検討していく際に、社会学領域において公共性論が背負ってきた課題を、スポーツ研究のなかで、それぞれの事例がいかにして引き受けてゆくのか、という問いと切り離して考えることはできない。

故郷の再生：近畿カーブ後援会と近畿広島県人会を対象にして

(私設応援団のフィールドワーク3)

Regeneration of Home: Case Study of Kinki Carp Booster Club and the Association of Hiroshima Prefecture Natives Resident in the Kinki region (Fieldwork of private fan clubs 3)

高橋 豪仁 (奈良教育大学)

TAKAHASHI Hidesato (Nara University of Education)

1. はじめに

バーガーら(1977:70-94)は、近代社会の特徴の1つに生活世界の複数化(plurality of life-world)をあげ、これによって人々は自己の「ホーム・ワールド」の自己完結性と信憑性を弱め、「安住の地の喪失」(homelessness)状態に苦しんでいるとし、それが「安住している」という状態へのノスタルジアを育んでいるのだと指摘している。さて、日本において、19世紀後半から人々の移動が顕在化し、特に第二次大戦後の経済成長とともに多くの人々が移動し始めた。その移動によって、「故郷」という概念が都市空間と密接な関係を持ちながら成立した(成田, 2000:12-15)。

「故郷」は、個人のアイデンティティと結びついているだけでなく、共同のアイデンティティとも密接に関連しており、故郷に関する共通の記憶が共感の共同性を作り出している(成田, 1997:4)。ここでは、関西に在住する広島東洋カーブのファンの集まりである「近畿カーブ後援会」と近畿に在住する広島県出身者による組織である「近畿広島県人会」において、広島をフランチイズとするカーブや広島県内の高等学校運動部が、「故郷」を象徴化し、再生するものとして用いられていることを示したい。

2. 近畿カーブ後援会

1950年に創設された広島東洋カーブ(当時は広島野球倶楽部)が初優勝した1975年の8月に、近畿広島県人会の青年を中心に「カーブを優勝させる会」が結成され、翌年の3月に、監督・選手を招いて「近畿カーブ後援会(当時は大阪カーブ後援会)」の結成パーティが行われた。当時後援会事務局は、広島県人会に置かれた。1980年代前半のカーブ黄金期では会員は1,000人を越えており、現在の会員数は約600人である。

2002年11月に全会員を対象に、郵送法による質問紙調査を実施したところ(有効票: 161、有効回収率 25%)、広島県で生まれた人は42%であり、これに、親や親戚が広島県出身者や、広島県に在住経験がある人を含めると約6割となった。現在の会長と3人の副会長は広島県出身であり、彼らの他に11人の役員が広島県出身者である。50代・60代の近畿カーブ後援会の役員は、ちょうど日本が第二次大戦後に経済的な発展を遂げる1950年代後半から1960年代に広島から大阪に出て来た人が多い。彼らは、広島を離れ大阪に出て来て、1975年のカーブ初優勝を大阪で経験した人たちである。

1960年日本の人口の約44%が都市部に住んでいたが、20年後の1980年では約60%が、全国土の僅か2.7%を占める都市部に居住するようになった。また、日本における大都市圏の転入超過は、1960年代前半に最も大きくなっている(蘭由, 1994: 52-62)。日本における社会構造の基底を支えていた既成秩序(自然村的秩序・共同体的秩序)の解体が本格化したのは、都市部への人口移動が顕著となる1960年代であった。日本の人口移動は、おおよそ、東京圏と大阪圏に集中する傾向にあり、1965年に大阪で生まれた市民の割合は32.5%であり、神戸市では29.9%であった(松本, 1994: 6-9)。

近畿カーブ後援会の発足は、戦後の高度経済成長期において、広島から近畿圏への都市移住を背景にし、カーブを故郷のシンボルとした共同性に基づくものである。彼らは、広島から大阪に出て来て働くという個人的体験の延長線上にカーブV1の物語を位置づけ、自らの現実を了解しようとしたのであるが、このカーブV1というドラマは単に個人的なものではなく、同郷者にとって共通する社会的ドラマであったのだ。

3. 近畿広島県人会

明治16(1883)年に、軍人や商工業で働く広島県人によって同郷集団、広島県人会や福山人会が作られた。その後大正7(1932)年に、それらの地方人会が統一され「大阪芸備会」となった。その後、戦時

体制となり、活動は中断することとなる。戦後、昭和23年に「京阪神芸備会」として再興され、参加者が初めて100人を超えた昭和25年9月の総会で「近畿広島県人会」と名称を変更し、翌年1月に広島県知事を迎えて大阪商工会議所で第1回総会が開催された。昭和28年に、会員は1000人を超えた。

昭和30年代になると、高度経済成長に伴い、広島県の中学校・高等学校を卒業した青少年が京阪神に多く移住し、県人会では彼(女)らを慰安激励するために、昭和35(1960)年7月に第1回広島県出身新規学卒者激励大会が大手前の国民公会館で開催され、500人以上の学卒者が参加した。昭和38(1963)年に中之島の公会堂で開催された新規学卒者激励会を兼ねた創立80周年祝賀会には、新卒者千名と会員千名が集った。新卒者の激励大会が始まると同時に、野外活動などの自主的な活動をする「広島青年クラブ」が結成され、翌年には広島県人会の傘下に入り、経済的な支援を受けた。そして、昭和39(1964)年から正式に県人会青年部として活動を始めた。こうした青年たちが中心になり、昭和50(1975)年のカープの初優勝の時には、道頓堀の戎橋で祝勝会を行い、広島の名酒で振舞酒し、翌年の近畿カープ後援会(現在の近畿カープ後援会)の結成へと繋がった。

昭和27(1952)年に始まった郷土訪問バス旅行は、4、5年に1回の割合で実施され、現在も続いている。このように里帰りをして、故郷を懐かしむような行事の他に、大阪に居ながら故郷を想起させる演出がパーティーには用いられている。例えば、2003年に大阪ベイトワで開催された県人会創立120周年記念総会には、広島県知事をはじめとする県内の市町村の長が来賓として出席し、郷土の銘酒で饗開き、地元のワイン(三次ワイン)で乾杯が行われ、広島のお好み焼きの屋台が出され、広島県の特産品の即売コーナーが設けられた。また、ステージでは郷土芸能である瀬戸田町の和太鼓集団「島衆」による演奏が行われた。そして、広島県内の名産品が当たる福引き抽選会が行われた。

県人会で実施されているスポーツ・スペクテーターシップも故郷を想起させる場となっている。県人会では、年に2回、近畿カープ後援会を通してチケットを斡旋して、甲子園球場と大阪ドームで行われるタイガース対カープの試合の観戦をしている。また、春と夏の高校野球甲子園大会に出場する選手たちが新大阪駅に到着すると、団体待合所で歓迎激励会を行い、県人会の幹部や広島県学校同窓会関西連絡協議会の代表が激励の挨拶をし、陣中見舞いが送られる。試合当日には、県人会旗を掲げて、広島からの応援団と一緒にアルプススタンドで観戦・応援をする。野球観戦の他にも、京都で行われる全国高校駅伝や花園での全国高校ラグビーの観戦が行われ、その様子は会報に掲載されている。

4. おわりに

内田(2000: 170-171)は、「故郷」というものは、自然なもののように見えたとしても、ある種の疑似イベント的な、記号的なものによって、そのリアリティは構成されており、ちょうどそれは、映画村のセットのような記号を媒体としながらも、そこではいかにも自然に見える情緒的效果が生み出されていると指摘している。また、成田(1998: 64-90)は、故郷を構成するものとして、その範囲、拠点、偉人、歴史、言葉などをあげている。こうしたものの類として、カープや全国大会に出場する広島県内の高校運動部は、そのシンボリック的働きが故に、故郷を再生し、近畿カープ後援会や近畿広島県人会の共同性を支えるものとして用いられていた。ただし、それは、同郷集団の故郷に関する共通の記憶ではなく、自分のルーツとしての繋がりがある集団対他集団という競争的関係を表象することができるスポーツ・スペクテーターシップである。そして、これらの同郷集団において、ただ単純に故郷が再生されているのではなく、例えば、近畿カープ後援会のパーティーではカープの選手を招待するだけでなく、大阪の吉本興業のタレントや大阪選出の国会議員が招待されたり、近畿広島県人会の総会に大阪府知事が出席するなど、故郷に一体化するのではなく、移住先の生活の中であって故郷に向き合い、故郷の物語をドメスティケート(飼ひ慣らす)しているのかも知れない。

【文献】

蘭由岐子「地方人口の向都離村現象」松本通晴・丸木恵祐編『都市移住の社会学』世界思想社、1994年、49-82頁。/ P.バーガー、B.バーガー、H.ケルナー(1977)『故郷喪失者たち-近代化と日常意識』新曜社。/ 松本通晴「都市移住と結節」松本通晴・丸木恵祐編『都市移住の社会学』世界思想社、1994年、1-28頁。/ 成田龍一(1998)『故郷』吉川弘文館。/ 成田龍一(2000)『都市空間と故郷』成田龍一ら『故郷の喪失と再生』青弓社、11-36頁。/ 内田隆三(2000)『故郷』というリアリティ。成田龍一ら『故郷の喪失と再生』青弓社、133-174頁。

「障害者スポーツ」というカテゴリーの組替えに関する研究 —車椅子バスケットボールチームの実践から— A Study on Categorization Practice about "Sports for the Disabled" —From Fieldwork on a Wheelchair Basketball Team

渡 正 (筑波大学大学院)
WATARI Tadashi (University of Tsukuba)

問題の所在：障害者スポーツ論の検討

これまで、スポーツの文脈において「障害者¹⁾」や「障害者スポーツ」が対象とされたとき、そこには複数の視点が存在していた。それを簡単にいえば、リハビリテーション医学的関心からのスポーツの意義・有用性の主張。施設・環境の問題、そして障害者スポーツを近代スポーツの相対化の契機と見る視点である。だが、これらの議論にはいくつかの点から問題点が指摘できる。それは、議論のほとんどが暗黙的に、ときには明示的に「障害者/健常者」というカテゴリーを想定し、前提としてしまっている点である。つまり、一般的に考えられている、障害者は健常者とは違うひとりとである、という認識から議論を出発させてしまう。そのため「障害者スポーツ」は「健常者のスポーツ・近代スポーツ」とは異なる存在として認識される²⁾。障害者スポーツが健常者のスポーツ・近代スポーツと異なることは確かである。しかしながら、それは社会が障害者を健常者とは違うもの、弱いものとしていたからこそマージナルな位置に追いやられていたのである。その点を無自覚なままマージナルなもの・マイノリティからマジョリティを相対化しようとしても—それが可能であることは認めつつも—その根拠に「健常者/障害者」の区別を前提としていることは批判すべきであろう。藤田紀昭はアダプティッド・フィジカル・アクティビティという概念を新たに採用し、そこに近代スポーツの相対化の契機をみる(藤田 1999: 285-6)。しかし、その概念を採用したとしても、「健常者—障害者」の「本質的な」区分の座標において細かなカテゴリーを創出しているに過ぎないのである。

また、しばしばパラリンピックのような近代スポーツ的価値観のなかで展開される障害者スポーツが、「障害者スポーツ」であるにもかかわらず、近代スポーツの価値観を強化してしまっていることが批判される。しかし、この主張の背後には相変わらず「健常者/障害者」の区別が存在している。健常者と障害者は「違う」のだから、障害者のスポーツは健常者のスポーツのようにあってはならない、という非意図的なメッセージがある。このように障害者スポーツを批判するとき、その論者は「現実」に近代スポーツの価値観の中でスポーツを実践している人々がいることをどのように捉え、彼らに対してどのような主張を行えるのだろうか。近代スポーツ的価値観にコミットし、スポーツを実践している障害者を捉える視角が従来の障害者スポーツ論には希薄であったと考えられる。

さらに、障害者のアスリートたちは、アスリートという彼らの一側面がクローズアップされ、彼らにも「障害者」として差別を受ける経験があることが過少に捉えられてきた。彼らも、たとえば車椅子を使用していることから、差別的なまなざしや、社会的に発生する「障害」、個人的な問題など、様々なところで自分が「障害者」だと感じさせられている。その経験を議論に取り込むことができていなかったといえよう。

これまでの障害者スポーツ論は、「健常者/障害者」という区別を保持し、障害者スポーツを異質な領域に閉じ込めていた。異質な領域だからこそ健常者のスポーツを相対化しようとしたため、「現実」に近代スポーツ的な価値観の中でスポーツを実践している障害者を学問的には無視してきたのである。そして彼らのアスリートとしての側面のみ眼を向けていた点。これらが従来の障害者スポーツ論の問題であった。

ローカルな場面、実践的知識への注目

以上の視点を踏まえた上で、本報告においては「健康者／障害者」という区別を前提として置かない地点から議論を始める^{3,4}。そして、近代スポーツの価値観の中でまさにスポーツを実践している人々が、「障害者スポーツ」に参加することで、一体どのようなことを行っているのかについて考えていく。が、「障害者スポーツ」に参加すること、一体どのようなことを行っているのかについて考えていく。が、「障害者スポーツ」に参加することで、一体どのようなことを行っているのかについて考えていく。が、「障害者スポーツ」に参加することで、一体どのようなことを行っているのかについて考えていく。

カテゴリー化実践、実践コミュニティ

以上の目的を明らかにするため、本報告では彼らの活動を、フィールド調査の結果から、主として二つの概念を設定することで捉えたい。

つの概念を設定することで捉えたい。

一つは彼らの実践が、「障害者スポーツ」という健全者から押し付けられているカテゴリーを組み替えていく実践、つまりある種のカテゴリー化実践の側面を持っている、ということである。ここではカテゴリー化実践を、社会のマジョリティが支配的なカテゴリーを他者に当てはめているとき、当該集団がそのカテゴリーを組替え、新たなカテゴリーを創出していく実践、というように捉えた。

もう一つは、これまで述べた「実践コミュニティ」の概念である。この概念に関

そのカテゴリーを組替え、新たなカテゴリーを創出していく実践、というように捉えたい。

もう一つはレイヴとウェンガーによって示された「実践コミュニティ」の概念である。この概念に関しては様々な説明が可能であるが、議論の煩雑さを回避するうえでも、ここでは、ある共通の目的、活動は様々な人々のまとまり、というように捉えたい。ただし、注意すべき点は、この実践コミュニティ動を共有した人々のまとまり、というように捉えたい。また、注意すべき点は、この実践コミュニティはそれ自体が、メンバーの行為によって組織化・可視化される性質のものだ、ということである。

これを踏まえて、以下に示すような実践の事例を、車椅子バスケットボールチームという「実践

はそれ自身が、メンバーの行為によって組織化・可視化される性質のものだ、という。車椅子バスケットボールチームに参加する人々の実践を、車椅子バスケットボールチームという「実践コミュニティ」を組織化していく実践として捉えた。このようなとき、その人々の実践、つまり実践コミュニティを組織化していく行為は、日常的な差別的なかにさらされている障害者のカテゴリー化実践としても捉えることができるのである。そうすることで、本報告の先に、「障害者」のアイデンティティ等の問題を、実践コミュニティ論における「学習」の問題とともに議論していく視野と、より大きな、障害者スポーツにおける社会運動的視点から、「健常者」と「障害者」との間の非対称的な権力の問題について議論していく視野という、2つの議論へ向かう可能性を見出すことができる。その出発点という意味においても、本報告において障害者スポーツに参加する人々の実践を、ローカルな場面から捉え直すことは、重要であると考えられるのである。

*参考文献については、本大会報告レジュメに記載し、ここでは省略する。

「障害者」に含まれる「害」の持つ否定的イメージを嫌って「障がい者」や「障害者」を用いる論者もいるが、本報告では「障害者」を用いる。また、「健常者」を「障害のない人」、「障害者」を「障害がある人」や、たとえば「車椅子使用者」などと表記する論者も多く、また一般的になりつつある。しかし、本報告では、まさにそれは「車椅子使用者」として社会一般が押し付けているイメージや、カテゴリーそのものを問題としているため、「健常者」、「障害者」と社会一般が押し付けているイメージや、カテゴリーにおいても同様である。議論も「健常者」、「障害者」を採用する。これは「障害者スポーツ」においても同様である。2 表題の目的上、「戦略的に」あるいは、「意図的に」、「健常者／障害者」というカテゴリーを採用している阿部ほかのような論者たちもいるが、彼々たち以外ではこの点について自覚的な障害者スポーツ論は殆どない。3 これらの視点はイギリスの障害者運動学に発展してきた障害学に基づく。障害学とは「障害を分析の切り口として確立する学問、思想、知の運動」であり、この視点は「社会が障害者に対して設けている障壁、そしてこれらに否定的に受け止められること多かった障害の経験の肯定的側面に眼を向けたこと」（長瀬 1999：11-2）であつた。そして障害学における「障害者」の定義とは「障害者とは、身体上の差異に関わって他のひとびとから分かれた『障害者』と名づけられるとともに、『障害者』としてふるまうことを期待されるひとびと」（倉本 2000：97）である。障害学を議論することが本報告の目的ではないため、これ以上言及はしない。4 「障害者／健常者」という区別を行わないことと、彼らと私との間に身体的差異が厳然としてあることを認めることは、全く別の次元に属する問題である。その点を混同してはならない。

一般発表Ⅳ

(3月27日 13:10—14:10)

IV-A N170 教室 (1F) 司会 佐川 哲也 (金沢大学)

日本スポーツ仲裁機構設立の意味	小野寺 直樹 (横浜国立大学)
主体的実践としての苦痛と怪我 —ボクシングジムへの入会プロセスを事例として—	池本 淳一 (大阪大学大学院)

日本スポーツ仲裁機構設立の意味

Implication to establish Japan Sports Arbitration Agency

○小野寺 直樹 Naoki Onodera 横浜国立大学大学院 Graduate School of Education, YNU
海老原 修 Osamu Ebihara 横浜国立大学 YNU

1. 問題の所在

海老原（2000）は運動会にはじまる巧妙な仕掛けの延長線上に地域スポーツの振興政策を捉え、『『スポーツ村』『社会体育論』『コミュニティ・スポーツ論』『スポーツ・フォア・アール』『生涯スポーツ論』と辿るとき、未だこのスポーツの手段化の呪縛の流れにまかせるように思える」と現状を憂える。また菊（2002）もコミュニティ・スポーツの振興登場の背景に、「これまでの中央集権的、画一的な行政や産業政策の見直しとその矛盾の解決の一方策として『地方の時代』を強調し、地域社会の活性化を図ろうとしたこと、などがあげられるように、スポーツを政治的統合の手段とする戦略・戦略の需要としてこれを理解することが可能である」と危惧する。

海老原（2000）はこのような国家が画策するスポーツの手段化から離れるために、「受益者負担、つまり自己投資と自己責任に応分となる分立的関心をもって成立するアソシエーションこそ、まず認識すべきであった」と指摘する。また菊（2002）は「人間の運動に対する必要を欲求に変えていく営みが、『社会的なもの』が施そうとする戦略を伴うスポーツ需要を超え」と将来を見据える。

彼らが示す解決策の必要性には著者も同意できるが、その結果に自立性や自発性を求めるならば、憲法と法律の相互性を基盤とした政治性が構築されない限り充たされ得ないと考える。一方で法の相互性が必然的な自立性や自発性を保障する訳ではない事実も確認しなければならないだろう。なぜならば差別を受けている人が参政権を得たからといって平等を手に入れている訳ではない現状は、ジェンダー、エスニシティ、宗教、言語、歴史的経験などを鑑みれば明白だからである。それでも法の相互性の構築により解決されている幾多の問題がある事実は重要である。そこで著者は一般社会に確認されるような憲法と法の相互性をスポーツ空間にもつくりだし、個人が法に規定された権利を持てる仕組みの必要性を求めている（小野寺、2003）。

現代社会に成立している多くの法治国家では、個人の権利は憲法に規定されている。国民は法を機能させるために基本的には、権力を行政、立法、司法という三権に分立させている。この仕組みをスポーツ空間に照らすと、既存のスポーツ組織はこれら三権を有している。そのためスポーツ空間においては個人が権利を得ることができない。例えば、野球における「プロアマ問題」をめぐる諸問題をみると、日本学生野球協会にある日本高等学校野球連盟（日本高野連）や全日本大学野球連盟に加盟している選手及び監督らは、夫々の連盟に権利を留保させなければならない。そのため柴田高校や仙台東高校、大学の野球部員が受けた MLB に所属している球団の入団テストについて、柴田高校の野球部員1名が、その後日本高野連が催す大会へ出場する権利を剥奪され、仙台東高校野球部の監督が謹慎処分を受ける様相となる（2003年6月15日、2003年6月16日、2003年6月19日、2003年9月23日、朝日新聞）。

本研究ではかかる現状に因み、2003年に設立された日本スポーツ仲裁機構（JSAA）が日本のスポーツ界における司法を意味する訳ではないことを確認する。あまりに常識的に過ぎて改めて確認する必要があるという意見があるが、これは司法を担う可能性を全て否定する訳でもない。

2. 日本スポーツ仲裁機構の役割

第一にこれは仲裁であって裁判ではない。「申立人と相手方との間には、申立てに係る紛争をスポーツ仲裁パネルに付託する旨の合意がなければならない。仲裁合意は書面その他意思を明確に示す方法でなければならない」と規定されており、当然申し立てに対する同意がなければ仲裁には至らない。裁判ではあらゆる法律上の争訟が取り扱われねばならない。

第二に同意が成立しても、取り扱われる紛争は限られている。「競技中の審判の個々の判定につ

主体的実践としての苦痛と怪我
ーボクシングジムへの入会プロセスを事例としてー

池本 淳一

大阪大学大学院人間科学研究科博士後期課程

抄録

近年、英米のスポーツ社会学において、サッカーやラグビーなどのコンタクトスポーツにおける苦痛と怪我 (pain and injury) に関する研究が盛んである。その中心的な問題は、なぜ彼らはそのような「危険なスポーツ」を好み、また身体的リスクを背負ったままプレイし続けるのか、である。

Nixon によれば、身体的リスクを伴うスポーツには、苦痛と怪我を「ゲームの一部」として過小評価する「リスクの文化」[Nixon, 1992]が存在し、社会的・職業的成功の代価として苦痛や怪我を支払うことを当然視させるといえる。そしてその文化は、プレイヤー、観客とメディア[Nixon, 1993]、コーチ[Nixon, 1994]、オーナーなどのスポーツ関係者すべての社会関係からなる「スポーツネット」が強固に築かれていればいるほど強化され、さらにアスリートを身体的リスクから逃れがたくする[Nixon, 1992, p131-132]のである 1)。

また Messner は「スポーツは男らしいジェンダーアイデンティティの展開を審判する魅力的なコンテクスト」[Messner, 1990, p209]であることを指摘し、選手にとってリスクを引き受けることは男らしさの表現として、積極的に価値付けられている点を明らかにした。

この「リスクの文化」に対する構造と主体の相乗効果により、リスクを伴うスポーツは「アスリートに彼の公私にわたる生活に意味を与える手段を提供しつつ、同時に、そうして利潤追求を目差すオーナーの関心をサポートすることによって、絶え間ない支配と健康と安全への脅威をもたらす多くの諸事例への貢献を成すことになってしまう」[Young, 1993, p383]のである。

しかしながら、このような解釈が妥当しないスポーツも存在する。その一つが現代日本におけるプロボクシングである。プロボクシングはその「職務上」要求される拘束時間や労力に比べて、その金銭的報酬は遙に少なく、しばしば実質的な出費の方が上回る場合すらある。またボクシング界のスポーツネットは、チームスポーツや大規模スポンサーの存在する他のスペクタクルスポーツに比べて、相対的に弱いものである。また、ボクサー自身は「男らしさ」の表現のためにボクシングをおこなっているわけではない、と断言するものも多い。

ではなぜ、彼らは苦痛と怪我に耐え、リングを目指すのであろうか？

今回の報告では、彼らが当初何を求めてボクシングを始めたのかを明らかにするために、ジム入会の動機付けの形成過程に焦点をあてる。また近年、米国の都市社会学・スポーツ社会学において、ボクシングを代表とするアーバン・サブカルチャーを媒介とした社会的・文化的再生産のメカニズムが明らかにされてきた(米国ボクシングについてのレビューは、[池本 2003]参照)。本報告はそれらの知見を踏まえて、日本における社会的・文化的再生産のメカニズムの解明を目指す試みの一つでもある。

いては、現場の審判のテクニカルな判断に委ねるべきものと考えられそうなので(そうでなければ混乱が生ずる)、これは対象とならない」。これは「＜身分より契約＞という近代の社会思想がよりダイレクトに生きる競技場では、総理大臣の犯したミスであれ政界黒幕が画策した反則であれ、審判がルールに照らして違反行為だとすれば原則としてすべてが摘発され、処罰される」という守能(1984)のスポーツ・ルール論に記されている内容と共通する。しかし、「対象とする紛争は、協議会への参加資格、代表競技者の選定、ドーピング検査結果に基づく処分など、スポーツ競技またはその運営に関して競技団体またはその機関がした決定について、競技者またはその競技者の属する団体が申立て人として、競技団体を相手方とする仲裁申し立てだけである。競技団体同士の紛争、競技団体が競技者を相手として何らかの請求をするもの、さらには、スポンサー契約や放送契約などをめぐる紛争も当面は対象外とした」とされる。

第三に、JSAA が取り扱う事件は次のように規定されている。「競技者からの申し立ての相手方となる『競技者団体』は、『日本オリンピック委員会、日本体育協会、日本障害者スポーツ協会、並びにそれらの加盟団体および準加盟団体』に限定されている」。

また一方で日本アマチュアボクシング連盟は JSAA に対して「仲裁人が規則の解釈に必ずしも精通しているとは思えない」(2003 年 8 月 9 日、朝日新聞)、「仲裁人には法律の専門家でない方もいるので、仲裁判断に問題がでる場合もある」(2003 年 8 月 9 日、毎日新聞)と指摘した。これに対して JSAA は「現在、仲裁人候補者リストに掲載されている方は大学で法律の講義をされている教授・助教授と弁護士の方々であり、すべて法律の専門家であります。また、このリストは拘束的なものではなく、当事者が希望し、それに合理性があれば、リスト以外の方でも仲裁人としてすることができます」と、また「裁判官もスポーツ法に精通しているとは思えないのですが、それはともかくとして、今後 JSAA としては、スポーツ法研究会を通じて、仲裁人のスポーツ法についての理解を深め、そのような懸念を持たれることのないような体制にしていきたいと考えております」と応答している。更に「JSAA 設立の意義」によると自発的な改善の可能性が伺える。JSAA は、本項で論じた第二の理由である「同意が成立しても、取り扱われる紛争は限られている」については「当面は」といっており、将来的には取り扱われる紛争も幅広くすると、また、第三の理由である「JSAA が取り扱う事件」についても、「これは当面のことであって、今後、他のスポーツ団体等(プロスポーツ団体を含む)がこの仲裁規則による紛争処理を希望すれば、この定義はそれらを含むように改めることを予定している」と述べており、あらゆるスポーツの紛争を解決する機関となる可能性を示唆している。

3. 結論

このような批判および指摘に対する改善は評価できなくはない。しかし JSAA は根本的な仕組みを変えなければ、司法権を担う独立した機関とはならず、ごく限られたスポーツ組織におけるサービスの向上という存在意味にとどまる。

一般社会では、国民から国家への義務規定である憲法に「すべて司法権は、最高裁判所及び法律の定めるところにより設置する下級裁判所に属する」(七六条一項)と定められているから司法権を担う裁判所は機能する。しかし JSAA においては、その機能はごく限られた人々によってつくられているにすぎない。例えば、「日本スポーツ仲裁機構規定」の「第 4 章 役員」には、9 名以内の理事を置くことが規定されている。この 9 名の理事の選出方法について、うち 6 名は財団法人日本オリンピック委員会、財団法人日本体育協会、財団法人日本障害者スポーツ協会が、それぞれ 2 名ずつ任命したものとすると、とされる(第 14 条 1)。この条項にはそれぞれの組織が 2 名の理事を決定する際に、その権利を有している人を、組織に所属している圧倒的多数が選んでいない問題がある。

政治的意思決定過程に民意が反映されないならばやはり自立性、自発性は保障されず、既存の権力は巧妙により強固なヒエラルキーを築くように再生産を繰り返すだろう。

具体的には、本報告では初めに、いわゆる貧困や不幸な生い立ちの者がボクサーになる、という通念化されたステレオタイプを否定する。

次に、ライフコース上のどの時期に入会したのか、に基づいて、ジムメンバーを四つのグループ、高校入学前後、在学中、卒業前後、卒業後、に類型化する。そして順次、それぞれの時期にボクシングが魅力的に見え、入会を決意させるようになった社会的背景メディア、トラッキングの再編成、早期選抜型の日本のプロスポーツ、労働市場の縮小と彼らのハビトゥス一勤勉で真面目なキャラクター、規律化された身体、社会的成功と自己実現への高いアスピレーションのかかわりを記述して行く。

そして、これらの記述から、ボクサーたちが苦痛に耐えつつボクシング技術の向上を目指すことが、同時に彼らが埋め込まれた社会構造上の位置付けから抜け出し、一步一步「上」を目指す主体的な行為であることを指摘する。

最後に、社会移動における身体資本の非効率性と可能性を確認し、再生産理論における身体資本の位置付けを考察する。

- 1) また Curry (Curry[1993], Curry and Strauss[1994]) は、スポーツ実践の現場における苦痛と怪我の「日常化 (normalized)」が、アスリートにそれらに対する問題意識を弱めていくことを指摘している。

Curry, T. J., 1993, "A Little Pain Never Hurt Anyone: Athletic Career Socialization and the Normalization of Sport Injury", *Symbolic Interaction* 16:273-90.

Curry, T. J. & Strauss, R. H., 1994 "A Little Pain Never Hurt Anybody: A Photo-Essay on the Normalization of Sport Injuries". *Sociology of Sport Journal*, 11, 195-208

池本淳一, 2003, 「ボクシングの社会学—ジムの構造分析を用いて—」, 年報人間科学, 大阪大学.

Messner, M., "When bodies are weapons: Masculinity and violence in Sport" in *International review for sociology of sport*, 25 (3), 1990, pp. 203-218

Nixon, H. L. II, 1992 "A social network analysis of influences on athletes to play with pain and injuries. *Journal of Sport & Social Issues*, 16, 127-135

—1993 "Accepting the risks of pain and injury in sport: Mediated cultural influences on playing hurt" *Sociology of Sport Journal*, 10, 183-196.

—1994 "Coach's Views of Risk, Pain, and Injury in Sport, With Special Reference to Gender Differences"

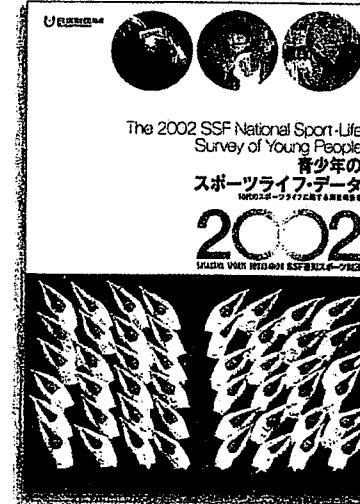
—2002 "Studying Sport from a Social Network Approach" *Theory, Sport & Society*

Young, K., 1993, "Violence, Risk, and Liability in Male Sports Culture", *Sociology of Sport Journal*, 10, 373-396

Young, K. W., McTeer, P., White, (1994) "Body Talk: Male Athletes Reflect on sport, Injury, and Pain" *Sociology of Sport Journal*, 11, 175-194



SSF笹川スポーツ財団 刊行物のご案内



子どものスポーツの現状把握には必見

青少年のスポーツライフ・データ2002

10代のスポーツライフに関する調査報告書

国内初の10代を対象としたスポーツに関する全国調査

調査内容:運動・スポーツ実施率/スポーツ実施理由・実施希望種目

スポーツ実施理由・非実施理由/スポーツクラブ・運動部/スポーツ観戦

スポーツ傷害/実施率・実施理由の国際比較 他

2002年8月発行 A4判 176頁 定価:本体2,000円

ISBN 4-915944-29-8

わが国のアクティブ・スポーツ人口は13.3%!

スポーツライフ・データ2002

スポーツライフに関する調査報告書

日本人のスポーツライフの現状把握に必見の最新データ

「実施頻度」「実施時間」「実施強度」の3つの観点から

成人のスポーツ人口、過去10年間の推移も把握、国際比較も実施

調査内容:運動・スポーツ実施率/スポーツ実施理由・非実施理由/スポーツ観戦

クラブ・同好会/スポーツ・ボランティア/健康生活の現状

アクティブ・スポーツ人口、カウチポテト人口の国際比較 他

2002年12月発行 A4判 168頁 定価:本体2,000円 ISBN 4-915944-30-1



スポーツ白書2010

スポーツ・フォー・オールからスポーツ・フォー・エブリワンへ

国内外の豊富なデータに基づいてわが国のスポーツの現状を詳細に分析、今後の方向性を示したスポーツ関係者必携の書

主な内容:21世紀の社会とスポーツ/日本人のスポーツ参加動向

スポーツクラブ/指導者と資格制度/スポーツ施設・環境 他

2001年4月発行 A4判 248頁 定価:本体2,800円 ISBN 4-915944-26-3

SSF笹川スポーツ財団 〒105-0001 東京都港区虎ノ門1-15-16
TEL.03-3580-5854 FAX.03-3580-5968
URL <http://www.ssf.or.jp/> Email. info@ssf.or.jp

日本財団 助成
The Nippon Foundation